

第六十八回 参議院大蔵委員会會議録第三号

昭和四十七年二月二十八日(月曜日)

午前十時二十二分開会

出席者は左のとおり。

委員長 前田佳都男君
理事 柴田 榮君
嶋崎 均君
戸田 菊雄君
多田 省吾君
栗林 卓司君

委員

伊藤 五郎君
河本嘉久蔵君
棚田 四郎君
津島 文治君
西田 信一君
松垣徳太郎君
竹田 四郎君
松井 誠君
松永 忠二君
横川 正市君
鈴木 一弘君
渡辺 武君
野末 和彦君
山下 元利君

政府委員

大蔵政務次官 船田 讓君
大蔵省主計局次 吉瀬 維哉君
大蔵省銀行局長 近藤 道生君
事務局側 常任委員会専門 坂入長太郎君

衆議院議員

大蔵委員長代理 理事

説明員

大蔵大臣官房審 中橋敬次郎君
議官 農林省農政局参 松元 威雄君
事官 食糧庁総務部長 森 整治君

本日の會議に付した案件

○沖繩派遣に関する報告

○準備預金制度に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○昭和四十六年度の米生産調整奨励補助金等についで所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(衆議院提出)

○委員長(前田佳都男君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

この際、沖繩議員派遣について御報告いたします。

去る二月十八日の理事会におきまして、沖繩現地の実情を調査し、付託される予定の沖繩振興開発金融公庫法案の審査に資するため、沖繩へ派遣を行なうことを決定し、同日議院運営委員長にその旨を申し入れ、一昨二十五日の議院運営委員会理事会で議員派遣とすることが許可されました。その派遣議員は、内閣委員と大蔵委員で編成し、その数は十二名とされました。両委員会の割り当て人数、日程につきまして内閣委員長と協議いたしましたところ、両委員会とも六名ずつ、日程は三月六日から三月八日までの三日間とすることになりました。当委員会の派遣議員は、理事会において、自由民主党二名、社会党一名、公明党一名、共産党一名、第二院クラブ一名の計六名とされましたことを御報告いたします。

○委員長(前田佳都男君) 次に、準備預金制度に関する法律の一部を改正する法律案及び昭和四十六年度の米生産調整奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案の両案を便宜一括して議題といたします。

まず、政府及び衆議院大蔵委員長代理理事山下元利君から趣旨説明を聴取いたします。船田大蔵政務次官。

○政府委員(船田讓君) 準備預金制度に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由の御説明を申し上げます。

ただいま議題となりました準備預金制度に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

金融制度調査会は、昨年十二月に、準備預金制度の活用に関する答申を行いました。この答申におきましては、国際化の進展、国内構造の変化等に伴う今後の新たな金融環境に対処して、有効適切な金融政策を実施していくためには、その手段の整備をはかることが重要であるとの観点から、今後、準備預金制度の機能を強化し、その活用をはかることが適当であると述べられております。今回の制度改正は、この答申に基づくものであります。まず改正の目的について申し上げます。

今後の経済政策におきましては、政策目標の多様化に伴い、財政、金融、為替等の諸政策を総合いたしましたポリシーミックスの確立がますます必要となりますが、金融政策も、その一環としていたしまして、その手段の多様化と整備をはかることが必要であります。

この観点から、金融政策の手段を検討いたしますと、公定歩合操作等の金利政策は、市場メカニズムに基づく金利機能を活用するという見地から考え、今後とも一そう強化をはかるべきであります。

す。

しかしながら、内外資金の流出入が増大する国際化のもとにおきましては、金利操作にあたって国際金利水準をも勘案しなければならぬという制約が出てまいりますので、今後におきましては、直接の金利操作手段でない準備預金制度の機能を充実することが必要であります。

また、同じく、今後は、内外資金の流出入が活発になるであろうことを考えますと、この際、海外からの短資の流入によって国内の金融市場が攪乱されることを防ぐ手段を講じておくことが必要であります。

他方、国内における景気調整政策としての金融政策の有効性確保という観点からも、過去におきまして、引き締め期に引き締め政策の対象外の金融機関の貸し出しが急増するという現象が見られたことに加えまして、最近では日銀の一般貸し出しがほとんどなくなるという事態になっておりますこと、また、今後はわが国における外国銀行の活動が次第に増大するであろうことが予想されますこと等を考えますと、今後は、市中全体の流動性を調整して、金融政策の有効性を確保するため、準備預金制度を整備する必要があります。

以上の理由から、この際、長期的観点に立つて準備預金制度を整備し、その機能の充実をはかることが必要であると考え、ここに、この法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の内容につきまして、その大要を御説明申し上げます。

第一に、法律上、準備預金制度の適用対象となる金融機関に、生命保険会社を加え、また、適用対象となる勘定として、現行の預金のほか、金融債、貸付信託の信託元本等を加えることにより、金融政策の有効性を確保しようとするのであります。

第二に、準備金の最高限度を現行の百分の十から百分の二十に引き上げ、この制度の弾力的な活用をはかることである。

第三に、準備金を計算する方法として、現行の残高を基準とする方式に加えて、増加額を基準とする方式をも可能であるようにすることである。

最後に、海外短資の流入のルートとなると考えられる非居住者自由円勘定等に対し、他の一般の勘定と区別して、最高一〇〇%までの準備金を適用し得るようによりすることである。これにより、短資流入を効果的に規制するとともに、流入した短資の国内金融市場に与える影響が遮断されることとなる。

以上、準備預金制度に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由と内容の概要を申し述べました。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(前田佳都男君) 衆議院大蔵委員長代理理事山下元利君。

○衆議院議員(山下元利君) ただいま議題となりました昭和四十六年度の米生産調整補助金等に関する所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案につきまして、提案の趣旨及びその概要を御説明申し上げます。

この法律案は、去る二月三日衆議院大蔵委員会において全会一致をもって起草、提出いたしましたのであります。

御承知のとおり、政府は、昭和四十六年度におきまして米の生産調整補助のために、稲作の転換または休耕を行なう者に対して、補助金または特別交付金を交付することとしたしておりますが、本案は、これらの補助金等にかかる所得税及び法人税について、その負担の軽減をはかるため、おおむね次のような特例措置を講じようとするものであります。

すなわち、同補助金等のうち、個人が交付を受けるものについては、これを一時所得として取り扱

うとともに、農業生産法人が交付を受けるものについては、交付を受けた後二年以内に固定資産の取得または改良に充てた場合には、圧縮記帳の特例を認めることとしたしております。

したがって、個人の場合は、その所得の計算にあたり、四十万円までの特別控除が認められ、これをこえる部分の金額につきまして、その半額が課税対象から除かれることとなります。

また、法人の場合には、取得した固定資産の帳簿価額から、その取得に充てた補助金等の額を減額することにより、その減額分が損金と認められ、補助金等を受けたことに伴い直ちに課税関係が発生しないこととなるのであります。

なお、本案による国税の減収額は、昭和四十六年度において約五億円と見積もられるのであります。衆議院大蔵委員会におきましては、本案の提案を決定するに際しまして、政府の意見を求めましたところ、水田大蔵大臣より米の生産調整対策の必要性に顧み、あえて反対しない旨の意見が開陳されました。

以上が、この法律案の提案の趣旨とその概要であります。何とぞすみやかに御賛成あらんことを御願ひ申し上げます。

○委員長(前田佳都男君) 次に、準備預金制度に関する法律の一部を改正する法律案の補足説明を聴取いたします。近藤銀行局長。

○政府委員(近藤道生君) ただいま議題となりました準備預金制度に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

準備預金制度に関する法律は、昭和三十二年に制定されたものでありまして、同法に規定する準備預金制度は、対象金融機関の預金の一定割合を日本銀行の預け金とし、その割合を上下させることによりまして、市中の通貨量の調節をはかることを目的とする金融政策手段であります。

準備預金制度は、公定歩合操作、公開市場操作と並んで三大金融政策手段と呼ばれ、わが国においては、昭和三十四年に初めて準備率が設定され

まして以来、数次にわたって準備率の変更が行なわれてきておりますが、従来わが国の金融市場が過小流動性の状態にありまして、金融政策の手段として、十分に活用されてきたとは言いがたい状況で推移してまいりました。

今回の改正は、今後の新たな金融環境に対処して、有効、適切な金融政策を実施してまいります。ためには、準備預金制度の機能を強化し、その活用をはかることが必要であるとの観点から行なうとするものでございます。

最近、欧米諸国におきましては、準備預金制度が景気調整政策の手段といたしまして、また短資対策の手段といたしまして強化、活用されております。このような傾向は世界的な趨勢となつております。

改正法案の内容のうち、第一の法律上、準備預金制度の適用対象となる金融機関に生命保険会社を加え、適用対象となる勘定として、現行の預金のほかに、金融債、貸付信託の信託元本等を加えることとしておりますのは、過去の引き締め期におきまして引き締め政策の対象外の金融機関の貸し出しが急増したという現象が見られたことにかんがみまして、現段階において景気調整上無視し得ないウエイトを持つに至りましたこれらのものを準備預金制度の対象に加えることによりまして、今後の金融政策の有効性を高めていくというものでございます。

第二の準備金の最高限度を現行の百分の十から百分の二十に引き上げることとしておりますのは、今後この制度を積極的に活用していくにあたりまして、欧米諸国の準備金の最高限度が二〇%から三〇%程度でありますことや、かりに昨年のわが国の外為会計の払い超約四兆四千億円を準備預金で吸収するといった場合には必要となります準備率の試算の結果等を勘案いたしましたので、この程度の引き上げが必要であると考えたものであります。

第三の準備金を計算する方法として、現行の残高を基準とする方式に加えて、増加額を基準とする方式をも可能であるように改めることとしておりますのは、たとえば、海外短資の流入が急増してきたような場合には一定時点以降の流入を重点的に規制する必要があると考えられますが、このような場合には増加額を基準とする方式を適用するほうが適当であると考えられるからでございます。

最後の非居住者自由円勘定等に対する特別措置は、海外短資流入のルートとなると考えられる勘定に対し、最高一〇〇%までの準備金を適用することによって、流入する短資を無利息の預け金として、日本銀行に凍結し得るようによりすることあります。

このように措置することによりまして、主として内外の金利差を誘因とする短資の流入を効果的に規制するとともに、流入した短資の国内金融市場に与える影響を遮断することができると考えるものであります。

以上をもちまして、補足説明といたします。

○委員長(前田佳都男君) ただいま議題となっております両案のうち、準備預金制度に関する法律の一部を改正する法律案の審査は、これを後日に譲ることとし、昭和四十六年度の米生産調整補助金等に関する所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案について、これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言を願います。

○戸田菊雄君 内容については全く同感でありますから別に問題はないのであります。この機会に三点ほど一応確認をしておきたいと思ひます。

その第一点は、所得税の特例第一条で、一つは、この米生産調整補助金、それからもう一つは、米生産調整協力特別交付金、この二種類が実はあるわけでありまして、その第一点の米生産調整補助金、これは大体総額にしてどのくらい、一戸当たりどのくらい一体減税なるのか。その辺の内容をひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

それから同様に、生産調整協力特別交付金についても総額どのくらいで、一戸あたりどのくらい、単価は一体どのくらいに見積もっておられる

のか。この辺の内容をまずお伺いしたい。

○説明員(松元威雄君) 米生産調整奨励補助金の総額でございますが、四十六年度の補正によりまして千七百二十四億でございます。したがってこれを一戸当たりいたしますと、四十六年度の生産調整実施農家の数は三百万戸でございます。したがって一戸当たりいたしますと、奨励金の金額は約五万七千円という結果になるわけでございます。

それからもう一つ、米生産調整協力特別交付金でございますが、これは総額百億でございます。したがって、これは生産調整実施農家全部でございまして、いわば完遂農家を対象といたしておるものでございまして、三百万戸より若干減るわけでございますが、平均してみますと約三千三百円でございます。両者足しますと、約一戸当たり六万円程度というのが奨励補助金及び協力特別交付金の農家に支払われます平均額でございます。

○説明員(中橋敬次郎君) ただいまの補助金なり交付金につきましては減税見込み額は、先ほど提案理由の御説明にありましたように昭和四十六年度におきましては約五億円と見込んでおります。

○戸田菊雄君 農林省の方が来ておられると思うので参考までにお伺いしたいのですけれども、おそらく四十五年の統計が出ていますと思うのですが、農外収入と農業収入の割合はどのくらいで、その平均はどのくらいにいらっているか参考までにお伺いしたい。

○説明員(松元威雄君) 農業所得と農外所得の比率でございますが、これは四十五年度の農家所得で見ますと、詳細な数字はちよっと手元に持っておりませんが、荒く申し上げまして農業所得は約四割強、それから農外所得は五割強というものでございまして。

○戸田菊雄君 大体現況の農業所得を考えますと、いまおっしゃられたように、農外所得がむしろ農業所得よりも上回っている状況ですね。地域的にもだいぶアンバランスが相当ありますけれども、

も、ことに東北単作地帯に参りますと、これはある農協の統計ですけれども、一家平均の家族数が七名ですね。粗収入が七十万円、純利益五十万円、それが農外、農業所得と分けましますと、農外が五五割、それが農外の主たる収入は何かという

と、大体出稼ぎです。いわゆる土木工事その他ですね。そういうところに行つて、一日弁当持ちでもって一千六百円くらいです。これで二十五日計算でいって三万円ちよっとです。こういう収入で農家経営の家計の全体をまかなっているという状況なんですよ。だからいかに低いかということですね。そういう中で、各種所得あるいは固定資産税の問題、いままで課税されてきたという

ような状態ですね。だからこの法案には、私は全く賛成だけれども、行政機関として、これはことに、農林省もそうですが、あるいは主税関係についてももつとやはりそういう面での、家計育成の面でも減税対策というものは考えていくべきじゃないか。この趣旨、いま山下さんの提案内容を見ますと、大蔵大臣も本趣旨には反対ではないと言っている。きわめてわれわれの意図はくんでくれないような表現で、やむを得ず承しているという言い方ですね。だから、こういうことではいけないと思うので、制度上今後やはりこういう特別交付金なり補助金というものは、農林省の方向としては、今後も継続をしていくという

状況、ことに減反調整その他をやっていくというのですから、これは継続をされると思うんです。だとすれば、当然暫定立法措置として、私は、こういう精神をくんで、せつかく山下さんとかいろいろ苦勞されたんです。全会一致でもってきたという立法、議員の立法関係というものをくみ取つていただくような制度上の判断があつてもいいんじゃないか、こういうふうに考えるんですが、その辺の今後の取り扱いについて一体どう考えるか。その一点をひとつお聞かせください。

○説明員(松元威雄君) 御指摘のように米の生産調整は四十六年度を初年度といたしまして、五カ年間というところで計画的に進めることにいたしてお

ります。本日の法律は、四十六年度のものでござ

います。さらに四十七年度以降五十年間まで生産調整を続けるような予定にいたしております。したがって、もちろん先のことでございまして、金額までは確定いたしておりませんが、おおむね基本的には現在の線で生産調整の奨励をやつてまいりたいという考えでおるわけでございます。それから、税につきましても、同様の扱いを期待いたしておるわけでございます。

○戸田菊雄君 ひとつ積極的に制度上考えてみてくださ。その点は要望しておきます。もう一つは、大体申告期間は三月十五日ですね。残されたところ二週間前後ですが、事務当局で、その期間内に間に合うかどうか。この辺の事務操作はどうですか。これは両省、ひとつ大蔵省と農林省から具体的に御聞かせください。

○説明員(中橋敬次郎君) ただいま御注意のございました確定申告にどの程度事務上の努力をしておるかということでございますが、国税庁から本

来お答えすべきでございますけれども、私が聞いておる限りで申し上げますと、実は本法案が衆議院で御審議になりまして、今日に至りまして、その帰途について国税庁ともどもいかに相なるかということを心配をいたしておりました。昨年こういう法案が成立いたしましたから、それに応じての体制はかなり早くから準備ができたわけでございますけれども、今回は今日に至つておりますので、私どもでもできるだけ、成立いたしましたならば、早い機会に、迅速に末端税務署までこれを連絡いたしまして、申告について支障のないように格段の努力をいたしたいと思つております。

○戸田菊雄君 以上の三点を御検討願つて、全く賛成でございますから、私の質問はこれで終わります。

○竹田四郎君 この際、米の生産調整について若干お聞きをしたいと思つてますが、まず四十六年度産米の生産調整はどのくらいふりになって

いるのか、あるいは休耕、あるいは転作面積の状況は予定に比べてどうなっているのか、お示しをいただきたい。

○説明員(松元威雄君) 四十六年度の生産調整の実績でございますが、まず生産調整の数量につきましては、目標数量は二百三十万トンということ

が、そのうち四五％が転作である、当初の計画は三七％に見込んでおりましたが、実績では四五％が転作をいたしまして、残り五五％が休耕という実績になっております。

○竹田四郎君 転作の方向に、かなり方向づけられたといふことですが、具体化には、転作の内容は、どういふようなものを、どのような形で転作に移っているのか、農林省としてどういふ面を重点にして転作を奨励をして、その作付のものは一体どういふものなのかお聞きしたい。

○説明員(松元威雄君) ただいま御説明申し上げたように、全体の四五％が転作になったわけでございしますが、これを面積にいたしますと、約二十四万五千ヘクタール、こうなるわけでござい

で、御案内のように、転作を進める場合には、米に比べまして転作の作目は一般に申しますと収益性が低いわけでございます。そこで、これをいかにして転作を進めるかということがむずかしい問題でございまして、そこで転作を進めるにつきましても、先ほど申し上げましたように、今後五年間にわたって進めていくのだということ、さらに生産調整の奨励金につきましては、休耕と転作を区分いたしまして、休耕より転作を厚くし、さらに転作の中でも、集団的な転作をより厚くするという事で、奨励金にランクをつけます、いろいろな転作を進めることにいたしております。

さらに、転作促進のために、いま申しました奨励金の単価のほかに、単作関係のいろいろ特別のワケを設けまして、転作の奨励を進めてまいったわけでございしますが、転作の二十四万五千ヘクタールの内訳を見ましますと、一番多いのは、作目で申し上げますと、野菜が一番多いでございます。野菜が約六万八千ヘクタールという実績になっております。次いで多いのが飼料作物でございまして、これが約六万五千ヘクタールというふうになっております。その次は豆でございまして、四万二千ヘクタール、そのほか果樹、桑と

いった永年作物、これが一万八千ヘクタール、その他あるわけでございしますが、大口を申し上げますと、いま申しましたように、野菜が一番多く、次いで飼料作物、それから豆類、果樹等の永年作物、こういふふうになっておるわけでございします。その中で一番私どもが心配いたしておりますのは、いま申しました果樹とか桑等でございます。永年作物でございしますから、これはますますいくといふことは間違いない、一般的に果樹等は、もちろん所得がありますが、時間がかかるわけでございしますが、所得から申しまして、比較的収益性の高いほうだといふことで、ますます定着するであろうといふふうに考えたわけでございします。

野菜につきましては、これは面積が非常に多うございしますが、ただ野菜の場合でございしますと、これは、ものによって違いますが、収益性は一般的にかなり高うございしますが、かなり価格の変動もございします。したがって、これがうまく定着するかどうか、これは年々野菜に変わった米に、米に戻つたりといふことを繰り返しては困りますから、野菜をいかにして定着させるかということでございます。その場合、野菜の生産性を上げますために、生産対策事業を進めなければいけません。同時に、生産問題は、価格安定でございしますから、価格安定の対策を、一そう充実させなければならぬといふことで、四十六年度では、価格安定の対策の予算をふやすといふことをいたしておるわけでございします。そういたしまして、野菜のいわゆる転作が、そのまま定着してまいりますようにというふうに考えているわけでございします。それから飼料作物につきましては、これは当面の収益は必ずしも高くはございません。したがって、これを酪農等の経営に結びつけまして、いかにして飼料作物といふものを伸ばしてまいるか、特に現在の場合でございしますと、飼料作物の転換は、酪農農家そのものの、みずからのものの転換が多うございしますが、そうでございしますと限度がございしますから、さらに酪農農家に限らず

に、一般の耕種農家が飼料をつくって、それをそれぞれ流通させるというのを進めて転作の定着をはかってまいるといふことを考えているわけでございします。

さらに豆につきましては、これは特に大豆等のごとくなかなか収益性の面で恵まれないものがございします。そういうものを伸ばすためには集団的にやってみなければならぬといふことで、そういうことをやってみようといふことでございまして、そういたしまして四十六年度の実績を見ますと、かなり伸びておりますが、内容的にはかなり楽観できない面がございしますから、それをさらに定着を進めるために生産対策、価格対策、流通対策といふことを進めてまいりまして、特に集団的にまとめていくことを進めていくといふことで、集団転作を推進しているという次第でございします。

○竹田四郎君 転作という方向が一つの方向であらうとは思ふのですが、しかし転作を進めても、いまの御答弁の中にも若干あったのですけれども、野菜は今年はまだ暴落をしているといふことで、おそらく転作をしたけれども、まああまり収益が得られない。それから飼料作物をつくっても最近の乳価はあまりさえない。牛乳の消費量も伸び悩んだと、こういうような状況で、その転作を進めても一体補助金といふこと、あるいは特別交付金といふようなことだけで済まされる問題でも私はないと思ふのですが、まあこれはひとつ転作との関連だけではないけれども、野菜にしても、酪農製品にしても、どうにも安定価格というものが得られていないわけなのですが、こういうものをびしっとして転作を進めるといふならこれは理屈が合うと思ふのですが、転作はさせたけれども、どうもそれによって収益が伸びないといふことであれば、まあ五年間でこれを進めるといふのですが、五年過ぎたらまたどうなることやらまた非常に心配だ、将来への展望というものが開けてこないように思ふのですけれども、まあこれらも野菜にしても、酪農関係にしても、私は決し

ていまのままでは農家所得がそれによっていくらかでも安定していくといふようなことではなからうと思ふのですが、その辺はしやうがないといふふうにお考えなのですかどうですか、これは転作問題だけではなしに、もっと大きい農家、農業の再編といふことが、再転換とか、そういうような問題にも関連すると思ふのですが、こういう形ではどうも農民の信頼を得られる転作方向ではない、こういうふうに思いますね。おそろくあまり積極的に進められていく問題でもないように思ふのですけれども、この辺は一体どういふふうに考えているのですか。

○説明員(松元威雄君) ただいま御指摘のようには、確かに転作作物は、一般的に申しますと、米に比べまして収益性の面で、安定性とかあるいは価格という点で、なかなかむずかしい点があることは御指摘のとおりでございます。そこでこれをいかにして克服するかということが課題でございまして、その場合、当面収益性の高いものは価格が不安定であるといふことで価格安定対策を講ずる。さらに収益性が低いものはさらに生産性の向上を基本としていかなければならない。その場合に、一番中心は、やはり集団的に進めていくといふことでなければならぬであらう。御指摘のとおり価格の面でございしますと、あるいは生産性の面でございしますと、非常にむずかしい問題がございしますけれども、基本的にはそういうものを、これは単に転作といふものだけではございしませんで、御指摘のとおり日本の農業全体の問題でございまして、その中で、むずかしい条件は重々承知いたしておりますが、いかにしてこれを克服するか、そのためには、期間も五年間といういはば過渡期間を置きまして、その間に転作を定着するように、生産対策、流通対策、価格対策全体を通じて努力をしてまいらうといふふうに考えておる次第でございします。

○竹田四郎君 それはことばだけ聞いておきますけれども、生産調整も四十六年が最初なわけではないわけですね。かなり経験としてはあるわけな

○説明員（森整治君） 私ども先ほどから御説明し、

ておりますように、在庫を新鮮化するという食糧の目的はございませうけれども、あくまでも農家の保有米でございまして、農家としてとらえられ、また供出というふうな、そういうような義務もなければわれわれの権利もございせん。ただ要するに農家が、それではその差金で魅力を感じて、それじゃ交換しようという申し出があつてはじめて成り立つこととございまして、そこまでは強制的なものは毛頭持っておりませんというところでございませう。

○竹田四郎君 それじゃ一体幾らで売るのですか、古々米は、農家に。

○説明員(森澤治君) 一般の消費者に売っております価格と同様の価格でございまして、徳用上米の政府の売り渡し価格は、四十六年産米の政府の買入れ価格が、平均でございまして、一四等平均の包装費込みで八千五百二十二円、その差約二千七百円を交換差金として農家にお支払いしたところでございませう。

○竹田四郎君 五千八百三十七円というのは、あれですか、これは農協が集めて、農協へ渡す一俵の金ですか、それとも消費者に売る金なんですか、どうなんですか。

○説明員(森澤治君) 倉庫の前で、庫前の場所の交換の価額。ですから普通は、農家が農協の倉庫の庫前まで持ってきてまいりまして、そこで引き取って帰ればという金で、評価額でございませう。

○竹田四郎君 そうすると、一俵あたり二千七百円というのは、これは当然課税の対象にはならないでしやうね、交換ですから、それはどうなんですか。

○説明員(中橋敬次郎君) 私どももまだ詳細に検討いたしておりますが、交換でございませうけれども、私どもの税法の取り扱い、すべて一たん譲渡が行なわれたというふうに見ますものですから、普通、交換の場合にも、譲渡所得に対する課税は行なわれるわけとございませう。ただ、いまま

での手持ちの、古いまままで持つておきたいわけ在庫品をそのまま交換したものですから、そこで評価額というところになりますれば、して課税をしないでいいというところになりますので、詳細はそういうことが行なわれましたあと検討いたしてみたいと思つております。

○竹田四郎君 農林省のほうは三月一日あたりからこれは集めるということなんです、それに対して課税のほうがいまのような検討では、それはとてもそういうものは出してこないと思つて、二千七百円だつて。私は率直に言うて少し、それだけの犠牲を強要して二千七百円しかやらないというのはいいか悪いことになると、これは議論のあるところだと思つて、それ

に對する課税の点を、つきりしないということになりますと、これはへたして出して税金ぶっかけられたということになりますと、私はせつ々くの、農民の中にはおそろしく新米が足りないだろうからひとつ出してやろうというほんとうの意味で考へておられる方もいると思つて、たゞさん、それに対する税金の問題というものをもう少しはつきりしてもらわないと、これは片方で出せと言つてもこれ困るんじゃないかと思つて、これは早急に検討してほしいと思つて、どうですか。

○説明員(中橋敬次郎君) これはいづれ昭和四十七年分の所得の問題でございませうが、実態をよく食糧庁からも聞きまして、国税庁ともども至急に検討いたしたいと思つております。

○竹田四郎君 四十七年度分だといふのだけれども、具体的に現物を出すのはもうすぐなんです、ですから出したあとでこれはどういふふうに取り扱ふだとか、ああいうふうに取り扱ふだといふことでは、これはあまり農民に対して親切なやり方じゃないと思つて、まあおそろしく私は農民として、おまえら鳥のえさを食つてうまいやつは出せと、こういう形で、率直に言つて、もう少しまし米を食わせるというのなら、それに対するやつぱり対策というものは、こ

れは親切に考へてやるべき問題だと思つて、よ。だからおそろしく出すにしても、もう三月ないし四月からは具体的に交換に入るだろうと思つて、すよ。だからもう少し早く検討してくれないと困ると思つて、その期限切つて悪いんですけれども、いついつまでには明確にするということぐらひは私は明らかにすべきだと思つて、どうですか。

○説明員(中橋敬次郎君) おそろしく食糧庁から国税庁にその問題具体的に研究を依頼されておると思つて、申しわけございませうが、主税局のほうではいまそのことを聞いておりませんので、国税庁とその点を至急検討いたしたいと思つて、どうですか。

○竹田四郎君 じゃそれはひとつ早くその点は明確にしてほしいと思つて。

最後に、その米をそういう形で農民からまた出すことができないというふうな状態なんです、消費者米価の物統令の適用廃止ですね、これは何か四月一日からやるといふのですが、こういう米の需給状況ではこれは延ばすべきだと思つて、どうなんですか。

○説明員(森澤治君) 作柄がひとつはつきりしてまいりましたその後で、いろいろ対策も関連措置、新規参入ですとかそういう問題につきましても、措置もいろいろただいま取り進めております。まあそういうことが完了する四月一日を目途に準備を進めております。

需給の問題につきましても、先ほど生産調整を、若干数量を調整をしまして二十五万トン在庫をふやすという措置をとつた次第でございませう。そういうことからいたしまして、需給状況に別にさしさわりのないのではないかと、こういう観点に立ちまして従来どおりの方針で準備を進めておる次第でございませう。

○竹田四郎君 これで最後ですが、米の管理をやつて、農林省の、まあ食糧庁がとにかく新米と古々米をかえろというふうな情勢ということに

なりますれば、私はこれはおそろしくその配給米に新米が来るんじゃないかと、自主流通米等のところへその米が行つてしまふおそれというものは相当出てくると思つて、そうすると、要するに大きな米屋が買ひ込んでいくということによって、消費者米価を上げていく可能性というものは大いにあると思つて、すよ。だからもう少し私どもはこの点ではひとつ物統令の適用の廃止ということはやめるべきだと、物統令の適用を少なくとも来年度産米がはつきりするまでは適用をしないべきだと、こういうふうな思つて、これはまああなただけでは政府の方針をそのまゝ述べる以外にはないだろうと思つて、これ以上追及しませんが、これは私は消費者米価を上げないために物統令の適用というものは引き続きやつていくべきだと、こういうふうな思つておりますから、この点を強く主張をしまして私の質問を終わります。

○多田省吾君 最初に、先ほどの御答弁で、四十六年度の生産調整奨励金総額約千七百二十四億円、これは生産調整分が二百二十六万トンですか、それに対して所得・法人税の減免額は約五億円だといふことはお伺いしましたけれども、四十五年度分はどうか。それからさらに明四十七年度分の二百十五万トンの生産調整奨励金の総額はどのくらい考へてゐるのか。それに見合う租税の減免額の試算はどのくらいなのか、その二点をお聞きしたいと思つて。

○説明員(松元威雄君) まず四十七年度の生産調整の奨励金及び特別交付金でございませうが、四十七年度は生産調整数量は二百十五万トンといふこととございまして、それに見合います生産調整の奨励補助金は千七百十九億円とございませう。それから生産調整協力の特例交付金でございませうが、これは前年度と同様百億円とございませう。したがって、合計いたします金額は四十六年度とは同額でございまして、約千八百二十億円程度でございませう。これに對しまして生産調整実施農家の数、これはやつてみなければわかりませ

が、大体全体の総数量が約二百十五万トンで、前年度より十五万トン低い数字でございますから、全体の農家数もほぼ同じであろう。したがって約三百万戸程度であろうと、そういうふうに考えますので、そうしますと一戸当たりの奨励金及び協力特別交付金額は平均約六万円というふうに算定して、想定いたしております。

四十五年度の数字はただいま調べて至急お答えいたします。

○説明員(中橋敬次郎君) 四十六年度の本措置により減税見込み額は五億円でございまして、それに対応いたしまして昭和四十五年度は推計約二億円と思っております。

四十七年度につきましてはただいまお話しのように、ほぼ四十六年度と同じくらの金額が交付される見込みでございますので、現状では大体減税見込み額は本年度と同じくらの程度、すなわち約五億円程度と見込んでおります。

○多田省吾君 四十五年わかりませんか。

○説明員(松元威雄君) ちよつといふ詳細の数字持つておりませんので恐縮でございますが、四十五年度は、生産調整の数量が百三十九万トンでございます。奨励補助金の総額は千二百二十四億円でございます。なおこの年は協力特別交付金はございせんから総額約千二百二十四億円ということでございます。

○多田省吾君 先ほども竹田委員から質問がございましたけれども、この稲作転換の内容を見ますと、まだ依然として休耕率が高いわけです。転作の比率は非常に低い。四十五年度で転作の比率は二二%、昨年は四四%の転作率だそうでございますが、農家の間にはまだ転作に対する不安が非常に強く残っております。これは当然転作物の収益性が米と比較して非常に低い。経営上のリスクも高い。それから資金力が非常に農家の方が弱いというところから起こっている問題だと思っておりますが、この改善策を率直にどう考えていらっしゃるのか。

それからもう一つは、一部には、休耕よりも転

作のほうにもっとも奨励金の支給額を多くしたらいじやないかというふうな意見もありますけれども、それをどう考えていらっしゃるのか。その二点をお聞きしたい。

○説明員(松元威雄君) 仰せのとおり、米に比べまして、転作した作物は一般的に申し上げまして、先ほども申し上げましたが、収益性が一般的には低い、しかも安定に乏しいというのがございまして、もちろん作物によつていろいろ様子は違いますが、米を中心といたしまして、長年、日本農業は米中心でまいたわけでございますから、米のほうに経営技術といたしまして、いわば築造されてございまして、非常に生産が安定しているということ、従来、長年いけば米に依存してまいつたわけでございます。これをほかの作物に転作を進めるといふことは、おっしゃるとおり非常に簡単な問題とはわれわれも思っておりません。思っておりますが、しかしながら、これもやり方によつてはやはり転作が進んでいくというふうに考へていろいろ転作の奨励金をやつたためでもございまして、当初四十五年度は転作率が二二%でございましたが、それに対して、四十六年度は当初計画は三七%に對しまして、実績は四五%というふうになってまいりました。さらに四十七年度はそれ以上転作率が高まるということとを計画しているわけでございます。しかれば、それをいかにして実現するかというこの手段、方法でございまして、確かに五年間の間は転作者に奨励金も出るわけでございますから、その間にいろいろ自力をつけなければならぬ。そういういたしますと、何と申し申しても、いかにして収益率を高めて、しかもそれを安定させるかということが眼目でございます。転作物の中でもいろいろ様子がございまして、たとえば野菜でございすれば、これは一般的には収益性が高い、ただし問題は不安定だということと問題が生ずるであらう。それに対して、飼料作物は一般的に収益率が低い、しかもこれも規模を大きくすれば収益

率をカバーするということがございまして。それからまた果樹等の永年作物は、これは一般的に収益性は高い、しかし収益性が現実になるのはいわば時間がかかる。それから大豆等につきましては、収益率が一番低い、しかもよほど規模を高めたければならぬというように、作物の態様に応じまして、非常に収益性の高きなりあるいはその安定性の度合いなり、あるいはまた生産性の度合いなりが、態様が違つたわけでございます。したがって、それに対して、生産対策を講じまして、生産性を高めていくということ。それからまた価格につきましましては、特に野菜等につきまして、一番安定性が要望されておりますから、四十七年度でも野菜の価格安定のために、従来に比べまして、格段の安定策を講ずることにしておるわけでございます。

そういう価格の対策の問題、それからまたこれらの作物は流通が問題でございまして、野菜に例をとりますと、四十六年度の実績をいろいろ振り返つてみますと、既存の産地におきまして、いわば既存の主産地を基盤としながら広げていく、そういうところは販売網もすっかりしておりますから、かなり成功いたしております。それに比べまして、従来経験の乏しいところでは、たとえば野菜をやつたところでは販路で苦しんでい、こういう事例がございまして、したがって、いま申し申したとおり、既成産地を中心として進めていく。そういう販売体制もつちりしてるところはうまくいっているという事例もございまして、それから、そういうところで流通体制のほうも格段の努力をしなければならぬということ、各般の施策を講ずることについてお話をいたします。

そのために、第一は、先ほども申し上げました、転作の奨励金を一般の休耕よりも優遇している、なかなか集団的なものを優遇しているというところが第一点でございまして、同時にその奨励金に依存するだけではないかぬわけでございますから、奨励金がある間に自力をつけていく、そのために転作の推進のために転作促進対策あるいは転作関

係の条件整備、あるいは転作関連の施策ということで、稲作転換特別対策事業をいろいろ仕組んでおりまして、いろいろ合わせまして、前年度は約四百二十二億でございましたが、それに対しては五百四十八億程度の予算をつけるということで、前年度より格段に予算もふやまして、いまこつた生産、流通、価格等の対策を推進していく、こういうことをいたしておりますわけでありまして、そういういたしまして、五年間の間に自力をつけて転作が定着するようにさらに一そう努力を進めていくというふうに考えている次第でございます。

それからまた御指摘の転作、休耕につきましては、単価にも少し差をつけたらどうかということでございますが、確かに一つの御指摘と存じます。現に四十五年度は転作と休耕が一本でございまして、あわせまして十アル当たり三万五千円というのが四十五年度でございまして、四十六年度は転作を進めるといふ見地から、一般の休耕の場合、平均いたしまして十アル当たり約三万円、それに対して転作の場合は、普通転作は三万五千円、さらに集団転作の場合は平均約四万円というふうな差をつけまして、これがまた四十六年度に転作が四十五年度よりもかなり進んだ一つの理由であらうと考えております。

そういういたしますと、さらに差をつけたらどうかというのも一つの御提案かと思ひますが、ただいま四十六年度の実績を振り返つてみますと、いま言つた一般の約三万円、それに対して普通転作が三万五千円、集団が四万円という単価であらう結果におさまつたというところでございまして、そういうことを踏まえまして、ますますあの程度の格差でしばらく続けたいのじやないかというふうな考えまして、四十七年度は基本的には同様の奨励金をやつたという次第でございまして。

○多田省吾君 最後に、いまも質問がございましたけれども、お米の物統令適用廃止の問題でございまして、この前の米審

でも、一部米審の委員から、ことしの産米の作柄がわかる十一月以降まで適用廃止を再延長すべきだという、こゝういふ強力な中立意見も出されまし
た。また赤城農林大臣は、消費者米価は絶対上
がらないと確約できないけれども、政府のいまの
処置で十分だといふような、非常に消極的な意見
を言っております。まあしかし一月二十日の米審
懇談会でも、消費者団体代表委員からは、値上
りしないという保証はないのじゃないか、ある
いは物統令をいはずす理由がない。また生産者
代表からも物統令の適用廃止は食糧制度をくず
す、あるいは物統令をはずすと消費者米価が値上
がりすると、こゝういふふうに両委員が強く反発し
まして、そゝうして価格安定しないといふことで、
統一意見は結論として出なかつたわけございま
す。このような米審懇の統一意見がないのに、あ
えて政府が四月実施を強行するといふのは非常に
よくないことだと思ひます。私は意見として
もこれは再延長すべきだと強く思ひますけれど
も、最後にその農林省側のお答えをお聞きしまし
て、これで終りたいと思ひます。

○説明員(森繁治君) お米の需給の問題から物統
令の適用廃止を延ばしたらどうかという御意見で
ございまして、お米の需給が基本的には供給の過
剩であるといふわれわれ認識を持っております。
したがって、生産調整を進めておるわけござ
いまして、四十六年産の作柄が悪くて、まあ七
十六万トン不足いたしましたことは、これはまた事
実でございます。しかしその七十六万トンとい
うのは、ことしの八月からまた新米がとれてまい
ります。それが十月の末に四十六年産米の在庫がそ
の時点で七十六万トン少なくなる。百万トンと予
定をするものが七十六万トン少なくなります。こ
ういふことございまして、新米がそれからとれて
まいりまして、新米を配給していけば需給に別に
支障を来たすことはなからうという判断をしてお
るわけでございます。それは平年作を前提として
のことでございますが、もちろん平年作は前提と
してありますが、なおそのほかに生産調整の二十

五万トンという、若干調整をしまして在庫をふや
したい、こゝういふ措置もきめて、すでに生産調整
の目標数量を下におろしておるといふことで、全
体から申しまして需給に不安はなからう、そゝう
いふ判断の上で、物統令の問題について対処して
おるつもりでございます。

それから価格が上がるのではないかと問題
でございますけれども、これにつきましても販売
業者を新しく新規参入させますとか、あるいは標
準価格米といふものを常に店頭におきまして、現
在の統制の価格、物価統制令によります価格で守
らしてそれを売らせるとか、そゝういふようなこ
とをいろいろ考へて実際に指導していきたいとい
ふふうに思っております。したがって、価格
がこのために上昇するといふことはまずないとい
うのがわれわれの判断でございます。

それからもう一つ、一番最後に、米審のいろ
ろ御意見といふこともございまして、これにつ
きましては、確かにそゝういふ御意見ございま
した。ただ生産者団体、消費者団体、別の御意見
もございまして、全体といたしましてむしろこの際
政府の考へておられるとやらたらからうとい
うのが、われわれ聞いておりました過半数の意見
であつたのではなからうかといふふうに存じてお
ります。ただ、そゝういふことございましてたけ
れども、結局米審という機会を通じて、われわ
れ十分御意見を拝聴をいたしまして、いろいろ心
配な向きにつきまして、それぞれ適切な処置を講
じてまいらるつもりでございます。そゝういふこと
で、従来どおりの既定方針どおりやっていって
は、いかかといふのがわれわれの考へ方ございま
す。

○鈴木一弘君 この法案に関連してお伺いしたい
のですけれども、休耕あるいは転作、それが決定
をしてから、その耕作地を転売をしたというケー
スがあるわけですね。特に市街地の耕作地にはそれ
がある。その場合、名義は他人のものになつてし
まうわけですね。ところがはつきり申し上げて、こ
の休耕奨励の補助金についても、もとの耕作者に

支給されている、こゝういふ場合が相当ある。大体
不動産業者等から聞いてみると、売買をされてい
る市街地の農地のうちの五分の一ぐらいがそゝう
ではないだらうかといふことが現在言われているわ
けであります。これは転作、休耕の決定というの
は、四月から六月ごろ行なわれるわけですね。そ
うですね。それから後に、それと同時に補助金の申
請をする。ところがそのあとで転売をしてしま
う。ところが支給は十二月ごろにやる、そゝうして一
年分もらえらるわけですね。売つてしまつて、さ
らにこれを取るといふことになるわけございま
す。こゝういふ点はどういふふうにかんでいらつ
しゃるのか。昨年の休耕、転作以後売買されたとい
う、いわゆる所有者が変更になつたといふ耕作
地は一体どのくらいあるのか、これをひとつ答弁
をいただきたいと思ひます。

いま一つは、各市町村には、はつきりと生産調整
の量の割り当てがある、それに対して政府から金
が出るわけでありまして、そゝうすると休耕、転
作が決定したあとで、その耕作地が売買をされて
しまつと、はつきり申し上げて調整量を変更しな
きゃならぬ、こゝういふことがあつたので、各市町
村は大目には、こゝういふ点については、はつきり申
上げれば目をふつていふんじゃないか、片目
をつぶらざるを得ないといふふうになつてくるわ
けですね。そゝういふためにこゝういふことがまかり
通つておるんじゃないかと思ひます。この売買を
したとなれば、所得税等についても、これははつ
きりしたものが出てまいりますけれども、しかし
それでも、いわゆるこの特例法に従つていけば、
それでも、いわゆるこの特例法に従つていけば、
もつた場合の「農地に係る損失又は費用として」
云々が必要経費のうちに消されてくるわけであり
ますけれども、そゝういふものが一体どういふふう
にみなしていくんですか、そこは、売買の時点か
らどなるのか。じゃこの休耕なり転作の奨励金
といふものについては、補助金は一体売買をした
時点までといふのか、それ以後まで、いま支給さ
れておることになつていふわけですが、それ
の点がはつきりしないと、この特例を適用するに

ついても私は問題が出てくるのではないか、こゝう
思ひますけれどもね。その点について、一つは
休耕、転作決定後売買された耕作地、それはどの
くらい一体あるのかといふこと、それからそゝう
いふことで中間で調整量を変更してきた市町村が
あるのかないのかといふこと、それから一体そゝう
いふ四月なり六月に決定されたあとで売買された
場合、いわゆる農家に渡すお金といふのは、そこ
の時点までの日割り計算なり何なりでやるのかや
らないのかといふこと、こゝういふ点ひとつ御答弁
をいただきたい。

○説明員(松元威雄君) ちょっと私、先生の御質
問の意味を取り違へていふといへないんでござ
いまして、現在の奨励補助金の交付対象者は、これ
は年々八月一日現在における収益権者であるわけ
でございます。もちろん確認等の事務は十二月と
かいたしますけれども、適格対象者は八月一日現
在における収益権者でございますから、それに対
しまして交付されるわけでございますから、いま
おつしやつたケースはちよつと起らないのじゃ
ないですか。

○鈴木一弘君 それ以降に売買されたものはどう
なるかといふことです。

○説明員(松元威雄君) ちょっと申しわけござ
いせんが、八月一日といふのは稲の作付の最盛期
でございますから、その時点を押えましておつ
しやるようなケースは起らないのじゃないかと
思つていふわけでございますが、その後には売買さ
れまして、われわれのほうでは米の休耕といふ
事実には注目してはいるわけでございますから、その
時期に植わつていなければ交付をする、こゝうい
ふことでございます。

○鈴木一弘君 そゝうすると、その八月一日なら八
月一日でけつこうですけれども、その決定された
あとで売買された農地といふものはどうなる
んですか。売買された場合と、そのまますつと
本人が休耕田のまま持つていふ場合と、それが売
買されてしまつた場合と、ここに差が出てこなけ
ればおかしいわけですが、それはどうなんです

か。その辺の対策を聞きたいわけです。

○説明員(松元威雄君) 八月一日以降売買することがあり得るわけですが、その場合でも奨励金の交付対象者はあくまで八月一日の収益者でございまして、たとえば十月に売った場合に、そのもろう人間はあくまで八月一日現在収益する人間でございまして、その奨励金の金額が結果的にどうなるかは両者の話し合いでございまして、奨励金の交付対象者は、八月一日現在の交付対象者に交付するというでございまして。あとは売買の場合には当事者間の問題になるわけでございます。

○鈴木一弘君 そうなると、この特例法の第一条なりにかかってくるわけです。この損失、費用というのについてはどういふふうになるということになりませんか。たとえば八月一日で認定されて、それから以降売り飛ばした、それでもこの特例法は適用になると、こういうことになるのですか。

○説明員(中橋敬次郎君) この特例法によりまして、そういう農地であるということに補助金なり特別交付金が交付されますれば、その金額を一時所得の収入金額とみなしますから、特例法の対象になるわけでございます。

いま御指摘の、その農地に関係いたしますところの「損失又は費用として大蔵省令で定めるもの」と申しますのは、農地をその者が米以外の作物の生産等に供しました場合には、これこれの費用あるいはそれ以外のものに供しました場合には、その農地につきましていろいろ投じました公租公課でございまして、農薬費でございまして、その農地の維持または管理に要する費用を、交付を受けました金の費用としてチャージをいたすという趣旨でございまして、かりにその交付を受けました人が、その後その当該農地についてそういった費用を支出しないということがあれば、それはもちろんその経費にはならないわけでございます。

○鈴木一弘君 いずれにしても、これは名義上で

は変わらなくても、そういう場合もあり得るだろうというところが想像されているわけですね。で、実際には不動産業者の言い分では五分の一と言っているから、かなりの額のぼっている。特に市街化の、都市化の進んだところではそういうような傾向があるわけですね。そうすると、売買ですから、売買が正式にできている場合であれば、それは不動産の売買の問題になってくるわけですから、これは税法でもきちんとしておりますけれども、その場合、実際休耕いたしますと書いておいて、いまだききましたと、しかし現実にはどうかということが出てくるわけですね。そういう扱い方あたりはやはりはっきりしたものをひとつ置いていたいただきたいというところをお願いしたいと思っております。それから生産調整協力費の問題でちょっと伺いたいんですけれども、この中で、いわゆる目標を達成した場合と、目標を達成しない場合と、この二つあるわけですね。目標を達成したところの市町村については、これは目標数量を達成した場合には支給される。ところが、農家別に目標達成のいかんによつて支給する。そうすると目標を達成した市町村については、達成しない農家にも出ていくわけですね。交付される。達成しない市町村については、達成しないところの農家に対しては支給されないという法の上の差別が扱いは出てくるわけですね。そういう不公平の面はどういふふうにお考えになっておりますか。

○説明員(松元威雄君) 御指摘のように、四十六年度の生産調整協力交付金はまず市町村単位に見まして、市町村が目標を達成しておれば、その中で生産調整実施計画はかりに個別で見ますと目標数量を全部達成しなくても交付するということにはいたしまして、また、市町村が達成しない場合には、個人別ということとつたわけですね。これに對しまして、一般に生産調整単位として、大市町村単位で単位になりまして、市町村全体にいかにして目標数量を達成するかということが眼目でございますから、そういうほうが実態に合うだろうと思ひまして、四十六年度はそういう措置を

とつたわけでございますが、末端にいろいろ議論がございまして、市町村が完遂しても、完遂しない農家が、それにはいかかという議論があるわけでございますから、四十七年度の特例交付金のやり方を改めまして、すべて個人単位に改めようというふうな考へておられる次第でございまして。

○栗林卓司君 賛成の立場でお伺いするんですけれども、賛成の気持ちというのは決して高い次元の賛成じゃなくて、つくろふ意思と能力がありながら休耕、減反、転作しなければいけない、その実態を考えると、税金が安くなるんだからいいじゃないかというところの賛成なんです、やはり不満な点が気持ちは残ります。そんなところから二、三お伺いしてみたいと思ひますが、大蔵省に伺いたいのは、これが二回目だと思ひます。で、一ぺん例外措置としてにかかるといふ場合には、これはいろいろなやり方があると思ひますが、二回目ということになりますと、やはり制度としての色合いというものが出てまいりますし、当然農家の方々に将来に対する期待感というものが生まれてくる。しかも奨励金というものは、先ほどの御説明のように、四十六年度を初年度にして、五年間ということになると、今後ともこの処置が継続するであろうという期待感も出れば、二回続ければ制度としての仕組みに近くなる。その意味で今後どうされるのか、従来ともこのういった異例措置で税の問題をお取り扱いになるのか、法律にきちんと政府提案で固めていくのか伺いたいと思ひます。

○説明員(中橋敬次郎君) ただいま御指摘のように、確かに昭和四十四年度にこの種のものが交付された場合と、四十五年度以降こういふ補助金が交付された場合との取り扱いは変わっております。そこで非常に大きく違つております点は、やはり四十四年度におきましては、転作というものに主眼を置いて交付せられた補助金であるということと、それからその年度限りであるという制度として行なわれたものでございまして、これは現在の所得税法のもとにおきまして

一時所得として解釈できるということで、執行面でも措置したわけでございますが、昭和四十五年度以降におきまして休耕をしておる人たちに交付せられるということと、それからいま御指摘のやうに、かなりの期間継続して支払われるという実態がございましたものでございまして、これを所得税法のもとにおいて一時所得として取り扱ふのはいかがであらうかということ、むしろ私もいたしますれば、現在の所得税法のもとにおきましては、休耕しますと、普通、たとえば災害等で収入が落ちたものに対して何らかの、たとえば共済金等が交付せられる場合と、それからこういふ別々の角度から休耕ということをして収入を上げ得なかつた人に、それを補てんする意味で交付されたものと、性質的にはあまり差がないものでございまして、それを一時所得として取り扱ふということは、どうも現在の所得税法にはなじみがないのではないかとこのところ、法的措置を要するものと考えたわけでございます。私どももいたしますれば、やはり現在の所得税法のもとで考えれば、この種のもののつきまちは通常の事業所得の範疇に入れて考えなければならぬのではないかと、米の生産調整という政策目的のために大きな、米の生産調整という政策目的のために国から交付せられるものでございまして、その課税方法につきまして控除額を設定いたしましたり、あるいは半額課税という道をとるといふ意味において、一時所得として措置されるところでございます。つまり、昨年も本年も政府としましてはあえてこれに對して反対の意見を申し上げるということはいたさなかつたわけでございます。今後やはりこの種のものが毎年交付せられるということについてどうすべきかというところは確かに問題なんではございまして、現在のやうな形で予算上の措置でもって毎年毎年の額あるいは支出の方法というものが決定せられるやり方を講ぜられず限りにおきましては、やはり毎年毎年の問題といひましてこの補助金なり交付金なりというものを

について課税上どうするかということとその際の判断にしたいと思つておるわけでございます。で、そのもとにおきましても、なお政府提案で法案を出してはいかがかというお話をございませうけれども、先ほど来申しましたように、やはり私もいたしまして、その支出せられるお金の性質から申しまして、ちょっと現在の所得税法のもとにおきましては、これを一時所得として提案申し上げるのもいささかちやうちやがございませうので、やはり今後の問題といたしましては、四十五年度なり四十六年度のやり方というのが続けられるのじゃないかというふうに考へておる次第でございます。

○栗林幸司君 深く議論するつもりはありませんけれども、所得税法になじまないこの所得をどう見るかということについて農林省のほうにお伺いしたいのですが、この奨励金の問題というのは、仕事をしなければ金が出るということだと思ひます。働けば金が出る、これが健康な道徳のもとに根ざした社会の仕組みだと思ひます。何もなければ金が出ない。これは社会保障という面から見れば別です。そうじゃなくて、ほんとうにつくる意思、能力がありながら、仕事をしなくても金が出るということは、社会の制度としてきわめて不健康だと思ひます。にもかかわらず、なぜ奨励金が出るかというと、先ほど来る御説明があつたように、将来の農業政策との見合ひで、これをどう生かしていくかという金のきまり方の裏は別として、そういう意味合ひというものがこの奨励金にあつたはずだし、この資金の使い方についてどうしろと指図がましいことは法律には書かないけれども、趣旨としては使つてくれという気持ちがある。あればこそこの二条も出てきておるはずだと思ひます。そう考へると、ここで議論するつもりはありませうけれども、一般の所得というものと、今回の奨励金というのは元来なじまないものなのだと思いますし、そういうものとして、四十六年度初年度で五年間とはいひながら、短ければ短いほどいいという考へえたらうと

思ひますが、農林省の御見解いかがですか。
○説明員(松元威雄君) 御指摘のとおり、この奨励金は米をつくらぬことに對して交付するわけでございますから、その事実はつくらぬものに対して交付する。その趣旨と申しますのは、一は米の減産ということが緊急にやらなければならぬことであるというために、つくらぬというこゝに對して交付する。米を本来はつくれるにもかかわらず、つくらぬというところは、普通ならばほうっておけば米にも所得があるわけでございますし、それを米の過剰対策ということでつくらぬように協力していただくということで、そういう趣旨と、それからもう一つは、本来ならばこの米は転作をしていただくことが一番よろしいこととございまして、休耕というのは、いわばこれも緊急避難と申しますか、やむを得ないやり方なことである。本来なら転作をしていただく。ただし転作も先ほど申しましたように、一挙に全部転作ということには、いま言った緊急に転作をしようというときには、多少時間がかかる。両者を兼ね合わせまして、この奨励金を交付をされた、そういう趣旨のものと考へてゐるわけでございます。

○戸田菊雄君 さつき私が質問して、中橋審議官と松元参事官の回答が、いまの栗林委員の御質問に對してどうも私、違ふような印象を持ったのですね。端的にいへば、所得税法の三十四条三項で、片や一時所得としての減免措置だということ一つでしやう。もう一つは、固定資産税に対する損金算入で減税措置をとつていく、こういう二つでしやう。端的にいへば、それで、松元参事官のほうは、農林省としては五年の計画を持つてゐるんだから、これはそのまま継続しますと、そう言つてゐる。だから、それでいま栗林委員の質問したことはそういうことであるから、税法上、制度上、政府としては何らかの検討をすべきじゃないかということに對して、中橋審議官のほうは、つど検討いたしますという回答ですね。どうもやはりこの辺で若干——片方は五カ年計画だからそ

ういう方向でいくべきだという前提を踏まえて回答してゐるだらうと思ふのですが、中橋審議官のほうは、つど年度ごとに検討いたしましやう。検討する場合は四十六年度実施したような内容を土台にして、こういふ前提ですね。その辺で完全に意思統一されてないような感じがするわけですね。私たちがとしては、減反、休耕そのものに対して反対です。けれども、現状やられてゐるのだから、被害を最小限に食いとめて、現実の措置をとるべきであらうということ、法案に賛成なんです。だから、そういう意味で、五年も休耕奨励金を出してやろうという農林省の意向なんです。これを受けた大蔵省は、税金関係はどうするかということは、もつとやはり私は意思統一をした、統一見解というものを委員会に示すべきじゃないか、こういふふうに考へるのですが、その辺はどうですか。

○説明員(中橋敬次郎君) いま確かに戸田委員の御指摘の通りに、たとへば二条のような考へ方で、こういふ補助金が設備の改良に向けられるということだけに限定せられますならば、またものの考へようはあると思ひます。現に今国会に御審議をお願いいたしております租税特別措置法の中に、もう一つのもの考へで、いわゆる繊維の自主調整措置のようなものに対応いたしまして、奨励金のものが交付せられた場合に、それを設備の改良に充てました場合、設備を改良する猶予期間というのを通常の期間より長く置きまして、そのの特例を講ずるといふことの御審議をお願いする予定にいたしております。その考へ方をこの種のものに適用いたしますれば、かなり政府といたしましては受け入れやすいわけでございますが、やはりこの種の交付金でございますと、何と申しましても個人が圧倒的に多いと思ひますので、どうも毎年毎年の所得課税の問題、しかも課税をかなり、その年その年起こさないようにする措置というのが必要だと思ひます。一時所得の問題が出てまいつたのだらうと思ひます。したがつて、先ほど来申し上げましたように、この種の補

助金というのを一時所得として観念するか。あるいは普通の場合のように、事業所得として観念するのかが、やはり質的な問題が横たわるわけでございます。それから、数年間といった制度をとることであるから、一たん一時所得として割り切つたならば、それに対応して同じように考へればいではないかという御指摘で、これは確かに先ほど栗林委員の御指摘のとおりでございますが、私どももいたしましては、やはりそういう制度がある一定期間継続をされるということでありませうれば、法的な措置としてそういう構成をとつていただきたいのでございませう。予算措置として毎年毎年御審議がある。しかもその内容というのが、先ほど来御説明のように、だんだん改正をせられておるようでございますけれども、そういう事態に應じての交付の措置法というものがございませうれば、私どもやはり毎年毎年、そういう措置が決定せられた内容として考へさせていただきます。しかも、いままでの交付の内容を見ますれば、繰り返して恐縮でございますけれども、質的にはやはり一時所得としてはなかなかなじみがないような交付のしかたでございませうので、政府として積極的に提案をするのを差し控へさせていただきます。いたしたところが従来の経緯でございますし、おそらく今後ともそういう形は続いていくんじゃないかというところでお答えした次第でございます。

○嶋崎均君 関連。
ただいまの答弁を聞いておりますと、非常に問題があるように思ひます。というのは、四十六年度限りの措置でこれを打ち出されておりますけれども、先ほど来説明がありましたように、休耕奨励金は相当長く今後続けられるということが前提になつてゐるわけですね。将来の休耕あるいは転作といふことの政策の安定性ということから考へて、ある程度継続されるということは私は非常に大事なことだと思ひます。そこで、非常に重要な意味合ひからしますと、ここで非常にまたやつかしい問題は、一時所得の定義を説んでみま

す、一時所得は、所得税法の三十四条で、事業所得なり給与所得、退職所得等々以外の所得で、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得であるということになっている。そこで、大蔵省としては、何というか、事業所得といいますが、少なくとも営業補償的な性格のものだから、だから事業所得になると読みたい。ところがこの法案は一時所得と見る、これはまあ事柄の性質から見て常識的には賛成なんだけれども、法律問題としては非常にやっかいなことである。そこで大臣の答弁も、あえて反対しない旨の意見が述べられたのではないかとこのように思っています。そういう一連のことを背景として考えてみますと、一番問題は、この提案が一年こつかりの提案として出されているところ、非常に大きな問題があるのではないか。あえて営業所得的なものになりそうだが、そこで一時所得だと考える、そういうことならば、ちやうど、せつかく衆議院の山下議員も出ておいでになりますからお聞きしたいのですが、この提案を一年こつかりの対策とされたところ、ところが私よく理解できないのです。その点をひとつ御意見をお聞きしたいと思ひます。

○衆議院議員(山下元利君) それぞれ御指摘の点につきましても、ごまかすこともございまして、ただ衆議院の大蔵委員会におきまして起草いたしました経過にかんがみましてお答え申し上げますと、私どもこの所得が、現行の所得税法によりますところの一時所得として、政府側から提案されるということについては、ただいま大蔵省から説明も聴取いたしましたところ、いささか差し控えられるような空気である。しかしながら、いまの米の生産調整対策の必要性にかんがみまして、どうしても措置をしなければならぬということ、この提案をいたしましたわけでございます。しかしながら、栗林先生からもお話がございましたが、また戸田先生からも御指摘ございましたが、少なくともわれわれの予想されるところにおきましては、今後五年間この生産調整奨励補助金を交

付して、生産調整措置をとることが考えられます場合に、ただ昭和四十六年度限りの提案でどうかという点は、私どもにおいても問題になったことは事実でございます。しかしながら、予算交付の実情にもかんがみまして、この際は昭和四十六年度にいたしまして、今後継続して支給される場合についてどうするかという点については、将来また各党の御協議によりまして進めていきたい。とりあえずは昭和四十六年度産米についてはこの措置を進めたい、こういうことでございますので、御了承願ひたいと思ひます。

○栗林卓司君 お伺いしたいことが出てしまいましたので、最後に一つだけ御意見申し上げたいと思ひますが、予算を伴なつた議員立法が国会の慣習としてあるような場合、これは税金の問題もあつた、これは議員立法で扱つて私は何ら差しつかえないと思ひます。ところが、よしあしは抜きにして、これはほんとうによしあしは抜きにして、税制調査会というものがあつて、それとの見合いで税の公平をどうやって担保していくかというところは、それはそれで重要な政策課題である場合において、税の問題が全党一致とはいへませんが、議員立法で通つていく。それも一回限りならまだわかります。二回目ということになりますと、申し上げているようにやはりこれからどうなるかというところに当然たえていかなければならぬ。四十七年の場合も、推定すれば五億円程度というお答えがすらすら出てくるわけですから、実体というものは事実今後続いていくわけですね。その意味で、今回はこれで賛成するとしても、次回とはにか、御提案の昭和四十六年度というこのところ、各党といふことになるかもしませんが、私は検討すべきだと思ひます。

以上申し上げて終わります。

○衆議院議員(山下元利君) 昭和四十七年度産米についてこの措置が講じられました場合に同様の措置をいたすべきことは筋だと思ひます。御指摘の

今後の問題について、各年ごとになくて、継続的に措置するかどうかにつきましては、今後各党との協議によりまして進めてまいりたいと思つております。

○委員(前田佳都男君) 別に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

○委員(前田佳都男君) 御異議ないと認めます。

○委員(前田佳都男君) 御異議ないと認めます。

○委員(前田佳都男君) 御異議ないと認めます。

○委員(前田佳都男君) 御異議ないと認めます。

○委員(前田佳都男君) 御異議ないと認めます。

○委員(前田佳都男君) 御異議ないと認めます。

○委員(前田佳都男君) 御異議ないと認めます。

○委員(前田佳都男君) 御異議ないと認めます。

○委員(前田佳都男君) 御異議ないと認めます。

○委員(前田佳都男君) 御異議ないと認めます。

○委員(前田佳都男君) 御異議ないと認めます。

号(第三六号)(第四三三号)(第五一五号)(第五七号)(第六一五号)(第六九号)(第七四号)(第八五号)(第八六号)(第八八号)(第九三三号)(第一〇七号)

一、自動車損害賠償責任保険料に關する請願(第七〇号)

一、自動車損害賠償責任保険の兵庫県における料率変更に關する請願(第九一五号)

一、自動車損害賠償責任保険の和歌山県における料率変更に關する請願(第九四四号)

一、付加価値税創設反対に關する請願(第一一〇号)

一、自動車損害賠償責任保険地区別料率のすえ置きに關する請願(第一五四号)(第一五五号)(第一五六号)

第三号 昭和四十六年十二月二十九日受理
個人企業税制に關する請願
請願者 東京都墨田区東向島三ノ一五ノ二
三向島青色申告会内 斉藤信
紹介議員 原 文兵衛君

個人企業の経営の近代化のために、經理上認められて個人企業の事業主報酬を国税、地方税を通じて税法上の必要経費に認めるとともに、個人事業税を撤廃されたい。

理由
一、政府原案の「青色事業主特別経費準備金制度」は、次のような問題点を含んでいる。
1 この制度が、青色申告奨励のためとするならば、年齢六十五歳で制限したり、不動産所得、山林所得を除外していることは不合理である。

2 取りくずしのときに一時所得(または事業所得)として課税するのは減税効果は減殺されるばかりか、かえつて、その際の納税に苦勞する。

3 老後の保障のためというのなら、とりくずしたときに一時所得とするのは理論的ではない。勤勞性所得ならば退職所得とすべきで

ある。

4 この準備金方式では、勤労性所得に事業税がかかっているか否かは解決されない。

二、事業主報酬について

1 事業主報酬は給与所得として源泉徴収する。

2 事業主報酬を控除した企業利益は事業所得として、事業主報酬と合算して確定申告する。

以上のように取扱えば現行制の税負担とは大きな差が生じ、経営近代化への道がはばまれぬ。

第五号 昭和四十六年十二月二十九日受理

個人企業税制に関する請願

請願者 大分市長浜町三ノ一五ノ一九大分商工会議所内大分県青色申告会連合会内 草本利恒

紹介議員 後藤 義隆君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第六号 昭和四十六年十二月二十九日受理

個人企業税制に関する請願

請願者 山口市市中町一ノ一〇山口青色申告会内 津守忠夫

紹介議員 吉武 恵市君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第七号 昭和四十七年一月五日受理

個人企業税制に関する請願

請願者 山梨県甲府市丸の内一ノ九ノ一一甲府青色申告会内 浅尾寿太郎

紹介議員 星野 重次君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第十四号 昭和四十七年一月六日受理

個人企業税制に関する請願

請願者 鹿児島県薩摩郡大隅町岩川岩川青色申告会内 尾曲義盛

紹介議員 川上 為治君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二十九号 昭和四十七年一月八日受理

個人企業税制に関する請願(一通)

請願者 静岡県下田市二ノ三ノ二賀茂青色申告会内 宮本竹四郎外一名

紹介議員 山本敏三郎君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三十六号 昭和四十七年一月十日受理

個人企業税制に関する請願

請願者 山口県防府市戎町一ノ二ノ一山口県青色申告会連合会内 小林敏雄

紹介議員 吉武 恵市君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第四十三号 昭和四十七年一月十日受理

個人企業税制に関する請願

請願者 長野県小諸市丁四五小諸青色申告会内 清水寅吉

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第五十一号 昭和四十七年一月十一日受理

個人企業税制に関する請願

請願者 島根県出雲市今市町五四三島根県青色申告会連合会内 米山茂夫

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第五十七号 昭和四十七年一月十一日受理

個人企業税制に関する請願

請願者 新潟県西蒲原郡巻町四区巻税務署管内青色申告会連合会内 竹内敏

紹介議員 塚田十一郎君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第六十一号 昭和四十七年一月十一日受理

個人企業税制に関する請願(一通)

請願者 熊本県横瀬町一〇熊本青色申告会内 鴻池仙市外百三十六名

紹介議員 寺本 広作君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第六十九号 昭和四十七年一月十二日受理

個人企業税制に関する請願(四通)

請願者 石川県金沢市尾山町九ノ一三金沢青色申告会内 吉田次作外三名

紹介議員 安田 隆明君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第七十四号 昭和四十七年一月十三日受理

個人企業税制に関する請願(一通)

請願者 東京都墨田区業平一ノ一三ノ九本所青色申告会内 大森良三外一名

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第八十五号 昭和四十七年一月十八日受理

個人企業税制に関する請願

請願者 高知市本与力町六ノ九高知県青色申告会連合会内 吉本清喜

紹介議員 塩見 俊二君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第八十六号 昭和四十七年一月十八日受理

個人企業税制に関する請願

請願者 宮城県石巻市中央三ノ六ノ一八石巻青色申告会内 齊藤栄市郎

紹介議員 高橋文五郎君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第八十八号 昭和四十七年一月十九日受理

個人企業税制に関する請願

請願者 鳥取県八頭郡若桜町大字若桜一七七若桜町青色申告会内 岩本敏光

紹介議員 宮崎 正雄君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第九十三号 昭和四十七年一月二十日受理

個人企業税制に関する請願

請願者 岩手県和賀郡和賀町横川一ノ一二六ノイ和賀町青色申告者協会内 伊藤富造

紹介議員 増田 盛君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一〇七号 昭和四十七年一月二十一日受理

個人企業税制に関する請願(三通)

請願者 札幌市北一条西二丁目札幌中青色申告会連合会内 山内和三吉外二名

紹介議員 岩本 政一君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第七〇号 昭和四十七年一月二十二日受理

自動車損害賠償責任保険に関する請願

請願者 香川県高松市朝日町五ノ五五四香川県乗用自動車協同組合理事長 古竹敦孝

紹介議員 平井 太郎君

自動車損害賠償責任保険の保険料中営業用乗用車の保険料率の改定に際しては、左記事項について適切な配慮を図られたい。

一、保険料率算定の基礎資料、すなわち、

1 車種別、業種別の車両数、事故件数、事故率及び保険料収入ならびに保険金支払額。

2 営業用乗用自動車の府県別の事故件数及び保険料収入ならびに保険金支払額。

を公表すること。

二、東京及び大阪等大都市の運賃改定は早期に実現されるようであるが、地方の地区では改定時

期の見透しもなく、改定により運賃のあがつた地区の保険料がさがり、運賃を据え置かれていた地区の保険料があがるといふような公平を欠く実情からみて、改正保険料は、全地区の運賃改定が実施された後に、これを適用すること。
三、ランクの調整に当つては、最近の事故の動向をしんじやくすること。(資料添付)

第九一〇号 昭和四十七年一月十九日受理

自動車損害賠償責任保険の兵庫県における料率変更に関する請願
請願者 神戸市生田区中山手通六ノ六社団法人兵庫県タクシ協会会長 中川浅二

紹介議員 金井 元彦君

自動車損害賠償責任保険の保険料中、営業用乗用自動車の特例別率変更に関する請願は、広域にわたる兵庫県の特殊実情を配慮し、地区別ランクの細分は左記のようなランクづけにされたい。
神戸市 A すす置
阪神間 B すす置
明石市 B すす置
姫路市 C 改正

その他の区域 C 改正
理由

一、県下の事故発生状況は、昭和四十三年以降漸次減少の傾向をたどり、とくに昭和四十五年においては、車両数の増加、万国博の開催等の条件下においても事故は減少している。

二、自動車損害賠償責任保険の収支については、タクシ業者が被害者の立場であつても、乗客が負傷した場合などは、タクシの自動車損害賠償責任保険に、はね返つてくることなどもあり支出が増加している。

三、兵庫縣を一本化したAランクの保険料を適用すると、道路環境の整備された東京都二十三区と県下の郡部が同一の保険料を支払うことになり、また兵庫縣下郡部但馬丹波地区と隣接し同一事情とみなされる京都府下郡部丹波、丹波地

区が現行のD地区にすえ置かれており不合理である。(事故分析表資料添付)

第九四〇号 昭和四十七年一月二十日受理

自動車損害賠償責任保険の和歌山県における料率変更に関する請願
請願者 和歌山市市小路一九四ノ一社団法人和歌山県旅客自動車協会会長 豊田六三

紹介議員 前田佳都男君

自動車損害賠償責任保険の保険料中、営業用乗用自動車の特例別率変更に関する請願は、和歌山県におけるCランクのBランクへの引上げ及び保険料の増額を現行のままにすえ置かれたり。

理由

昭和四十五年十一月に、三・二倍の大幅引上げにもかかわらず、今回A案(福岡・北海道細分)では、四・九二倍、B案(福岡細分、北海道一本)では四・九六倍も引き上げられ、全業者赤字経営の現状下においては、とうてい支払能力はない。又、原因別事故件数、保険収入並びに支払額を提示され、更に、医療費の適正化が計られない限り、五大都市での十四億八千三百万円の値下げとその埋合せを地方にさせる不明朗な案を容認することはできない。

第一一〇号 昭和四十七年一月二十一日受理

付加価値税創設反対に関する請願
請願者 東京都港区港南二ノ七ノ一九全国食肉環境衛生同業組合連合会会長 平井幸義

紹介議員 岩本 政一君

付加価値税は、中小零細業にとつては大きな負担となり経営を危機におとし入れる悪税であるから、中小零細業の業態を警察され、適切な措置を講ぜられたい。

理由

一、現在の税制ですら中小零細業者には重税感が高いのに付加価値税が実施されれば、物価の

高騰はさらにはげしくなり、消費者は価格と税額とを区別することなく、ただ「値上がりした」としか感じなく、購買を節約するから業者には不況となつて現われてくる。それでも業者は資金を回転せざるを得ず、売らんがために不当な値引きをすることになり、生産性は低下し、経営は苦しくなる。

二、中小零細業者は、従業員の優遇もできず労働力不足のため経営すら困難であるのに付加価値税が実施されるとその処理の人手不足のため記帳義務が果たせず、一方的推定課税に泣かされることになる。

三、現在、消費税を払わなくてもよいものを選ぶことができるが付加価値税は全部に課税され選択権の自由を失う。それに、国民の大部分を占める低所得者が少数の高所得者と同等に税負担を義務づけられるという逆進性方式の採用は大衆にとつてまことに過酷である。

四、わが国とEEC諸国とは税制も社会生活形態も異なっているから、所得税の大減税とか税制の大改革なしに付加価値税を創設することは悪政と評すべきである。

第一五四号 昭和四十七年一月二十四日受理

自動車損害賠償責任保険地区別料率のすえ置に関する請願(二十通)
請願者 岡山市藤原二五岡山県乗用旅客自動車協会内 西下武夫外十九名

紹介議員 木村 睦男君

自動車損害賠償責任保険地区別料率は、現行のまますえ置かれたり。

理由

自動車損害賠償責任保険料は昭和四十四年、四十五年の二年連続で三・一二倍の大幅引上げを実施されており、岡山県が現行CランクをBランクに変更されれば二年余で三回、昭和四十四年十月末までの料金の四・九二倍の大幅引上げとなり、岡山県下業者はタクシ料金が昭和十一年の一円が現在百三・四十倍程度で関係諸物価の高騰、生産

性を上回る人件費の上昇等による経営難の現況下これを負担する能力はなく、また全体収入が減少するにもかかわらず医療制度の是正等自動車損害賠償責任保険の抜本的改善を行なわず業界にいたずらに波瀾を招くような変更を実施することは了解に苦しむ。

第一五五号 昭和四十七年一月二十四日受理

自動車損害賠償責任保険地区別料率のすえ置に関する請願(四通)
請願者 岡山県玉野市玉四ノ一ノ三旭自動車株式会社取締役社長 平田要外三名

紹介議員 黒住 忠行君

この請願の趣旨は、第一五四号と同じである。

第一五六号 昭和四十七年一月二十四日受理

自動車損害賠償責任保険地区別料率のすえ置に関する請願(十一通)
請願者 岡山市番町一ノ一ノ八両備運輸株式会社取締役社長 松田英外十名

紹介議員 小枝 一雄君

この請願の趣旨は、第一五四号と同じである。

二月八日本委員会に左の案件を付託された。

一、準備預金制度に関する法律の一部を改正する法律案

準備預金制度に関する法律の一部を改正する法律案

準備預金制度に関する法律(昭和三十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。

この法律において「指定金融機関」とは、次に掲げる者(第四号から第九号までに掲げる者に

あつては、これらの者のうち政令で定めるものに限る。をいう。

一 銀行法(昭和二年法律第二十一号)第二条の免許を受けた銀行(以下「銀行」という。)

二 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第二条に規定する長期信用銀行

三 外国為替銀行法(昭和二十九年法律第六十七号)第二条第一項に規定する外国為替銀行

四 相互銀行

五 信用金庫

六 信用金庫連合会

七 農林中央金庫

八 商工組合中央金庫

九 保険業法(昭和十四年法律第四十一号)第一条第一項の免許を受けた生命保険会社

第二条第四項を削り、同条第三項中「預金(外貨

預金その他の政令で定める預金を除き、貯金及び定期積金を含む。以下同じ。)の額に対する当該指定金融機関の」を「各指定勘定の残高又は指定勘定増加額に対する当該指定勘定の残高又は指定勘定増加額に係る」に改め、同項を同条第五項とし、

同条第二項の次に次の二項を加える。

3 この法律において「指定勘定」とは、次に掲げるものに係る勘定をいう。

一 預金(第四号に該当する預金その他政令で定める預金を除くものとし、貯金及び定期積

金を含むものとする。)

二 指定金融機関が特別の法律により発行する債券のうち政令で定めるもの

三 信託業務を兼営する銀行が引き受けた金銭

信託で、多数の受託者の信託財産を合同して運用するものうち政令で定めるものに係る(信託契約により受け入れた金銭

四 外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四

年法律第二百二十八号)第六条第一項第五号に規定する居住者に係る外貨預金、同項第六号に規定する非居住者に係る預金その他の指定金融機関の債務で政令で定めるもの

五 前各号に掲げる債務に準ずるものとして政令で定めるもの

4 この法律において「指定勘定増加額」とは、指定金融機関の各指定勘定の残高が次の各号に掲げる場合に同じ当該各号に掲げる金額をこえる場合におけるそのこえる部分の金額をいう。

一 日本銀行が第四条の規定により基準日を定めた場合 その日の終業時における当該指定勘定の残高

二 日本銀行が第四条の規定により基準期間を定めた場合 その期間中の毎日(当日が休日であるときは、その前日。第七条において同

じ。)の終業時における当該指定勘定の残高の合計額をその期間の日数で除して得た金額

第三条中「第七条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第四条の前の見出し中「準備率」を「準備率等」に改め、同条第一項中「準備率」の下に「又は基準日等(指定勘定増加額に係る基準日又は基準期間をいう。以下同じ。)」を加え、同条第二項中「百分の十」を「百分の二十(第二条第三項第四号に該当する指定勘定に係る準備率については、百分の百)」に改め、同条第三項中「準備率」の下に「又は基準日等」を加える。

第五条中「準備率」の下に「又は基準日等」を加え、「定期性預金及びその他の預金の別又は政令で定める指定金融機関の別」を「政令で定める指定勘定又は指定金融機関の別」に改める。

第六条中「準備率」の下に「又は基準日等」を加える。

第七条第一項中(当日が休日のときは前日。以下次項において同じ。)を削り、「終業時の預金の残高」を「終業時における各指定勘定の残高又は指定勘定増加額」に改め、「その日における」の下に「当該指定勘定の残高又は指定勘定増加額に係る」を加え、同項後段中「準備率」を「当該準備率」に改

め、同条第二項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 前項の場合において、一の指定金融機関の一の指定勘定につき指定勘定の残高に係る準備率と指定勘定増加額に係る準備率とがともに定められていたときは、当該指定金融機関の法定準備預金額の計算上、当該指定勘定の残高に係る準備率を乗すべき金額は、同項に規定する毎日の終業時における当該指定勘定の残高のうち指定勘定増加額を除いた金額とする。

第八条第一項中「前条第二項」を「前条第三項」に改め、「同条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第九条中「預金」を「指定勘定」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 日本銀行法(昭和十七年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条ノ三第六号中「準備率」の下に「又は基準日等」を加える。

3 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第十二号中「準備率」の下に「又は基準日等」を加える。

「又は基準日等」を加える。

「又は基準日等」を加える。

二月九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

- 一、日本開発銀行法の一部を改正する法律案
- 一、空港整備特別会計法の一部を改正する法律案

案

一、関税法等の一部を改正する法律案

日本開発銀行法の一部を改正する法律案

日本開発銀行法(昭和二十六年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「行ふこと」を「行なうこと等」に、「経済の再建及び産業の開発」を「産業の開発及び経済社会の発展」に、「行ふ金融」を「行なう金融等」に改める。

第十八条第一項第一号中「経済の再建及び産業の開発に寄与する設備(船舶)」を「産業の開発及び経済社会の発展に寄与する設備(航空機、船舶)」に、「又は経済の再建及び産業の開発に寄与する事業の用に供する」を「産業の開発及び経済社会の発展に寄与する」に改め、「取得を含む。」の下に「又は既成市街地の整備改善に著しく寄与する事業(主として住宅を建設するものを除く。）」に係る施設の建設若しくは整備」を加え、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 産業の開発の程度が低く、その振興を促進する必要がある地域において大規模な工業基地の建設事業を行なう者に対し、大蔵大臣の

認可を受けて、当該建設事業に必要な資金の出資をすること。

第十八条の二第二項中「六倍」を「二十倍」に改め、同条第二項中「行ふ」を「行なう」に、「並びに同項第四号」を、「同項第四号」に改め、「債務の現在額の下に」並びに同項第五号の規定により行なう出資の現在額」を加える。

第十九条第一項中「及び債務保証料」を「債務保証料及び出資に対する配当金」に改める。

第二十条中「債務の保証の履行の方法」の下に「出資の方法」を加える。

第二十四条第二項中「債務の保証料」の下に「出資に対する配当金」を加える。

第五十一条第五号中「若しくは債務の保証」を「債務の保証若しくは出資」に改める。

附則

この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。

空港整備特別会計法の一部を改正する法律案

空港整備特別会計法の一部を改正する法律案

空港整備特別会計法(昭和四十五年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「負担金」を「出資金、負担金」に改め、「(以下同じ。)」の下に「航空保安大学校運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)第二十九条に規定する航空保安大学校をいう。以下同じ。の管理及び運営並びに航空機を使用して行なう航空保安施設(航空法(昭和二十七年法律第二百

三十一号)第二条第四項に規定する航空保安施設をいう。の検査その他航空交通の安全の確保のための検査及び調査に関する業務(以下「飛行検査業務等」という。で運輸大臣が行なうもの)を加え、同条第二項第二号中「(以下。)」の下に「及び飛行検査業務等」で運輸大臣が委託に基づき行なうもの(以下「受託業務」という。を加え、同項第三号中「(昭和二十四年法律第百五十七号)」を削る。

第三条第一項中「受託工事」の下に「及び受託業務を、(係るものに限る。)」の下に「航空保安大学校の管理及び運営に要する費用、飛行検査業務等に要する費用、受託業務に要する費用」を加える。

附則中第十項から第十四項までを削り、第十五項を第十項とし、附則に次の三項を加える。

11 政府は、当分の間、毎年度、空港の緊急な整備等に資するため、第三条第二項に規定する一般会計からの繰入金に、次の各号に掲げる額の合算額(当該年度の前年度の航空機燃料税の収入見込額の十三分の十一に相当する額として同年度の一般会計の歳入予算に計上された金額(以下「航空機燃料税の収入額の予算額」という。が、同年度の航空機燃料税の収入額の決算額の十三分の十一に相当する金額(以下「航空機燃料税の収入額の決算額」という。をこえるときは、第一号に掲げる額から当該こえる額を控除した額)に相当する額を含め、当該繰入金をするものとする。

一 当該年度の航空機燃料税の収入額の予算額

二 当該年度の前年度の航空機燃料税の収入額の予算額が同年度の航空機燃料税の収入額の決算額に不足するときは、当該不足額の決算額に不足するときは、当該不足額

12 当分の間、離島における空港の効率的な利用及び整備に資するため国が当該離島への旅客の運送の用に供される飛行機(短い離着陸距離で発着することができる政令で定める特別の性能を有するものに限る。の購入に要する費用の一部を補助する場合における当該補助金は、この会計の歳出とする。

13 当分の間、沖縄県が同県宮古郡伊良部村の下地島に設置する訓練用の飛行場の設置に要する費用に係る国の補助金は、この会計の歳出とする。

附則

1 この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。ただし、附則に第十三項を加える改正規定は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。

2 改正後の空港整備特別会計法(以下「新法」という。の規定は、昭和四十七年度の予算から適用する。

3 この法律の施行の際、一般会計に所属する権利義務で、新法第一条第一項に規定する航空保安大学校の管理及び運営並びに運輸大臣が行なう飛行検査業務等に係るものは、政令で定めるところにより空港整備特別会計に帰属するものとする。

関税法等の一部を改正する法律案

関税法等の一部を改正する法律

(関税法の一部改正)

第一条 関税法(明治四十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項を次のように改める。

価格を課税標準として関税を課する輸入貨物(以下「従価税品」という。)又は価格及び数量を課税標準として関税を課する輸入貨物(以下「従量税品」という。)の課税標準となる価格(以下「課税価格」という。)は、当該貨物について輸入申告の時(関税法第四条第二号から第八号まで(課税物件の確定の時期の特例)に掲げる貨物にあつては、当該各号に掲げる時。以下この条において「輸入申告の時」という。)に相互に独立した売手と買手との間で完全な競争条件の下において輸入取引がなされた場合の輸入港における価格(当該貨物が輸入港に到着するまでに要する運賃及び保険料(航空機により運送された貨物で政令で定めるものについては、航空機以外の通常の運送方法による運賃及び保険料)その他売手が当該貨物を買手に対し販売し及び輸入港において引き渡すために要する費用を含み、当該貨物の輸出において輸出の際に軽減、免除又は払い戻しを受けるべき関税その他の課税金を含まない。)とする。

第四条第二項ただし書を削り、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「前二項」を「第二項から前項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前項の規定」を「前二項の規定」に改め、「又は貨物が輸入港に到着した時から輸入申告等の時までの期間が長期にわたる、その価格が当該期間中に著しく変動した場合として政令で定める場合」及び「(当該政令で定める場合にあつては、第二号から第四号までに掲げる場合)」を削り、同条第一号中「他の資料」を「当該価格以外の当該貨物の対価の一部に相当すると認められる支払又は債務についての資料その他の資料」に改め、同条第二号中「前項」を「第二項」に、「相異を相違」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 前二項の場合に該当しない場合 当該貨物又は当該貨物と同種若しくは類似の輸入貨物が本邦で通常の卸取引の方法(通常卸取引の形態をとらない貨物については、当該貨物に係る通常の取引の方法)により販売された価格又は販売されたとした場合の価格から関税その他の課税金及び輸入港本船渡しから当該取引までの通常の費用(当該取引に係る通常の利潤を含む。)を控除した金額に、当該貨物と当該同種若しくは類似の輸入貨物との品質、性能等の差異による価格の相違又は当該貨物の販売条件その他の事情を勘案し、前号の規定に準じて必要な調整を加えて計算した価格

第四条第三項第四号を削り、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 前三項の規定により課税価格を計算する場合において、輸入貨物がその取引の条件からみて輸入申告等の時までに变质し、又は損傷したものであると認められるときは、当該貨物の課税価格は、当該变质又は損傷がなかつたものとした場合にこれらの規定により計算される課税価格からその变质し、又は損傷したことによる減価に相当する金額を控除した価格によるものとする。

第四条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の場合において、当該貨物の価格の変動については、当該貨物が輸入港に到着した時から輸入申告等の時までの期間が長期にわたる、かつ、その価格が著しく変動した場合として政令で定める場合を除き、これを考慮しないことができるものとする。

第十条第一項ただし書中「第四条第二項」を「第四条第一項」に改め、「軽減」の下に(数量を課税標準とする関税に係るものを除く。)を加える。

第十五条第一項第九号ただし書を次のように改める。

ただし、その入国前にこれらの者が既に使用したもの(船舶及び航空機については、その入国前一年以上これらの者が使用したもの)に限る。

第十五条第一項に次の一号を加える。

十 条約の規定により輸入の後特定の用途に供されることを条件として関税を免除することとされている貨物で政令で定めるもの

第十七条第四項中「第十七条第三項」を「第十七条第四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定により関税の免除を受けた者は、その免除を受けた貨物を同項の期間内に輸出したときは、政令で定めるところにより、その旨を税関に届け出なければならぬ。

第十七条の二第三項中「前条第四項」を「前条第五項」に改め、同条に次の一項を加える。

4 前条第三項の規定は、第一項の規定により関税の軽減を受けた者について準用する。

第二十條の二の次に次の一條を加える。

(関税の軽減 免除等を受けた物品の転用)
第二十條の三 第十三条第一項、第十五条第一項、第十六条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項、第十九条第一項又は前条第一項の規定により関税の軽減若しくは免除又は軽減税率の適用を受けた貨物がその軽減若しくは免除を受け、若しくは軽減税率の適用を受けた用途以外の用途に供され、又は当該用途以外の用途に供するため譲渡される場合において、当該用途以外の用途に供し、又は当該用途以外の用途に供するため譲渡しようとする者が、当該用途以外の用途に供し、又は当該用途以外の用途に供するため譲渡することにつき税関長の承認を受けることを必要とするときは当該承認を受けるとともに、その者(当該用途以外の用途に供するため譲渡する場合にあつては、当該譲渡を受ける者)が、当該貨物を当該用途以外の用途に供することが関税の軽減又は免除に関する法律の規定(次項において「減免税規定」という。)に定める関税の軽減又は免除のための要件を満たすものとして政令で定める場合に該当することにつき、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、第十三条第七項、第十五条第二項、第十六条第二項、第十七条第四項、第十八条第三項、第十九条第四項又は前条第三項の規定にかかわらず、これらの規定により徴収すべき関税を徴収しない。

2 前項に規定する税関長の承認を受けた場合には、当該承認を受けた貨物を当該承認の時に当該承認に係る用途に係る減免税規定の適用を受けて輸入の許可をされた貨物と、当該承認を受けた者を当該減免税規定の適用を受けて当該貨物を輸入した者とみなして、この法律及び関税法その他の関税に関する法律を適用する。

別表の目次中「第四類 酪農品、鳥卵及び天然はちみつ」を「第四類 酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品」に改める。

別表の関税率表の解釈に関する通則1中「5」を「4」に改め、同通則2を同通則2(b)とし、同通則2に(a)として次のように加え、同通則3(b)中「(a)」を「3(a)」に改め、同通則3(c)中「(a)及び(b)」を「3(a)及び3(b)」に改め、同通則4を削り、5を4とする。

(a) 各号に記載するいずれかの物品には、その未完成のもので、輸入の際に完成した当該物品としての重要な特性を有するものを含むものとし、また、完成した当該物品（この規定により完成したものとみなす未完成の当該物品を含む。）で、輸入の際に組み立ててないもの又は分解してあるものを含むものとする。

注

この類には、すべての動物（生きているものに限る。）を含むものとし、次の物品を含まない。

- (a) 第三〇三・〇一號の魚並びに第三〇三・〇三號の甲殻類及び軟体動物
(b) 第三〇三・〇二號の培養微生物その他の物品
(c) 第三〇三・〇八號の動物

別表第二類の注中「第〇五・一五号の動物の血」を「動物の血(第〇五・一五号参照)」に、「豚又は家きんの溶出してない脂肪」を「第〇二・一〇五号の物品」に改める。

別表第〇二・〇五号中「溶出してない」を削り、「生鮮」を「溶出して又は溶剤により抽出してないもの」で、生鮮」に改める。

別表第三〇三・〇二号中「乾燥又はくん製のものに限る。」を「又は乾燥のものに限る。」及びくん製の魚（くん製の前に又はくん製の際に加熱による調理をしてあるかどうかを問わない。）に改める。

別表第四類の表題中「及び天然はちみつ」を「天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品」に改める。

別表第四類に次の一号を加える。

○四・〇七 食用の動物性生産品(他の号に該当するものを除く。)

- | | | |
|---|-------------|------|
| 一 | なまこ、くらげ及びうに | 一〇% |
| 二 | あなつばめの巣 | 二・五% |
| 三 | その他のもの | 一五% |

別表第五類の備考を削る。

別表第六類の注1中「ばれいしよ、たまねぎ、シャロット及びんにくのばれいしよ、たまねぎ、シャロット、にんにくその他の物品」に改める。
別表第七類の注を次のように改める。

洋

第〇七・〇一號、第〇七・〇二號及び第〇七・〇三號において野菜には、食用きのこ、しょうろ、オリブ、ケーパー、トマト、ばれいしょ、サラダビート、きゅうり、ガーキン、かぼちゃ、なす、あまとうがらし、ういきょう、パセリ、チャールビル、タラゴン、クレス、スイートマージョラム、わさび大根及びにんにくを含む。

第〇七・〇四号には、第〇七・〇一号から第〇七・〇三号までの各号に該当するすべての野菜の乾燥のものを含むものとし、次の物品を含まない。

(a) 乾燥した豆でさやのないもの(第〇七・〇五号参照)

(b) 粉状にしたあまとうがらし(第〇九・〇四号参照)
 (c) 第〇七・〇五号の乾燥した豆の粉(第一一・〇三号参照)
 (d) ばれいしよの粉、ミール及びフレーク(第一一・〇五号参照)

別表第〇八・〇五号中「苦扁桃」の下に「及びびんろう子」を加える。
 別表第九類の注一第二文を次のように改める。

第〇九・〇四号から第〇九・一〇号までの物品 (a) 又は (b) に規定する混合物を含む。) に

他の物品を加えて得た混合物のうち、当該各号に該当する物品の重要な特性をどめて
いる混合物については、その属する号は変わらないものとし、その他の混合物について
は、この類には含まれず、混合調味料となるものは、第二一・〇四号に属する。

別表第九類の注2中「クベバ(第二一・〇七号参照)」を第二一・〇七号のクベバその他の物品」に改める。

別表第二一類の注中「育児食用又は食餌療法用に熱処理その他の方法により調製した粉(第一九〇二号参照)。ただし、単にベークینگ用としての性質を改善するために熱処理した粉は、この類に属する。」を「第一九・〇二号の穀粉又はミールの育児食用、食餌療法用又は料理用の調製品」に改め、同注を同注1とし、同注に次のように加え、同類の備考を削る。

2 (A) この注の基準表の第一欄に掲げる穀物を粉碎その他の方法により加工した物品のうち、次に掲げる成分の含有率（乾燥状態における含有量の重量比によるものとする。）がいずれも次に掲げる要件に該当する物品は、この類に該当するものとし、その他の物品は、第三三・〇二号に属する。

(a) でん粉の含有率（エヴェルスの偏光計法の改良法により求めたものに限る。）
この注の基準表の第二欄に掲げる当該穀物に係る率をこえること。

(b) 灰分の含有率（鉱物質が添加してあるときは、これを控除して計算するものとする。）この注の基準表の第三欄に掲げる当該穀物に係る率以下であること。

(B) (A)の規定によりこの類に該当する物品のうち、三・五ミクロン又は五・〇ミクロンのふり（絹織物製又は人造繊維織物製のものに限る。）に対する通過率（重量比によるものとする。）がこの注の基準表の第四欄又は第五欄に掲げる当該物品に係る殺物に係る率以上である物品は、第一一・〇一号に属するものとし、その他の物品は、第一一・〇二号に属する。

基準表

一 穀物	二 でん粉の含有率	三 灰分の含有率	四 三一・五ミクロン以下のふるいに對する通過率	五 五〇・〇ミクロン以下のふるいに對する通過率
小麦及びライ麦 大麦及びはだか麦	四五％ 四五％	二・五％ 三％	八〇％ 八〇％	— —

オート	四五%	五%	八〇%	一
とうもろこし及 びソルガム	四五%	二%	一	九〇%
米	四五%	一・六%	八〇%	一
そば	四五%	四%	八〇%	一

別表第一一・〇九号の品名の欄を次のように改める。

小麦グルテン(乾燥したものであるかどうかを問わない。)

別表第二二類の注1中「ココヤシの実(第〇八・〇一〇号参照)及びオリブ(第七類及び第二〇類参照)」を「オリブ(第七類及び第二〇類参照)及び第〇八・〇一〇号のココヤシの実その他の物品」に改め、同注2を次のように改める。

- 2 てん菜の種、草の種、観賞用の花の種、野菜の種、森林樹の種、果樹の種、ベッチの種及びルーピンの種は、第二二・〇三号の繁殖用の種とみなす。
- もつとも、次の物品は、繁殖用のものであつても、第二二・〇三号には含まれない。
 - (a) 豆(第七類参照)
 - (b) 第九類の香辛料その他の物品
 - (c) 穀物(第一〇類参照)
 - (d) 第二二・〇一〇号又は第二二・〇七号に該当する物品

別表第二三類の注中「砂糖」を「しよ糖」に、「しよ糖(第二九・一三三号参照)及びグリシリジン(第二九・四一四号参照)」を「第二九・一三三号又は第二九・四一四号のしよ糖、グリシリジンその他の物品」に改め、「医薬品」の下に「及び血液型判定用試薬(第三〇・〇五五号参照)」を加え、「精油及び」を「精油(コンクリートのものを含む)及び」に改める。

別表第二三・〇一〇号中「姜黄」及び「びんろう子」を削る。

別表第二四類の注1中「製造のみ」を「材料としての用途のみに、(第一一部参照)を含まない」を「を含まないものとし、これらの物品は、第一一部に該当する」に改める。

別表第一五類の注1中「豚又は家きんの溶出してない脂肪(第〇二・〇五五号参照)」を「第〇二・〇五五号の豚又は家きんの脂肪」に、「オイルケーキ、オリブ油かすその他の植物性の油かす(第二三・〇四四号参照)」を「第二三・〇四四号の油かす」に改める。

別表第一五・〇一〇号中「溶出」の下に「又は溶剤抽出」を加える。

別表第一五・〇二〇号中「溶出してない脂肪」を「脂肪(溶出して又は溶剤により抽出してないものに限る。)(注1に「製造した」を「溶出又は溶剤抽出によつて得た」に改める。

別表第一六類の注中「該当する肉」を「記載する方法により調製した肉、くす肉」に改める。

別表第一六・〇二〇号及び第一六・〇三〇号を次のように改める。

- 一六・〇二 肉又はくす肉のその他の調製品
- 一 動物の腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片
(単に水煮したものに限る。)

無税

- 二 その他のもの
- (一) 単に水煮した後乾燥したもの 一五%
- (二) その他のもの 二五%
- 一六・〇三 肉エキス、ミートジュース及び魚エキス 二〇%

別表第一七類の注1中「化学的に純粋な糖類(しよ糖、グルコース及び乳糖を除く。第二九・四三三号参照)」を「第二九・四三三号の糖類(化学的に純粋なものに限るものとし、しよ糖、グルコース及び乳糖を除く)その他の物品」に、「医薬用品(第三〇類参照)」を「第三〇類の医薬品その他の物品」に改める。

別表第一八類の注1中「物品の下に」で「ココア又はチョコレート」を含有するものを「を加える」。

別表第一九類の注1中「医薬用品(第三〇類参照)」を「第三〇類の医薬品その他の物品」に改める。

別表第一九・〇二〇号中「穀粉」の下に「ミール」を加える。

別表第二〇類の注1中「該当する」を「記載する方法により調製した」に改め、同注2を次のように改める。

- 2 第二二・〇一〇号及び第二二・〇二〇号において「野菜」とは、第〇七・〇一〇号から第〇七・〇五五号までの各号に規定する状態において輸入された場合に当該各号に属する物品をいう。

別表第二二類の注1中「第〇九・一〇号までの物品」を「第〇九・一〇号までの香辛料その他の物品」に、「医薬品として作られている酵母(第三〇・〇三三号参照)」を「第三〇・〇三三号の医薬品として作られている酵母その他の物品」に改め、同注に次のように加える。

- 3 第二二・〇五五号において「均質混合調製食品」とは、育児食用又は食餌療法用の調製品で、基礎的な構成成分(たとえば、肉(くす肉を含む)、魚、野菜及び果実)の二以上から成る混合物を微細に均質化したものをいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該混合物に加えた少量の構成成分は、考慮しないものとし、当該調製品に肉、くす肉及び魚以外の構成成分の少量の細片が含有されているかどうかを問わない。

別表第二二・〇五五号中「含む」の下に「並びに均質混合調製食品」を加える。

別表第二二・〇七号中 (一) その他のもの 二五% を

(二) その他のもの A 第〇四・〇七号に掲げる物品のもの 一五% に

B その他のもの 二五% に

改める。

別表第二二類の注1中「及び伝導度水」を「伝導度水その他これらに類する純水」に改める。
別表第二五類の注2中「に該当する医薬用品」を「の医薬品その他の物品」に、「調製香料及び化粧品類(第三三・〇六六号参照)」を「第三三・〇六六号の調製香料及び化粧品類」に改め、「第六八・〇一

号、第六八・〇二号又は第六八・〇三号に該当するを削り、「数石及びモザイクキューブ」を「及び数石(第六八・〇一参照)、モザイクキューブ(第六八・〇二参照)」に、「スレート」を「スレート(第六八・〇三参照)」に改める。

別表第二六類の注1中(e)を(f)とし、同注1(d)中「第七一・一一号に該当する貴金属の溶解せずその他の物品」を「貴金属の加工せず、溶解せずその他のくず(第七一・一一号参照)」に改め、同注1中(d)を(e)とし、(c)を(d)とし、(b)を(c)とし、(a)を(b)とし、同注1に(a)として次のように加える。

(a) スラグその他工業において生ずるこれに類するくずでマカダムとして調製したもの
(第二五・一七号参照)

別表第二七類の注1中「メタン」の下に「及びプロパン」を加え、「医薬品(第三〇・〇三参照)」を「第三〇・〇三号に該当する医薬品」に改め、同注1に次のように加え、同注3中「いかに問わず」の下に「混合不飽和炭化水素から成る物品及び」を加える。

(c) 第三三・〇一、第三三・〇二、第三三・〇三、第三三・〇四又は第三八・〇七号に該当する混合不飽和炭化水素

別表第二七類の備考1(c)中「(a)又は(b)に掲げるもの」の下に「及び温度一五度における比重が〇・八三以上で政令で定める試験方法による一〇%残留の残留炭素分の当該残留油に対する重量割合が〇・二%以上のもの」を加え、同備考1(d)中「石油又は歴青油の蒸留残留油及びこれに他の石油又は歴青油を混合した石油及び歴青油のうちを削り、「もので」を「石油又は歴青油で」に改める。

別表第二七・〇七号中「物品」を「これに類する物品」に改める。

別表第二七・一〇号中

(一) 揮発油	
A 政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算五%留温度と減失量加算九五%留温度との温度差が二度以内のもの	二〇%
B その他のもの	
(a) 航空機用のもの(アンチノック剤を加えてないものを含む)	一キロリットルにつき 三、三七〇円
(b) その他のもの	一キロリットルにつき 二、一五〇円
(二) 燈油	一キロリットルにつき 二、〇二〇円

を

(一) 揮発油

A 低重合度の混合アルキレン

B 政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算五%留温度と減失量加算九五%留温度との温度差が二度以内のもの(Aに掲げるものを除く)

C その他のもの

(a) 航空機用のもの(アンチノック剤を加えてないものを含む)

(b) その他のもの

(二) 燈油

A 低重合度の混合アルキレン

B その他のもの

改める。

別表第二八類の注1中「文脈により」を「文脈又はこの類の注により」に改め、同注1に次のように加える。

(e) (a)、(b)、(c)又は(d)に掲げる物品で、識別を容易にするため若しくは保全のための着色料又はアンチダステイング剤を加えたもの(特定の用途に適するものを除く)

別表第二八類の注3中「無機のルミノホア(第三二・〇七号参照)」を「第三二・〇七号に該当する無機のルミノホア」に改め、同注に次のように加える。

8 けい素、セレンその他この類の元素を電子工業用にドーブ処理したものうち、引上げ法により製造したままの形状のもの及びシリンドー状又は棒状のものはこの類に、ディスク状、ウェハー状その他これらに類する形状に切ったものは第三八・一九号にそれぞれ属する。

別表第二八・〇三号中「アントラセンブラック、アセチレンブラック及びランブブラック」を削る。

別表第二八・〇五号中「アルカリ金属、アルカリ土類金属」を削り、「スカンジウム及び」を「及びスカンジウム(これら相互の混合物及び合金を含む)、アルカリ金属、アルカリ土類金属並びに」に改める。

別表第二八・〇六号中「クロルスルホン酸」を「クロロ硫酸」に改める。
別表第二九類の注1中(8)を(h)とし、(f)の次に次のように加える。

(g) (a)、(b)、(c)、(d)、(e)又は(f)に掲げる物品で、識別を容易にするため若しくは保全のための着色料若しくは香気性物質又はアンチダスターグ剤を加えたもの(特定の用途に適するものを除く。)

別表第二九類の注2中「メタン」の下に「及びプロパン」を加え、「窒素の含有量が乾燥状態において全重量の四五%以下のものに限る。第三二類参照」を「第三一・〇二号及び第三一・〇五号参照」に改め、「包装にした染料」の下に「その他の着色料」を加え、同注7中「環式ウレイド」の下に「環式チオウレイド」を加える。

別表第二九・一一号中「酸素官能のアルデヒド」の下に「並びにアルデヒドの環式重合体及びバラホルムアルデヒド」を加える。

別表第二九・一三号中「デヒドロエピアンドロステロン、プレグネノロン」を削る。

別表第二九類第七節の表題中「酸」を「カルボン酸並びにその」に改める。

別表第二九・一四号中「一塩基酸」を「モノカルボン酸」に改める。

別表第二九・一五号中「多塩基酸」を「ポリカルボン酸」に改める。

別表第二九・一六号中「アルコール酸、アルデヒド酸、ケトン酸、フェノール酸その他の単一又は混成の酸素官能の酸」を「アルコール官能、フェノール官能、アルデヒド官能又はケトン官能のカルボン酸その他の単一又は混成の酸素官能のカルボン酸」に、「アルコール酸及びその誘導体を「アルコール官能のカルボン酸及びその誘導体」に、「フェノール酸及びその誘導体」を「フェノール官能のカルボン酸及びその誘導体」に改める。

別表第二九・二五号を次のように改める。

二九・二五	
カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物	
一 ズルチン	二〇%
二 ジメチルホルムアミド	二〇%
三 ジエチルアミノアセト二・六キシリジド	二〇%
四 一・三ジメチル二・六ジオキソ四アミノ一	無税
五 ホルミルアミノピリミジン	二〇%
五 その他のもの	

別表第二九・二六号中「イミド官能化合物及びイミン官能化合物」を「カルボキシイミド官能化合物(オルトスルホ安息香酸イミド及びその塩を含む。及びイミン官能化合物(ヘキサメチレントトラミン及びトリメチレントリニトロアミンを含む。))」に、「サッカリン」を「オルトスルホ安息香酸イミド(サッカリン)及びその塩」に改める。

別表第二九・三九号中「使用するもの」の下に「並びにステロイドで主としてホルモンとして使用するもの」を加え、

五 その他のもの

五 デヒドロエピアンドロステロン及びプレグネノロン
六 その他のもの
一〇%
二〇% に

別表第三〇類の注2中「含む。第三三・〇六号参照」を「含むものとし、第三三・〇六号に該当する。」に、「薬用せつけん(第三四・〇一参照)」を「第三四・〇一参照のせつけんその他の物品で医薬品を加えたもの」に改め、同注3中(8)を(f)とし、(e)を(f)とし、(d)の次に次のように加える。

(e) 血液型判定用試薬

別表第三一類の注1中「窒素の含有量が全重量の四五%以下のものに限る」を「純粋であるかどうかを問わない」に改め、同注4中「りん酸アンモニウム及びりん酸の含有量が一キログラムにつき六ミリグラム以上のもの」を「りん酸二水素アンモニウム及びりん酸水素二アンモニウム(純粋であるかどうかを問わない)並びにこれらの混合物」に改め、同注5中「3(A)及び4」を「及び3(A)」に改める。

別表第三二類の注1中「染料」の下に「その他の着色料」を加える。
別表第三二・〇三号を次のように改める。

三二・〇三	
合成有機なめし剤、無機なめし剤、調製したなめし剤 (天然なめし剤を含有するかどうかを問わない。及びなめし前処理用の酵素系調製品(たとえば、酵素、すい臓又はバクテリアから製造したもの))	
一 合成有機なめし剤	無税
二 なめし前処理用の酵素系調製品	一五%
三 その他のもの	二〇%

別表第三二・〇九号中「包装にした染料」の下に「その他の着色料」を加える。

別表第三二・一二号中「充てん料」の下に「左官工用耐火性調製上塗り材」を加える。

別表第三三類の注1中「飲料製造用」を「第二二・〇九号の飲料製造用」に改め、「(第二二・〇九号参照)」を削り、「せつけん」を「せつけんその他の物品」に改め、同注2を次のように改める。

2 第三三・〇六号には、次の物品を含む。	
(a) 調製した室内防臭剤(芳香を付けてあるかどうかを問わない。)	
(b) 調製香料、化粧品類又は室内防臭剤としての用途に適する物品のうち、これらの用途に供するため小売用の包装にしたもの(混合してあるかどうかを問わないものとし、第三三・〇五号の物品を除く。)	

別表第三三・〇六号中

五 その他のもの	
(一) 室内防臭剤	二〇% に改める。
(二) その他のもの	四〇% に改める。

別表第三四類の注2を次のように改める。

2 第三四・〇一号において「せつけん」は、水溶性のせつけんに限るものとし、同号に該当するせつけんその他の物品については、消毒剤、粉状研磨材、充てん料、医薬品その他の物品が加えてあるかどうかを問わない。ただし、粉状研磨材を含有する物品のうち、棒状又はケーキ状のもの及び成形品は第三四・〇一号に属するものとし、その他の形状のものは第三四・〇五号に属する調製みがき粉その他これに類する調製品として取り扱う。

別表第三四・〇一号中「薬用せつけんを含む。」を「並びに有機界面活性剤及びその調製品（せつけんと同様の用途に供するもので、棒状又はケーキ状のもの及び成形品に限るものとし、せつけんを含有するかどうかを問わない。）」に改める。

別表第三五類の注を同注1とし、同注に次のように加える。

2 第三五・〇五号において「デキストリン」とは、でん粉分解物で、ぶどう糖として計算した還元糖の含有量が乾燥状態において全重量の一〇％以下のものをいう。

でん粉分解物で、ぶどう糖として計算した還元糖の含有量が乾燥状態において全重量の一〇％をこえるものは、第一七・〇二号に該当する。

別表第三八類の注1中(b)を(c)とし、(a)の次に次のように加える。

(b) 化学品と食品との混合物で食料品の調製に用いるもの（主として、第二一・〇七号に属する。）

別表第三八類の注2(g)を次のように改める。

(g) けい素、セレンその他第二八類の元素を電子工業用にドーブ処理し、ディスク状、ウェハー状その他これらに類する形状にしたもの（みがいてあるか、又は均一なエビタキシャル層が作つてあるかどうかを問わない）

別表第三八・一九号中「一 低重合度の混合アルキレン」を「一〇％」を「一 なめし

前処理用の調製品」に、「耐火セメント及び耐火モルタル」を「耐火性建設材料」に改め、「チクルガムをもととして製造したものに限るものとし、」を削り、「香料、人造プラスチック又は合成ゴム」を「又は香料」に改める。

別表第三九類の注1中「人造繊維及びその製品（第一一部参照）」を「第一一部に該当する紡織用繊維及びその製品に、「車両又は航空機の部分品（第一七部参照）」を「第一七部に該当する航空機又は車両の部分品に、「時計及びその部分品を「時計のケース」に、「家具及びその部分品（第九四類参照）」を「第九四類に該当する家具その他の物品」に、「がん具、遊戯用具及び運動用具（第九七類参照）」を「第九七類に該当するがん具、遊戯用具、運動用具その他の物品」に改め、同注3中「ストリップ」を「ストリップ（第五一類の注4の規定により第五一・〇二号に属するものを除く。）」に、

「特定の形状に切つたもの及びその他の加工をしたものを除く。」並びにこれらを正方形又は長方形に切つた製品でさらに加工をしてないもの」を「特定の形状に切つてないもの及び単に正方形又は長方形に切つたもの（正方形又は長方形に切つたことによりそのまま使用することができる製品になつたものを含む。）」に改める。

別表第三九・〇七号を次のように改める。

第三九・〇七 第三九・〇一号から第三九・〇六号までに掲げる物品の製品	
一 スプーン、リールその他これらに類する巻取用品	一五％
二 その他のもの	
(一) 第三九・〇一号又は第三九・〇二号に掲げる物品の製品	三〇％
(二) その他のもの	二〇％

別表第四〇類の注3中「がん具、遊戯用具及び運動用具（運動用手袋及び第四〇・一一号に該当する物品を除く。第九七類参照）」を「第九七類に該当する物品（運動用手袋及び第四〇・一一号に該当する物品を除く。）」に改め、同注4中「セレン又はテルル」を削り、「一五度から二〇度を「一八度から二九度」に、「二時間」を「五分」に、「シスポリイソブレン、ポリブタジエン」を「シスポリイソブレン（IR）」、ポリブタジエン（BR）」に、「GRM」を「CR」に、「GRS」を「SBR」に、「GRN」を「NCR」に、「GRA」を「NBR」に、「GRI」を「IIR」に、「GRP」を「TM」に改め、「変性したもの」の下に「天然ゴムを解重合したもの及び不飽和の合成物質と飽和の合成高重合体との混合物」を加える。

別表第四二類の注1中「第九七類のがん具、遊戯用具及び運動用具」を「第九七類に該当するがん具、遊戯用具、運動用具その他の物品」に改め、同注2を削り、3を2とする。

別表第四三類の注2中「第九七類のがん具、遊戯用具及び運動用具」を「第九七類に該当するがん具、遊戯用具、運動用具その他の物品」に改める。

別表第四四類の注中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とする。

別表第四四・〇九号中「チップウッド」の下に「チップ状又は小片状のバルブウッド」を加える。

別表第四四・二一号中「組み立ててないものを含む。」を削る。

別表第四五類の注1中「がん具、遊戯用具及び運動用具（第九七類参照）」を「第九七類に該当するがん具、遊戯用具、運動用具その他の物品」に改める。

別表第一一部の注1中「石綿（第二四・二四号参照）及びその製品（第六八・一三三号及び第六八・一四号参照）」を「第二五・二四号の石綿及び第六八・一三三号又は第六八・一四号の石綿の製品その他の物品」に、「馬具、旅行用具、雑のり、ハンドバックその他の物品」を「紡織用繊維の製品に、「セルロースウオッディング（第四八類参照）」を「第四八類のセルロースウオッディングその他の物品」に改め、同注3(A)中「絹紡糸又は第五一類の注1(b)に掲げる人造繊維の糸（第五一類の二本以上の単繊維から製造した糸を含む。）」を「又は絹紡糸」に改め、「第五一類の注1(a)に掲げる」を削り、同注3(B)中「トウ、スライバー及びロービング」を「長繊維のトウ（短繊維製造用のものに限り。）及びよつてない又はより数がメートルにつき五に満たないマルチフィラメントヤーン」に改め、同注4(B)中「繊維工業において使用するものに限る。」に巻いたもの」を「巻いたもの、繭の形状に

巻いたものでししゅう機に用いるものその他繊維工業において使用する体裁にしたもの」に改め、同注6中「縫製その他の仕上げ」を「製織により完成したもので、縫製その他の仕上げ」に改める。

別表第五六類の注第二文(e)を次のように改める。

(e) 総重量が一メートルにつき二グラム(一八、〇〇〇デニール)をこえること。

別表第五七・〇三号中「精紡したものを除く」並びに黄麻の「を」その他の紡織用靱皮繊維(他の号に該当するもの及び精紡したものを除く)並びにその「に改める。

別表第五七・〇六号中「黄麻糸」を「第五七・〇三号の黄麻その他の紡織用靱皮繊維の糸」に改める。

別表第五七・一〇号中「黄麻織物」を「第五七・〇三号の黄麻その他の紡織用靱皮繊維の織物」に改める。

別表第五八・〇七号中「ジュニールヤーン」の下に「(フロックジュニールヤーンを含む)」を加える。

別表第五九類の注2を次のように改める。

2 (A) 第五九・〇八号の紡織用繊維の織物類(セルロース誘導体その他の人造プラスチックを塗布し、しみ込ませ、被覆し又は積層したものに限る。)については、一平方メートル当たりの重量を問わないものとし、また、当該人造プラスチックの性状が密であるか、又はフォーム状、スポンジ状若しくは膨張した状態であるかどうかを問わない。

もつとも、第五九・〇八号には、次の物品を含まない。

(a) 塗布し、しみ込ませ又は被覆したことを肉眼により判別することができない織物類(通常、第五〇類から第五八類まで又は第六〇類に該当する。この場合においては、色彩の変化を基準として判別しないものとする。

(b) 温度一五度から三〇度までにおいて、直径が七ミリメートルの円筒に手で巻き付けたとき、き裂を生ずる物品(通常、第三九類に該当する。)

(c) 紡織用繊維の織物類を人造プラスチックの中に完全に埋め込んだ物品及び紡織用繊維の織物類の両面に人造プラスチックを塗布し又は被覆した物品(第三九類参照)

(d) 第五九・一二号には、次の物品を含まない。

(a) 塗布し又はしみ込ませたことを肉眼により判別することができない織物類(通常、第五〇類から第五八類まで又は第六〇類に該当する。この場合においては、色彩の変化を基準として判別しないものとする。

(b) 絵模様を描いた織物類(劇場用又はスタジオ用の背景幕その他これらに類する物品に用いるものを除く。)

(c) 繊維のフロック又はダスト、コルク粉その他これらに類する物品を付けて絵模様を表わした織物類

(d) でん粉その他これに類する物品を用いて通常の仕上げをした織物類

織用繊維製」に改める。

別表第五九・〇八号中「又はしみ込ませた」を「しみ込ませ、被覆し又は積層した」に改める。

別表第六〇類の注2を次のように改め、同注5中「又は被覆した」を「被覆し又は積層した」に、「又はしみ込ませた」を「しみ込ませ又は被覆した」に改める。

2 第六〇・〇二号から第六〇・〇六号までの各号には、編物製品及びその部分品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。で、次のいずれかに該当するものを含む。

(a) メリヤス編み又はクロセ編みにより直接特定の形状に編み上げたもの(輸入の際に単一の物品に切断してないものを含む。)

(b) 縫製その他の方法により製品にしたもの

別表第六一類の注5を次のように改める。

5 この類に掲げる物品には、当該物品を作るために特定の形状に切った紡織用繊維の織物類(メリヤス編物及びクロセ編物を除く)を含む。

もつとも、第六一・〇九号には、同号に掲げる物品を作るために特定の形状にしたメリヤス編物及びクロセ編物(輸入の際に単一の物品に切断してないものを含む)を含む。

別表第六二・〇三号及び第六二・〇四号中「黄麻製」を「第五七・〇三号に掲げる紡織用繊維製」に改める。

別表第六八類の注1中「がん具、遊戯用具及び運動用具(第九七類参照)」を「第九七類に該当するがん具、遊戯用具、運動用具その他の物品」に改める。

別表第六八・〇四中「フレイムに取り付けた」を「フレイム付きの」に改める。

別表第六九類の注2中「がん具、遊戯用具及び運動用具(第九七類参照)」を「第九七類に該当するがん具、遊戯用具、運動用具その他の物品」に改める。

別表第七〇類の注3を4とし、2の次に次のように加える。

3 第七〇・二〇号において「ガラスウール」とは、次の物品をいう。

(a) 二酸化けい素の含有量が全重量の六〇%以上の鉱物性ウール

(b) 二酸化けい素の含有量が全重量の六〇%に満たない鉱物性ウールで、酸化カリウム若しくは酸化ナトリウムの含有量が全重量の五%をこえ、又は酸化ほう素の含有量が全重量の二%をこえるもの

(a)及び(b)に該当しない鉱物性ウールは、第六八・〇七号に該当する。

別表第七〇・一二号中「及びそのブランケット」を削る。

別表第一五部の注1中「かさの卑金属製部分品(第六六・〇三参照)」を「第六六・〇三号のかさの骨その他の物品」に改め、同注3中「合金については、合金第七三類の注又は第七四類の注に規定するフェロアロイ及びマスタアロイを除く」については、(b)を削り、(c)を(b)とし、同注3(d)中「フェロアロイ及びマスタアロイを除く」を削り、同注3中(d)を(c)とし、同注3(e)中「不均質な混合物」の下に「(サーメットを除く)」を加え、同注3中(e)を(d)とし、同注5に次のように加える。

— (c) 第八一・〇四号のサーメットは、一の卑金属とみなす。

別表第一五部の備考中「焼結したもの」の下に「製造後に」を加え、「機械加工」を「加工」に改め、「をいう」の下に「この場合において、第七四類の注2(b)第二文の規定は、第七五類から第八一類までの非鉄卑金属のワイヤーバー及びピレットについて準用する。」を加える。

別表第七三類の注1(c)中「適しない鉄合金」の下に「(第七四類の注1に規定するマスターアロイを除く。)」を加え、「鉄以外の合金元素の含有量の合計が全重量の九〇% (マンガンを含有し、かつ、けい素を含有しないものにあつては九二%とし、けい素を含有するものにあつては九六%とする。以下のもの)を鉄の含有量が全重量の一〇% (けい素を含有するものにあつては四%とし、マンガンを含有し、かつ、けい素を含有しないものにあつては八%とする。以上のもの(銅の含有量が全重量の一〇%をこえるものを除く。))に、「モリブデン、ニオブその他の合金元素(銅を除く。)」を「銅、モリブデン、ニオブその他の合金元素」に改める。

別表第七三・二二号中「ものとし、完成しているか、又は組み立ててあるかどうかを問わない」を削る。

別表第七三・二二号中「機械装置」を「圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置」に、「有しないもので」を「有するものを除くとともに」に改める。

別表第七三・二四号の品名の欄を次のように改める。

「圧縮ガス用又は液化ガス用の鉄鋼製の容器」

別表第七三・三三号中「これらのブランクを含む。」を削る。

別表第七三・三七号中「蒸気発生ボイラー」を「ボイラー」に改める。

別表第七四類の注1中「材料との任意の割合の合金」を「合金元素との合金(銅の含有量が全重量の一〇%をこえるものに限り。)」に改め、同注2(b)中「焼結製品で、」の下に「製造後に」を加え、「機械加工」を「加工」に改め、「該当するもの」の下に「(当該加工により他の号に該当する物品の特性を有することとなるものを除く。)」を加え、同注2(b)に第二文として次のように加える。

もつとも、ワイヤーバー及びピレットで、単に線材、管その他の物品の製造機械への送り込みを容易にする目的のため、その端部にテーパ加工その他の加工をしたものは、第七四・〇一号の塊とみなす。

別表第七四・〇九号中「機械装置」を「圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置」に、「有しないもので」を「有するものを除くとともに」に改める。

別表第七六・〇八号中「ものとし、完成しているか、又は組み立ててあるかどうかを問わない」を削る。

別表第七六・〇九号中「機械装置」を「圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置」に、「有しないもので」を「有するものを除くとともに」に改める。

別表第七六・一一号の品名の欄を次のように改める。

「圧縮ガス用又は液化ガス用のアルミニウム製の容器」

別表第八二類の注1中「フレイムに取り付けた」を「フレイム付きの」に改め、同注2第二文を削る。

別表第八二類の備考を同備考1とし、同備考に次のように加える。

2 第八二・〇五号において「機械」とは、第八四・四五号、第八四・四六号又は第八四・四七号の加工機械をいうものとし、第八四・二三号のせん孔用の機械及び第八四類の注5の規定により第八四・五九号に属する機械で当該加工機械に類するものを含む。

別表第八二・〇四号中「フレイムに取り付けた」を「フレイム付きの」に改める。

別表第八三・〇一号中「(完成したかぎであるかどうかを問わない。)」を削る。

別表第一六部の注1中「機械用のボビン、スプール、コップ、コーン、コアその他のこれらに類する巻取用品で第三九類、第四〇類、第四四類、第四八類又は第一五部に該当するもの」を「ボビン、スプール、コップ、コーン、コア、リールその他のこれらに類する巻取用品(材料を問わない。たとえば、第三九類、第四〇類、第四四類、第四八類又は第一五部に該当する。))」に、「第七一・〇三号又は第七一・一五号に該当する天然、合成又は再生の貴石又は半貴石のみで製造した物品」を「又は第七一・〇三号の天然、合成又は再生の貴石及び半貴石並びに第七一・一五号の製品で全部がこれらの貴石又は半貴石のもの」に改め、同注2中「3」を削り、同注3及び4を削り、5を3とし、6を4とし、同注7中「6」を「4」とし、同注中7を5とする。

別表第八四類の注1中「又は第八五・〇六号の手持工具及び第八五・〇六号の」に改め、「(電動装置を自蔵するものに限り。)」を削り、同注2中「注5又は注6」を「注3又は注4」に改め、「第八四・二八号に該当する」を削り、「有する器」の下に「(第八四・二八号参照)」を加え、「第八四・二九号に該当する」を削り、「浸出機」の下に「(第八四・二九号参照)」を加え、「第八四・三〇号に該当する」を削り、「浸出機」の下に「(第八四・三〇号参照)」を加え、「で第八四・四〇号に該当するもの」を「(第八四・四〇号参照)に、」その機能が主たる機能に対して従属的であるもの」を「これが主たる機能でないものに、」を削り、「ミシン」を「袋その他これに類する容器の封口用のミシン」に改め、同注4中「注5」を「注3」に改め、同注中4を5とし、3を4とし、2の次に次のように加える。

3 (A) 第八四・五三号において「自動データ処理機械」とは、次の物品をいう。

(a) デジタル自動データ処理機械(処理用プログラム及び処理すべきデータのみならず当該プログラムの作成に用いる所定のプログラム言語を機械語に翻訳するためのプログラムの実行に際し呼出しに直接応答することができ、かつ、一の処理の進行上直接に必要とする処理用プログラム、翻訳プログラム及びデータを記憶するに足りる容量を有するものに限り。を有し、かつ、当初のプログラムに含まれる命令に基づき、処理の進行中において論理判断により自ら命令の実行を変更することができものをいう。)

(b) アナログ自動データ処理機械(計算式を模擬したモデルを作ることができるもので、少なくともアナログ演算要素、制御要素及びプログラム要素を有するものをいう。)

(c) ハイブリッド自動データ処理機械（デジタル自動データ処理機械でアナログ演算要素を有するもの又はアナログ自動データ処理機械でデジタル演算要素を有するものをいう。）

(b) 自動データ処理機械は、別床の機器から構成されるシステムの形式のものであるかどうかを問わないものとし、次の要件を備えている機器は、当該システムの一部分となし、当該機器で単独に輸入するものも第八四・五三号に属する。

(a) 中央処理装置に直接に又は一以上の他の機器を介して接続することができること。

(b) 当該システムの一部として特に作つてあり、電源用機器以外の機器にあつては、少なくとも当該システムで使用される形式の符号又は信号によるデータを受け入れ又は送り出すことができること。

別表第八四類の備考2を次のように改める。

2 第八四・五二号の電子式デジタル計算機械には、計算機本体に直接に又は一以上の他の機器を介して接続することができ、かつ、当該計算機本体で使用される形式の符号によるデータを受け入れ又は送り出すことができる補助機械（当該計算機械を構成するものとして特に作つてあるものに限り、当該計算機本体とともに輸入されるものを含む。）

別表第八四・〇一号中「除く。」の下に「及び過熱水ボイラー」を加える。

別表第八四・〇二号中「蒸気発生ボイラー用」を「第八四・〇一号のボイラー用」に改める。

別表第八四・五一号から第八四・五四号までを次のように改める。

八四・五一	タイプライター（計算機構を有するものを除く。）及び チェックライター	一五%
八四・五二	一 タイプライター 二 チェックライター 計算機及び会計機、金銭登録機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械	一五%
八四・五三	一 電子式デジタル計算機械 二 その他のもの 自動データ処理機械及びこれを構成する機器並びにデータ転記用機械（データをデータ媒体に符号化して転記するものに限る。）、データ処理機械（符号化したデータを処理するものに限る。）及び磁気式又は光学式の読取機（他の号に該当するものを除く。）	二五% 一五%
八四・五四	一 電子式デジタル自動データ処理機械（アナログ演算要素を有するものを含む。）及びこれを構成する機器（電源用機器及びアナログ信号によるデータのみを受け入れ又は送り出す機器を除く。）並びに磁気テープコンバーター、磁気テーププリンター及びこれらを構成する機器並びに第八四・五二号の一に掲げる計算機械を構成する補助機械	二五% 一五%

別表第八四・五九号中「原則としてもつばら他の機械類の部分品として使用されるもの及び」を「独立の機能を有するものに限り、」に改める。

別表第八五類の注1中「に該当する電球用のガラス製バルブその他の物品」を「のガラス製の物品」に改め、同注に次のように加える。

八四・五四	二 その他のもの その他の事務用機器（たとえば、暗写機、あて名印刷機、貨幣分類機、貨幣計数包装機、鉛筆削り機、あなかけ機及びとり機	一五%
-------	--	-----

4 第八五・一九号において「印刷回路」とは、浮出し、めつき、エッチングその他の印刷製版技術又は膜回路技術によつて、導体、接点、インダクタンス、抵抗器、蓄電器その他の印刷した構成部分（半導体素子その他電気信号の発生、整流、変調又は増幅を行なうことができる素子を除く。）を、絶縁基板上に形成して作つた回路（当該構成部分が、あらかじめ定めたパターンに従い相互に接続しているかどうかを問わない。）をいう。

印刷回路には、その印刷工程中に作られた素子以外の素子が結合した回路を含まないものとし、これらの技術によらないで作られた接続用部品が取り付けられているかどうかを問わない。

これらの技術により作られた薄膜回路及び厚膜回路で受動素子及び能動素子から成るものは、第八五・二二号に属する。

5 第八五・二二号の次の用語については、それぞれ次に定めるところによる。

(A) 「ダイオード、トランジスタその他これらに類する半導体デバイス」とは、その働きが電界の作用に基づく抵抗率の変動によつて行なわれる素子をいう。

(B) 「超小形電子回路」とは、次の物品をいう。

(a) 超小形組立（超小形化した個別の能動部品又は超小形化した個別の能動部品及び受動部品を組み合わせ、かつ、相互に接続したもので、ファゴットモジュール型、モールドモジュール型、マイクロモジュール型その他これらに類する型式のもの）をいう。

(b) モノリシック集積回路（ドープ処理したけい素その他の半導体材料の内部及び表面に、ダイオード、トランジスタ、抵抗器、蓄電器、相互接続その他の回路素子を生じさせ、かつ、不可分の状態にした回路をいう。）

(c) ハイブリッド集積回路（ガラス製、陶磁製その他絶縁材料製の単一の基板上に、受動素子及び能動素子（薄膜技術又は厚膜技術により作られた抵抗器、蓄電器、相互接続その他の素子及び半導体技術により作られたダイオード、トランジスタ、

モノリシック集積回路その他の素子に限る。〕を適用上不可分の状態に組み合わせた回路をいうものとし、これに超小形化した個別部品を取り付けたものを含む。〕
この注に規定する物品の所属の決定にあつては、第八五・二二号は、当該物品の機能からみてこれを含むと解されるこの表の他のいずれの号よりも優先するものとする。

別表第八五・〇八号中「その開閉器」を「開閉器」に改める。

別表第八五・一五号中「蓄音機」を「録音機又は音声再生機」に改める。

別表第八五・一九号中「ターミナル、ターミナルストリップ」を削り、「並びに」の下に「印刷回路」を加える。

別表第八五・二二号中「トランジスタその他これに類する半導体を有する物品並びに圧電気結晶素子」を「圧電気結晶素子、超小形電子回路並びにダイオード、トランジスタその他これらに類する半導体デバイス」に、「二」トランジスタその他これに類する半導体を有する物品」を「二」ダイオード、トランジスタその他これらに類する半導体デバイス及び集積回路」に改める。
別表第八五・二二号を次のように改める。

八五・二二 電気機器（独立の機能を有するものに限るものとし、この類の他の号に該当するものを除く。） 一五%

別表第一七部の注を次のように改め、同注6を削る。

5 ホーバークラフトは、次に定めるところにより、これに最も類似するこの部の物品が該当する号に属する。

(a) 軌道走行用のもの（ホーバートレイン）は、第八六類に属する。

(b) 陸上走行用又は水陸走行用のものは、第八七類に属する。

(c) 水上走行用のもの（岸若しくは発着場に着陸することができるか、又は氷上を走行することができるかどうかを問わない。）は、第八九類に属する。

ホーバークラフトの部分品及び付属品については、当該ホーバークラフトが第一文の規定により属することとなる号に該当する物品の部分品及び付属品の取扱いの例により、その属する号を定める。

ホーバートレイン用の軌道用装備品は鉄道線路用装備品として、交通管制用機器は鉄道の交通管制用機器としてそれぞれ取り扱う。

別表第八六類の注1中「木製の軌条用まくら木（第四四・〇七号参照）及びコンクリート製まくら木（第六八・一一号参照）」を「木製又はコンクリート製の軌条用まくら木及びコンクリート製のホーバートレイン用軌道ブロック（第四四・〇七号及び第六八・一一号参照）」に改める。

別表第八六・〇八号の品名の欄を次のように改める。

コンテナ（一以上の輸送方式による運送を行なうために特に設計され、かつ、装備されているものに限る。）

別表第八七・〇七号中「その他の作業トラック（工場又は倉庫）」を「ストラッドルキャリアーそ

の他の作業トラック（工場、倉庫、埠頭又は空港）に、「二〇%」を「一〇%」に改める。
別表第八九類の注を次のように改める。

注 船体及び未完成の船舶（組み立てであるか、又は分解してあるかどうかを問わない。）並びに完成船舶の組み立ててないもの又は分解してあるものは、特定の船舶の重要な特性を有しないときは、第八九・〇一に属する。

別表第八九・〇二号中「引き船」を「曳航用又は押航用の船舶」に改める。

別表第九〇類の注1に次のように加え、同注2を削り、同注3中及び2を削り、同注中3を2とし、4を3とし、5を4とし、6を5とし、7を6とする。

(1) スプール、リールその他これらに類する巻取用品（これを構成する材料に応じ、たとえば、第三九・〇七号又は第一五部に該当する。）

別表第九〇・一〇号中「密着式写真複写機器、フィルム用のスプール及びリール並びに」を「感光式複写機（光学的機構を有するか、又は密着式のものであるかどうかを問わない。）、感熱式複写機及び」に改め、同号の二の税率の欄中「二〇%」を「一五%」に改める。

別表第九〇・一九号中「補聴器」の下に「その他器官の欠損又は不全を補う機器（着用し、携帯し又は人体内に埋めて用いるものに限る。）」を加える。

別表第九〇・二八号中「注6(a)」を「注5(a)」に、「注6(b)」を「注5(b)」に、「注6(c)」を「注5(c)」に、「注6(d)」を「注5(d)」に改める。

別表第九一類の注1中「ひげせんまい」の下に「又は時間間隔を定めることができるなんらかの他の機構」を、「及びブリッジ」の下に「（その他の外板があるときは、これを含む。）」を加える。

別表第九一・〇七号を次のように改める。

九一・〇七 ウォッチムーブメント（ストップウォッチムーブメントを含むものとし、組み立てたものに限る。） 二五%

別表第九一・〇九号中「（半製品を含む。）」を削る。

別表第九二類の注1中「ラジオ受信機」の下に「又はテレビジョン受信機」を加え、同注1に次のように加え、同注中2を削り、3を2とし、4を3とする。

(g) スプール、リールその他これらに類する巻取用品（これを構成する材料に応じ、たとえば、第三九・〇七号又は第一五部に該当する。）

別表第九三類の注中2を削り、3を2とし、4を3とする。

別表第九三・〇六号中「銑床のブロックとして荒くひいたもの及び」を削る。

別表第九四類の注1中「又は庭園」を「庭園又は玄関」に改め、「いすその他の」を削り、「石製又は陶磁製の物品」を「物品で、第六八類又は第六九類に該当する石製、陶磁製又はその他の材料製のものに改め、同注2中「又は第九四・〇二号に掲げるいすその他の腰掛け並びに第九四・〇二号又は第九四・〇三号に掲げる備付品及び家具には」を「第九四・〇二号又は第九四・〇三に掲げる物品（部分品を除く。）は」に、「作つてない製品を含まない」を「作つてある場合」にのみ、当該各号に含ま

れるに、「壁に取り付けを」壁に掛け若しくは取り付けに、「置くものとして」を「置いて使用するものとして」に、「適用しないを」適用しないものとし、これらの物品は、当該各号に含まれる」に、「食器だな」を「カップボード」に改め、「たたみ込み式のいすその他の」を削り、同注中3を削り、4を3とする。

別表第九五類の注中「物品」を「物品で、」に、「有するかどうかを問わない。」を「有するもの」に改め、「分離した」を削り、「部分品で」を「部分品のうち、」に改め、「作つたもの」の下に「で単独に輸入されるもの」を加える。

別表第九七類の注中4を削り、5を4とする。

別表の附表（以下「附表」という。）第一号中「六七円五〇銭」を「七三円」に改める。

別表第二号中「一、三〇〇円」を「一、二〇〇円」に、「一リットルにつき五、〇〇〇円」を「一リットルにつき四、四〇〇円」に、「一リットルにつき二、九〇〇円」を「一リットルにつき二、八〇〇円」に、

C
その他のもの

一五〇円

一リットルにつき
第二二・〇三号、第二二・〇四号、第二二・〇七号、第二

走

C
ビ
ー
ル

リットルにつき

第三〇三號

D
その他のもの

一五〇円

第三・〇四号、第二二・〇七号、第二二・〇八号又は第二二・〇九号の一の(四)若しくは二の(二)若しくは(三)若しくは

三

に

改める。

附表第五号を次のように改める。

五 次に掲げる物品

(1) 革製ハンドバッグで、一個の課税価格が物品税の課税最低限の金額を勘案して政令で定める額をこえるもの

(2) 貴金屬、これを張つた金屬、貴石、半貴石又は眞珠を用いた身辺用細貨類、細工品その他の製品（理化学用又は工業用のものを除く。）及び貴金屬をめつきた身辺用模造細貨類で、一個又は一組の

三〇% 第四二・〇二号の一又は二の(一)

第七一・一二号、第七一・一三号、第七一・一四号の二、第七一・一五号の二又は第七一・一六号の一

附表中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

(3) 課税価格が物品税の課税最低限の金額を勘案して政令で定める額をこえるもの

さんご、ぞうげ又はべつこの製品で、一個又は一組の課税価格が物品税の課税最低限の金額を勘案して政令で定める額をこえるもの

(4) メカニカルライタ―その他これに類するライタ―(ケミカルライタ―及び電気式ライタ―を含むものとし、喫煙用のものに限る。)で、一個の課税価格が物品税の課税最低限の金額を勘案して政令で定める額をこえるもの

第九五・〇一号の一、
第九五・〇三号の一
又は第九五・〇五号
の一
第九八・一〇号

六 次に掲げる物品

110%

(2) (1) 香水
写真機及び撮影機（使用フィルムの幅が一六ミリメートル以上で長さが三〇メートルをこえるフィルムを使用するものを除く。）

(3) 一個の課税価格が六、〇〇〇円を

第三三・〇六号の一
第九〇・〇七号の一
の(三)又は第九〇・〇
八号の一の(一)
第九一・〇一号の一

こえる腕時計、懐中時計その他の
携帯時計（ストップウォッチ及び
第四号に掲げるものを除く。）

(関税法の一部改正)

第二条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第四條第四号中「外貿埠頭公団」の下に「若しくは第三十七條第一項（指定保稅地域の指定）の政令で定める者」を加える。

第三十一条第一項中「保税展示場」の下に「及び税関長が貨物の管理の状況その他の事情を勘案して取締り上支障がないものとして指定した保税地域」を加え、同条に次の一項を加える。

3 第一項の指定を受けた保税地域のうち指定保税地域及び保税上屋において同項に規定する貨物を管理する者は、当該貨物についての帳簿を設け、政令で定める事項を記載しなければならぬ。

第三十七条第一項中「外貿埠頭公団」の下に「若しくはこれに準ずるものとして政令で定める者」を加える。

第三十八條第四項中「貸付けを受けた者」の下に「その他これに準ずるものとして政令で定める者」を加える。

第四十一條の二中「外貿埠頭公団」の下に「又は第三十七條第一項（指定保税地域の指定）の政令で定める者」を、「貸付けを受けた者」の下に「又は第三十八條第四項（指定保税地域の施設の所有者等の義務）の政令で定める者」を加える。

第五十四條中「外国貨物」の下に「（第三十一條第一項（貨物の出し入れの届出）の指定を受けた保税倉庫にあつては、同項に規定する貨物）」を加える。

第六十條第一項中「経過した日後」を「経過した日以後」に改める。

第六十一條の二第一項中「かわらず」の下に「当該保税工場に当該特定した原料品を入れ、又は」を加える。

第六十三條第五項中「提出し」を「提示し、その確認を受け」に改め、同条に次の一項を加える。

6 第一項の規定により承認を受けた者は、政令で定めるところにより、前項の規定により確認を受けた運送目録をその承認をした税関長に提出しなければならない。

第九十七條第三項中「取得する者」の下に「（政令で定める者を除く）」を加える。

第一百五條第一項中「又は関税法」の下に「その他関税に関する法律で政令で定めるもの」を加え、同条第二項中「執行するときは」の下に「大蔵省令で定めるところにより」を加える。

第一百五條第四項中「又は」の下に「同条第三項（保税上屋等）についての記帳義務」若しくは「」を加える。

第一百八條第三項第一号中ホをヘとし、ニをホとし、ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 覚せい、刑取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第二条（定義）に規定する覚せい、刑及び覚せい、刑原料

第一百八條第六項中「当該犯罪に係る貨物の領置又は差押えがされない場合」を「第九十七條第三項（遺失物等）に係る関税の徴収又は第九百三十四條第四項から第六項まで（領置物件等）に係る関税の徴収）の規定の適用がない場合」に改める。

第九百三十四條第四項中「返還を受けるべき者」の下に「（関税が納付されていないことを知らないでこれらの物件を所持することとなつたと認められる者を除く。以下この条において同じ。）」を加える。

（関税暫定措置法の一部改正）

第三条 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条から第五条までの規定中「昭和四十七年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に改める。

第六条を次のように改める。

（農林漁業用重油の免税）

第六条 関税法別表第二七・一〇号の一の四のAに掲げる重油のうち、温度十五度における比重が〇・八三以上で引火点が温度百三十度以下のもの（本邦に到着した時においてこれらの性質

を有するものに限る。）で、農林漁業の用に供されるものについては、昭和四十八年三月三十一日までにおいて政令で定める日の前日までに輸入されるものに限り、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

第七條第一項中「昭和四十七年三月三十一日」を「昭和四十九年三月三十一日」に改め、同条第四項中「同号の一の（イ）のBの（b）」を「同号の一の（イ）のCの（b）」に、「又は同表第二七・一〇号に掲げる石油ガス（以下「石油ガス」という。）」を「同表第二七・一〇号に掲げる石油ガス（以下「石油ガス」という。）又は同表第二七・一四号の二に掲げる石油ガス（以下「石油ガス」という。）」に、「昭和四十七年三月三十一日」を「昭和四十九年三月三十一日」に、「又は石油ガス」を「石油ガス又は石油ガス」に改める。

第七條の二第一項及び第二項中「昭和四十七年三月三十一日」を「昭和四十九年三月三十一日」に改め、同条第三項中「（以下「特別ガス事業者」という。）が」の下に「昭和四十九年三月三十一日までにおいて」を加え、「昭和四十七年三月三十一日まで」及び「昭和四十六年四月一日から昭和四十七年三月三十一日まで（以下「昭和四十六年度」という。）において」を削り、「購入し、購入する場合において、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの間における」に、「場合には」を「ときは」に改め、「その原料として」の下に「当該期間内において」を加える。

第七條の三「昭和四十七年三月三十一日」を「昭和四十九年三月三十一日」に改める。

第七條の四第一項中「昭和四十七年三月三十一日」を「昭和四十九年三月三十一日」に改め、同条第三項中「石油ガス」の下に「石油ガス」を加え、「第二七・一〇号の一の（イ）」を「第二七・一〇号の一の（イ）のB」に、「昭和四十七年三月三十一日」を「昭和四十九年三月三十一日」に改める。

第七條の五第一項中「昭和四十六年度において」を「昭和四十九年三月三十一日までにおいて」、「アンチノック剤を加えたもの」を「自動車用燃料としての性状を有するもの」に改め、「同年度において」を削り、「当該特別精製業者が」の下に「毎年四月一日から翌年三月三十一日までの間において」を、「関税を」の下に「当該期間に係る」を加える。

第七條の六第一項中「昭和四十七年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に改める。

第七條の七第一項中「昭和四十七年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に改め、同項の表第八四・〇六号の二の項の前に次のように加える。

第七四・〇七号の二 継目なし黄銅管

第七條の七第一項の表第八四・五五号の項中「及びコアメモリスティック」を「コアメモリスティック及びワイヤメモリスティック」に改め、同表第八四・六二号の二の項の次に次のように加える。

第八五・〇一号の三の（イ） パルス変成器、中間周波変成器及び高周波変成器

第七條の七第一項の表第八五・一八号の項中「可変式空気蓄電器」を「可変式蓄電器」に改め、同表第八五・二二号の一の項中「受信用真空管（ST管を除く）」の下に「及び陰極線管」を加え、同表第八五・二三号の三の項の次に次のように加える。

第八五・二八号 電磁遅延線

第八条第一項中「昭和四十七年三月三十一日」を「昭和四十八年三月三十一日」に改め、同条第三項及び第四項を削る。

第八条の二第二項第二号中「(前条第三項の税率の定めがあるときは、当該税率)」を削る。

第九条中「(第二条又は第四条の規定により関税の免除を受けた物品については、政令で定めるところにより税関長が承認する用途を含む。)」を削る。

第十条の二を次のように改める。

(関税の軽減、免除等を受けた物品の転用)

第十条の二 関税定率法第二十条の三(関税の軽減、免除等を受けた物品の転用)の規定は、第二条から第六条まで、第七条第一項、第七条の二第一項、第七条の三、第七条の四第一項、第七条の六第一項若しくは第七条の八第一項の規定により関税の軽減若しくは免除を受け、又は第八条第二項の軽減税率の適用を受けた物品が、その軽減若しくは免除を受け、若しくは軽減税率の適用を受けた用途以外の用途に供され、又はこれらの用途以外の用途に供するため譲渡される場合について準用する。

別表第一第一〇一・〇一号中「で、政令で定める日から昭和四十八年三月三十一日までに輸入されるものを削る。

別表第一第一〇一・〇二号を次のように改める。

〇一・〇二 牛(生きているものに限り)のうち

水牛以外のもの(改良増殖用に供するものである旨が政令で定めるところにより証明されたものを除く。)

(1) 一頭当たりの重量が三〇〇キログラム以下のもの

(i) 肉用として肥育される牛について、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの

(ii) その他のもの

(2) その他のもの

一頭につき四五、〇〇〇円

一頭につき七五、〇〇〇円

別表第一第一〇一・〇三号中「で、政令で定める日から昭和四十八年三月三十一日までに輸入されるものを削る。

別表第一第二〇二・〇一号を次のように改める。

〇二・〇一 肉及び食用のくず肉(第一〇一・〇一、第一〇一・〇二、第一〇一・〇三又は第一〇一・〇四に該当する動物のもので、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。)

二 豚の肉及びくず肉のうち

(1) 枝肉のうち

(i) はく皮したもの(課税価格が一キログラムにつき、はく皮した枝肉に係る基準輸入価格を一・一で除して得た額以下のものに限る。)

(ii) はく皮してないもの(課税価格が一キログラムにつき、はく皮してない枝肉に係る基準輸入価格を一・一で除して得た額以下のものに限る。)

(2) 枝肉以外のもの(課税価格が一キログラムにつき、はく皮した枝肉に係る基準輸入価格を〇・八二五で除して得た額以下のものに限るものとし、臓器を除く。)

一キログラムにつき、当該基準輸入価格と課税価格との差額

三 その他のもの

別表第一第二〇二・〇二号中「(羽毛、内臓、頭又は脚がついているかどうかを問わないものとし、断片にしたものを除く。)」を削り、「一五%」を「一〇%」に改める。

別表第一第二〇二・〇四号及び第一〇二・〇六号を次のように改める。

〇二・〇四 その他の肉及び食用のくず肉(生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。)

二 その他のもの

肉及び食用のくず肉(塩蔵、塩水づけ、乾燥又はくん製のものに限るものとし、くず肉にあつては、家きんの肝臓を除く。)

一 ハム及びベーコン

政令で定める日から昭和四十八年三月三十一日までに輸入されるもの

(1) 課税価格が一キログラムにつき、はく皮した枝肉に係る基準輸入価格に七分の一五を乗じて得た額以下のもの

一キログラムにつ

無税

無税

別表第一第〇七・〇一号を次のように改める。

二 その他のものうち 政令で定める日から昭和四十八年三月三十一日まで に輸入されるものうち	(1) 豚の肉及びくず肉 (i) 課税価格が一キログラムにつき、はく 皮した枝肉に係る基準輸入価格に七分 の一五を乗じて得た額以下のもの	き、当該基準輸入 価格に一・五を乗 じて得た額と課税 価格に〇・六を乗 じて得た額との差 額 一〇%
(ii) その他のもの (2) 牛の肉及びくず肉	一キログラムにつ き、当該基準輸入 価格に一・五を乗 じて得た額と課税 価格に〇・六を乗 じて得た額との差 額 一〇% 一キログラムにつ き一九〇円	

別表第一第〇三・〇二号中、「乾燥又はくん製のものに限る。」を「又は乾燥のものに限る。」及び
くん製の魚(くん製の前に又はくん製の際に加熱による調理をしてあるかどうかを問わない。)」に改
める。

別表第一第〇四・〇四号中「一〇%」を「無税」に改め、同号の次に次の一号を加える。

〇四・〇五 鳥卵及び卵黄(生鮮のもの及び乾燥その他貯蔵に適する 処理をしたものに限るものとし、甘味を付けたものであ るかどうかを問わない。)	二五%(その率が 一キログラムにつ き六〇円の従量税 率より低いとき は、当該従量税率)
---	---

別表第一第〇八・〇一号及び第〇八・〇二号を次のように改める。

〇七・〇一 野菜(生鮮又は冷蔵のものに限る。)のうち (1) たまねぎ (i) 課税価格が一キログラムにつき五一円以下のもの (ii) 課税価格が一キログラムにつき五一円をこえ、 五六円一〇銭以下のもの	(ii) 課税価格が一キログラムにつき五六円一〇銭を こえるもの (2) その他のもの(うちばれいしよ及びトマト以外の もの)	一キログラムにつ き、課税価格と五 六円一〇銭との差 額 一〇% 無税 五%
〇八・〇一 なつめやしの実、バナナ、ココヤシの実、ブラジルナツ ト、カシューナツト、パイナップル、アボカド、マン ゴ、グアバ及びマンゴスチン(生鮮又は乾燥のものに 限るものとし、殻を除いてあるかどうかを問わない。)	一 パナナ (1) 生鮮のもの (i) 毎年四月一日から同年九月三〇日までに輸入 されるもの (ii) 毎年一〇月一日から翌年三月三十一日までに輸 入されるもの (2) 干しバナナ (i) 干しバナナ なつめやしの実 その他のもの(うち カシューナツト以外のもの) かんきつ類の果実(生鮮又は乾燥のものに限る。)	四〇% 六〇% 一〇% 無税 一〇% 二〇% 四〇% 一〇%

別表第一第〇八・〇五号中「

甘扁桃仁及びヘーゼルナツト

一〇%を

別表第一第二〇八・一一号中		九% に改める。	
(1) 甘肅桃仁	一 バナナ	昭和四十八年三月三十一日までに輸入されるもの	
(2) ヘーゼルナット	一 バナナ	(1) 毎年四月一日から同年九月三〇日まで輸入されるもの	四〇%
		(2) 毎年一〇月一日から翌年三月三十一日までに輸入されるもの	六〇%
一 バナナ		(1) 毎年四月一日から同年九月三〇日まで輸入されるもの	四〇%
(2) 毎年一〇月一日から翌年三月三十一日までに輸入されるもの			六〇%
別表第一第二〇八・一二号中「のうち」及び「千しがき以外のもの」を削る。		四〇% に改める。	
別表第一第二〇八・一三号の次に次の一号を加える。			
〇九・〇一	コーヒー（いつてあるか、又はカフエインを除いてあるかどうかを問わない）、コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物	一 コーヒー	三〇%
	(二) その他のもの		
別表第一第二〇九・〇二号を次のように改める。			
〇九・〇二	茶	一 紅茶	三〇%
	(一) 小売容器入りのもの		五%
	(二) その他のもの		二〇%
	(三) その他のもの		
別表第一第二一〇・〇一の次に次の一号を加える。			
一〇・〇二	ライ麦		五%
別表第一第二一〇・〇五号中「で、昭和四十八年三月三十一日までに輸入されるもの」を削る。			
別表第一第二二〇・〇一	「一キログラムに」及び「つき二円四〇銭」「つき四円」及び「二・五%」を		
無税	「に改め、同号の次に次の一号を加える。		
一二・〇三	繁殖用の種、果実及び胞子		無税
四	その他のもの		
別表第一第二二一・〇七号中		一二 その他のもののうち	五% に改める。
二 除虫菊のうち		キユーベ根以外のもの	
当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの			
一二 その他のもののうち		キユーベ根以外のもの	五% に改める。
別表第一第二四〇・〇一を削る。			
別表第一第二四一・〇一		牛、羊又はやぎの脂肪（溶出し又は溶剤により抽出してないものに限り）並びにこれらから溶出又は溶剤抽出によつて得た牛脂、羊脂及びやぎ脂（フルミエジュスを含む。）	無税
一 牛脂			無税
二 その他のもの			
別表第一第二五〇・〇七号を次のように改める。			
一五・〇七	植物性油脂（精製してあるかどうかを問わない。）	一 大豆油	一キログラムにつき一七円
	(一) 酸価が〇・六をこえるもの		一キログラムにつき二五円
	(二) その他のもの		
二 落花生油		(一) 酸価が〇・六をこえるもの	一キログラムにつき一七円
	(二) その他のもの		一キログラムにつき二五円
三 菜種油及びからし種油		(一) 酸価が〇・六をこえるもの	一キログラムにつき一七円
	(二) その他のもの		一キログラムにつき二五円
四 ひまわり油		(一) 酸価が〇・六をこえるもの	一キログラムにつき一七円
	(二) その他のもの		一キログラムにつき二五円
五 綿実油のうち			

酸価が〇・六をこえるもの

八 バーム油及びバーム核油

一二 カメリヤ油

一三 漆ろう及びはぜろう

一四 その他のもの

(一) 酸価が〇・六をこえるもの

(二) その他のもの

別表第一第一六・〇二号を削る。

別表第一第一六・〇五号中「二 その他のもの」

「二 その他のもの」

(1) えび(単に水煮した後に乾燥したものに限る。)

(2) その他のもの

改め、同号の次に次の一号を加える。

一七・〇一 てん菜糖及び甘しや糖(固体のものに限る。)

一 氷砂糖、角砂糖、棒砂糖その他これらに類するもの

政令で定める日から昭和四八年三月三十一日まで
に輸入されるもの

二 その他のもの

(一) その他のもの

政令で定める日から昭和四八年三月三十一日まで
に輸入されるもの

一 キログラムにつき
き六九円

別表第一第一九・〇二号中「穀粉」の下に「ミール」を加える。

別表第一第二〇・〇二号中「グリーンピース」を「豆(さや付きのものを除く。)」に改める。

別表第一第二〇・〇六号の「中」を「桃及びなし」に、「及びアプリコット」を「アプリコット、ミックスドフルーツ、フルーツサラダ並びにフルーツカクテル」に改め、同号の次に次の一号
を加える。

二一・〇三 マスタード粉及び調製したマスタード

一 小売容器入りのもの

二 その他のもの

別表第一第二二・〇三号中「二〇%」を「一リットルにつき一〇円」に改め、同号の次に次の一号を
加える。

加える。

二二・〇五

ぶどう酒(生鮮のぶどうから製造したものに限る。)及び
ぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの

二 その他のもののうち

容量が一五〇リットルをこえる容器に入れたもの

一リットルにつき
二〇〇円

別表第一第二二・〇七号の次に次の一号を加える。

二二・〇八

エチルアルコール(変性しないものでアルコール分が
八〇度以上のものに限る。)及び変性アルコール(アル
コール分のいかに問わない。)

二 その他のもののうち

アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの
(連続式蒸留機により蒸留して使用するものに
限る。以下この号において「酒類用粗留アル
コール」という。)のうち、当該酒類用粗留アル
コール及び第二二・〇九号の(一)の(1)のエチ
ルアルコール及び蒸留酒について、当該年度に
おけるかんしよその他のアルコール製造用原料
品の需給その他の条件を勘案して政令で定める
数量(同号の(一)において「共通の限度数量」
という。)以内のもの

別表第一第二二・〇九号を次のように改める。

二二・〇九

エチルアルコール(変性しないものでアルコール分が
八〇度に満たないものに限る。)及び蒸留酒、リキユール
その他のアルコール飲料並びに飲料製造用の調製品(い
わゆる濃縮エキス)でアルコールを含有するもの

一 エチルアルコール及び蒸留酒

(一) ウイスキー

A アルコール分が五〇度以上のもの(容量が二
リットルに満たない容器に入れたものを除
く。)

B その他のもの

(二) ブランドー(コニャックを含む。)

A アルコール分が五〇度以上のもの(容量が二
リットルに満たない容器に入れたものを除

一リットルにつき
五九〇円
一リットルにつき
四九〇円

無税

(四) その他のもののうち (1) アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの(連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限り)で、共通の限度数量以内のもの (2) その他のもののうちエチルアルコール及びラム以外のもの 二 リキユールその他のアルコール飲料(蒸留酒を除く) 三 その他のもの	一リットルにつき 五五〇円 無税 四〇% 一リットルにつき 二〇〇円
別表第一第二三・〇一号中「で、政令で定める日(1)において「指定日」という。」から昭和四十八年三月三十一日まで輸入されるもの」及び「(指定日の属する年度にあつては、指定日から当該年度の末日まで)」を削り、同号の次に次の一号を加える。 二三・〇四 オイルケーキその他の植物性の油かす(油さいを除く)。 一 大豆油かす	無税
別表第一第二三・〇七号及び第二五・〇二号を次のように改める。 二三・〇七 甘味を付けた飼料その他の調製飼料及び飼料用調製品 二 その他のもののうち (1) 課税価格が一キログラムにつき七〇円をこえるもの(小売容器入りのもの(気密容器入り)のものを除く)に限るものとし、乳糖の含有量が全重量の一〇%以上のもの及び粗たんばく質の含有量が全重量の三五%以上のものを除く。 (2) その他のもので、政令で定める日(1)において「指定日」という。から昭和四十八年三月三十一日まで輸入されるもののうち (i) 乳糖の含有量が全重量の一〇%以上のもの 1 ホワイトヴィール用子牛の育成に使用されるもので、指定日から昭和四十八年三月三十一日までにおける国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの 2 その他のもの	一五% 無税 一キログラムにつき、七〇円に重量比による乳糖の含
二五・〇二 硫化鉄鉱(焼いてないものに限る)のうち (1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの (2) その他のもののうち (i) 課税価格が一トンにつき四、七〇〇円以下のもの (ii) 課税価格が一トンにつき四、七〇〇円をこえ、六、四〇〇円以下のもの	一五% 一キログラムにつき六〇円 無税 一トンにつき、四、七〇〇円から課税価格を控除した額の半額及び一、七〇〇円 一トンにつき、課税価格と六、四〇〇円との差額

別表第一第二五・〇二号の次に次の一号を加える。

二五・〇三一 いおう（昇華いおう、沈降いおう及びコロイドいおうを除く。）
政令で定める日から昭和四八年三月三十一日まで輸入されるもの

一トンにつき四、〇〇〇円

別表第一第二五・〇四号を次のように改める。

二五・〇四 天然黒鉛

一 全重量の七五%以上のものが政令で定める規格に
よる一〇五ミクロンのふるいを通過するもの

一二%

二 その他のもののうち

(1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの

無税

(2) その他のもののうち

(i) 課税価格が一キログラムにつき七円以下のもの

三〇%

(ii) 課税価格が一キログラムにつき七円をこえ、九円一〇銭以下のもの

一キログラムにつき、課税価格と九円一〇銭との差額

別表第一第二五・一九号を削る。

別表第一第二六・〇一号を次のように改める。

二六・〇一 金属鉍（精鉍を含む）及び焼いた硫化鉄鉍

四 マンガン鉍

(1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの

無税

(2) その他のもの

(i) マンガンの含有量が乾燥状態において全重量の三九%をこえるもの

一〇%

(ii) その他のもの

乾燥重量一トンにつき二、四〇〇円

五 タングステン鉍

(1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市

況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの

(2) その他のもの

無税
一キログラムにつき二〇〇円

別表第一第二六・〇一号の次に次の一号を加える。

二七・〇七

高温コールドタルの蒸留物及びこの類の注2に規定するこれに類する物品

二 その他のもの

(一) その他のもの

A 石炭酸の含有量が水分を除いた全重量の八〇%をこえるもの

二・五%

B 石炭酸の含有量が水分を除いた全重量の五〇%をこえ、八〇%以下のもの

二・五%

別表第一第二七・〇九号及び第二七・一〇号を次のように改める。

二七・〇九

石油及び歴青油（原油に限る。）
昭和四九年三月三十一日までに輸入されるもの

(1) 低いおう原油（いおう分の含有量が全重量の一%以下のものに限る。）のうち製油の原料として使用されるもの

一キログラムにつき五三〇円

(2) その他のもの

一キログラムにつき六四〇円

二七・一〇

石油及び歴青油（原油を除く。）並びに石油又は歴青油の調製品（調製品にあつては、石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分をなすものに限るものとし、他の号に該当するものを除く。）

一 石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%に満たないものを含む。）

(一) 揮発油

A 低重合度の混合アルキレンのうち
トリプロピレン

B 政令で定める分留性状の試験方法による減失

量加算五%留出温度と減失量加算九五%留出温度との温度差が二度以内のもの（Aに掲げるものを除く。）

一〇%

C その他のもの

無税

(b) その他のものうち	政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの、アンモニアの製造に使用するもの及びガス事業法第二条第二項に規定する一般ガス事業者がガスの製造に使用するもの	一キロリットルにつき二二五円
(二) 燈油 B その他のもの		一キロリットルにつき一、五二〇円
四 重油及び粗油		
A 温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの	(1) 製油の原料として使用されるもの（これらの物品を原料とする製油が関税法第五六条第一項（保税工場の許可）に規定する保税作業により行なわれた場合の製品で、同法第五九条の二第一項（原料課税）の税関長の承認を受けたものを含む。以下この号において同じ。）で、昭和四十九年三月三十一日までに輸入されるもの	一キロリットルにつき六四〇円
(2) その他のもの	(i) 昭和四十八年三月三十一日までに政令で定める日（以下この号において「指定日」という。）の前日までに輸入されるもの	一キロリットルにつき九五五円
(ii) 指定日から昭和四十八年三月三十一日までに輸入されるもの	1 温度一五度における比重が〇・八三以上で引火点が温度一三〇度以下のもの（本邦に到着した時においてこれらの性質を有するものに限る。）のうち、農林漁業の用に供されるもので、指定日から昭和四十八年三月三十一日までに於ける国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際	

市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの	2 重油及び粗油で製油の原料として使用されるもの以外のもの（農林漁業の用に供されるものを除く。）について、指定日から昭和四十八年三月三十一日までに於ける国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この号において「共通の限度数量」という。）以内のもの	無税
3 その他のもの		一キロリットルにつき九五五円 一キロリットルにつき二、二八〇円
B 温度一五度における比重が〇・九〇三七をこえ、〇・九二七三以下のもの	(1) 製油の原料として使用されるもので、昭和四十九年三月三十一日までに輸入されるもの	一キロリットルにつき六四〇円
(2) その他のもの	(i) 指定日の前日までに輸入されるもの	一キロリットルにつき七三〇円
(ii) 指定日から昭和四十八年三月三十一日までに輸入されるもの	1 共通の限度数量以内のもの	一キロリットルにつき七三〇円
2 その他のもの		一キロリットルにつき二、二八〇円
C 温度一五度における比重が〇・九二七三をこえるもの	(1) 製油の原料として使用されるもので、昭和四十九年三月三十一日までに輸入されるもの	一キロリットルにつき六四〇円
(2) その他のもの	(i) 指定日の前日までに輸入されるもの	一キロリットルにつき六六〇円
(ii) 指定日から昭和四十八年三月三十一日までに輸入されるもの		

別表第二二七・一二号を次のように改める。	1 共通の限度数量以内のもの	一キロリットルにつき六六〇円
	2 その他のもの	一キロリットルにつき二、二八〇円
別表第二二七・一二号を次のように改める。	(内) その他のもの	七・五%
	二 石油又は壓青油の調製品(一に掲げるものを除く。)	
別表第二二七・一二号を次のように改める。	(一) その他のもの	七・五%
	A 温度一五度における比重が〇・八四九四以下のもの	
別表第二二七・一二号を次のように改める。	二七・一二 ペトロラタム	五%
別表第二二七・一二号中「七・五%」を「五%」に改める。	別表第二二八・〇三号中「アントラセンブラック、アセチレンブラック及びランプブラック」を削り、同号の次に次の一号を加える。	
	二八・〇四 水素、希ガスその他の非金属元素	三・七五%
別表第二二八・〇五号中「アルカリ金属、アルカリ土類金属、」を削り、「スカンジウム及び」を「及びスカンジウム(これらの相互の混合物及び合金を含む。)、アルカリ金属、アルカリ土類金属並びに」に改める。	別表第二二八・一二号の次に次の二号を加える。	
	二八・一八 ストロンチウム、バリウム又はマグネシウムの酸化物、水酸化物及び過酸化物	一〇%
別表第二二八・一二号	一 水酸化バリウム	一〇%
	二 酸化アルミニウム、水酸化アルミニウム及び人造コランダム	七・五%
別表第二二八・三〇号を次のように改める。	(一) 酸化アルミニウム	七・五%
	(二) その他のもの	
別表第二二八・三〇号を次のように改める。	二八・三〇 塩化物及びオキシ塩化物	一〇%
	二 塩化亜鉛、塩化バリウム及び塩化水銀のうち	七・五%
別表第二二八・三八号及び第二八・三九号を次のように改める。	四 塩化亜鉛及び塩化バリウム	七・五%
	四 その他のもの	

別表第二二八・三八	硫酸塩(みよらばんを含む。)、及び過硫酸塩	一〇%
	二 硫酸バリウム	無税
別表第二二八・三九	五 その他のもの	七・五%
	(1) 硫酸カルシウム	七・五%
別表第二二八・四〇号を削る。	(2) その他のもの	一〇%
	二 硝酸塩及び硝酸塩	七・五%
別表第二二八・四二	一 硝酸カリウム及び硝酸バリウム	七・五%
	二 硝酸ナトリウム	七・五%
別表第二二八・四二	(一) その他のもの	七・五%
	三 その他のもの	
別表第二二八・四二	炭酸塩及び過炭酸塩並びに商慣行上炭酸アンモニウムとして取引される物品でカルバミン酸アンモニウムを含有するもの	一キログラムにつき三円五〇銭
	一 ソーダ灰	一キログラムにつき四円
別表第二二八・四二	(一) ふつ化ナトリウムとして計算したふつ素分が乾燥状態において全重量の〇・二%以上のもの	無税
	(二) その他のもの	七・五%
別表第二二八・四二	三 炭酸リチウム	無税
	四 炭酸カリウム及び炭酸バリウム	一〇%
別表第二二八・四二	七 その他のもの	七・五%
	二 炭酸塩及び過炭酸塩	
別表第二二九・〇一	二 炭酸塩及び過炭酸塩	無税
	二 炭酸塩及び過炭酸塩	無税
別表第二二九・〇一	炭化水素	無税
	四 その他のもの	
別表第二二九・〇一	(一) その他のもの	無税
	(二) その他のもの	
別表第二二九・〇五号中「で、政令で定める日から昭和四十八年三月三十一日までに輸入されるもの」を削る。	五 エチレン・ノルボルネン	無税
	別表第二二九・一四号中「一塩基酸」を「モノカルボン酸」に改める。	
別表第二二九・一四号中「一塩基酸」を「モノカルボン酸」に改める。	別表第二二九・一五号中「多塩基酸」を「ポリカルボン酸」に改める。	
	別表第二二九・一五号中「多塩基酸」を「ポリカルボン酸」に改める。	

別表第一第二九・一六号中「アルコール酸、アルデヒド酸、ケトン酸、フェノール酸その他の単一又は混成の酸素官能の酸」を「アルコール官能、フェノール官能、アルデヒド官能又はケトン官能のカルボン酸その他の単一又は混成の酸素官能のカルボン酸」に、「アルコール酸及びその誘導体」を「アルコール官能のカルボン酸及びその誘導体」に、「フェノール酸及びその誘導体」を「フェノール官能のカルボン酸及びその誘導体」に改める。

別表第一第二九・二五号及び第二九・二六号を次のように改める。

二九・二五	カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物	一〇%
二九・二六	五 その他のもの カルボキシイミド官能化合物（オルトスルホ安息香酸イミド及びその塩を含む。）及びイミン官能化合物（ヘキサメチレンテトラミン及びトリメチレントリニトロアミンを含む。）	一〇%
	五 その他のもの	一〇%

別表第一第二九・三四号を削る。

別表第一第二九・三五号中	(2) N-メチルニピロリドン (3) その他のもの	無税 一〇%
--------------	-------------------------------	-----------

(2) その他のもの 一〇%に改める。

別表第一第二九・三九号中「使用するもの」の下に「並びにステロイドで主としてホルモンとして使用するもの」を加える。

別表第一第三〇・〇三号を次のように改める。		
三〇・〇三	医薬品（動物用のものを含む。） 四 その他のもの (一) 小売用の形状又は包装にしたもの B その他のもの	一〇%

別表第一第三〇・〇五号の次に次の一号を加える。

三〇・〇二	窒素肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。） 二 硝酸ナトリウム (一) その他のもの	無税
-------	--	----

別表第一第三一・〇五号中「一 塩基性染料」を「二・五%」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三二・〇七	塩基性染料 三 酸性染料 その他の着色料及び無機のリミノホア 三 リトポン	二・五% 一〇%
-------	--	-------------

別表第一第三一・〇九号中「包装にした染料」の下に「その他の着色料」を加える。

別表第一第三三・〇一号を次のように改める。

三三・〇一 精油（コンクリートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかどうかを問わない。）及びレジノイド

一 精油	(一) ゲラニウム油、ラベンダー油、レモングラス油、パチュリ油、ペチベル油及び芳油のうち (2) その他のもの（ラベンダー油を除く。） (3) その他のもののうち (i) ペパーミント油でメンタールベンシスから採取したもの（政令で定める試験方法による総メントールの含有量が全重量の六五%をこえるものに限り。） (ii) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの (2) その他のもの（ペパーミント油でメンタールベンシスから採取したものを除く。）	無税 五%
------	--	----------

別表第一第三三・〇三号の次に次の一号を加える。

三三・〇四 天然又は人造の香気性物質の二以上の混合物及び当該香気性物質の一以上をもととした混合物（アルコール溶液を含むものとし、香料工業、食品工業その他の工業において原料として用いるものに限り。）
一 アルコール分が一〇度以上のもの

別表第一第三三・〇六号を次のように改める。

三三・〇六	調製香料及び化粧品類 一 香水、オーデコロンその他これらに類するもの 二 香油、クリーム、ボマード、口紅その他油、脂又はろうの製品 三 歯みがき 四 その他のもの (二) その他のもの	一五% 一五% 七・五% 一五%
-------	---	---------------------------

別表第一第三三・〇六号の次に次の四号を加える。

三四・〇一 せっけん並びに有機界面活性剤及びその調製品（せっけんと同様の用途に供するもので、棒状又はケーキ状のもの及び成形品に限るものとし、せっけんを含有するかどうかを問わない。）

三四・〇二	うかを問わない。 一 浴用せっけん(薬用のものを含む。) (二) その他のもの 有機界面活性剤並びに調製界面活性剤及び調製洗剤(調製したものにあつては、せっけんを含有するかどうかを問わない。)	一三・五%
三四・〇三	一 有機界面活性剤及び調製界面活性剤 調製潤滑剤及び紡織用繊維、革その他の材料のオイリン グ又は加脂処理に用いる調製品(石油又は壓青油の含有 量が全重量の七〇%以上のものを除く。)	一〇%
三四・〇五	はき物、家具用又は床用のみがき料及びクリーム、メ タルポリッシュ、調製みがき粉その他これらに類する調 製品(第三四・〇四号に該当する調製ものを除く。)	七・五%
別表第一三五・〇三	二 メタルポリッシュ 別表第一三五・〇三号及び第三五・〇五号を次のように改める。 ゼラチン(正方形又は長方形のものを含むものとし、着 色してあるか、又は表面加工をしてあるかどうかを問わ ない。)、ゼラチン誘導体並びにかわ、魚膠及びアイシ ングラス 一 ゼラチン及びにかわ (1) ゼラチン(写真用のものに限る。) (2) その他のもの	五%

三五・〇五	デキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ば い焼でん粉及びスターチグルー	七・五%
別表第一三七・〇一	別表第一三七・〇一及び第三七・〇二号を次のように改める。 感光性の写真プレート及び平面状写真フィルム(露光し てないものに限るものとし、紙製、板紙製又は布製のも のを除く。)	二〇%(その率が 一キログラムにつ き二七円の従量税 率より低いときは は、当該従量税率)
一 エックス線用のもの	二五%(その率が 一キログラムにつ き三〇円の従量税 率より低いときは は、当該従量税率)	一八%
二 その他のもの		
(一) カラープレート及びカラーフィルム		

三七・〇二	昭和四十九年三月三一日までに輸入されるもの 感光性のロール状フィルム(露光してないものに限るも のとし、パーフォレーションを有するかどうかを問わな い。)	二〇%
一 映画用フィルム		
(一) カラーフィルム		
A フィルムの幅が三〇ミリメートル以下のもの で、反転現像方式のもの		
(1) 昭和四十八年三月三一日までに輸入されるもの		二三%
(2) 昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三 一日までに輸入されるもの		二〇%
B その他のもの		
昭和四十九年三月三一日までに輸入されるもの		二〇%
(一) その他のもののうち エックス線用のもの		一三・五%
(一) エックス線用のもの		
(二) カラーフィルム		一八%
(1) 昭和四十八年三月三一日までに輸入されるもの		二三%
(2) 昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三 一日までに輸入されるもの		二〇%

別表第一三八・〇八	別表第一三八・〇八号を次のように改める。 ロジン、樹脂酸及びこれらの誘導体(第三九・〇五号の エステルガムを除く。並びにロジンスピリット及びロジ ン油 一 ロジン 二 ロジンスピリット及びロジン油 三 不均化ロジン及びその誘導体 四 その他のもの	無税 無税 無税 無税
-----------	--	----------------------

別表第一三八・一九号中	一 低重合度の混合アルキレンのうち トリプロピレン	無税
七 耐火性建設材料	七・五%」に改め、「限る。」の下に「並び に金属炭化物の固溶体及び混合物」を加える。	

別表第一第三九・〇三号中「^(四) その他のもの」を「一〇%」を	「^(四) その他のもの」 ⁽¹⁾ ハムケーシングその他これに類する物品（管状のもので、平らにした幅が九〇ミリメートル以上のものに限る。） ⁽²⁾ その他のもの 無税 一〇% に改める。	別表第一第三九・〇六号及び第三九・〇七号を次のように改める。	三九・〇六 その他の高重合体、人造樹脂及び人造プラスチック（アルギン酸並びにその塩及びエステルを含む。）並びにリノキシン 一 アルギン酸並びにその塩及びエステル 二 その他のもの ⁽¹⁾ カシエーナットシエル液の高重合体 ⁽²⁾ その他のもの 七・五% 無税 一〇%	三九・〇七 第三九・〇一から第三九・〇六号までに掲げる物品の製品 二 その他のもの ^(一) 第三九・〇一又は第三九・〇二号に掲げる物品の製品 ^(二) その他のもの 一五% 一〇%	別表第一第四一・〇八号中「で、政令で定める日から昭和四十七年三月三十一日までに輸入されるもの」を削る。	別表第一第四二・〇五号の次に次の一号を加える。 四二・〇六 腸、ゴールドビータースキン、ぼうこう又は腸の製品 別表第一第四三・〇一を次のように改める。 四三・〇一 毛皮（なめしてないものに限る。） 二 ミンク又はうさぎの毛皮のうち 三 その他のもののうち リス又はむささび若しくはもんがの毛皮以外のもの 一〇% 五%	別表第一第四四・〇二号中「で、政令で定める日（⁽¹⁾において「指定日」という。）から昭和四十八年三月三十一日までに輸入されるもの」及び「（指定日の属する年度にあつては、指定日から当該年度の末日まで）」を削る。 別表第一第四四・一三号の次に次の一号を加える。
---	---	---------------------------------------	--	--	--	---	---

四四・一四 木材（長さの方向にひいたもの及び平削りし又は丸はぎしたものに限るものとし、さらに加工したものを除く。） 薄板及び合板用单板（厚さが五ミリメートル以下のものに限る。） 二 その他のもののうち インセンシスターのもの（長さが二〇センチメートル以下で幅が八センチメートル以下のものに限る。） 無税	別表第一第四四・二二号中「（組み立ててないものを含む。）」を削る。 別表第一第四四・二四号の次に次の一号を加える。 四四・二六 木製のスプーン、コップ、ボビンその他これらに類する糸巻類（ろくろがけをしたものに限る。） 二 その他のもの 七・五%	別表第一第四六・〇二号中「^(一) その他のもの」を「^(一) その他のものうちいぐさ製又は七島製のもの以外」のもの 七・五% 七・五%	別表第一第四八・〇九号中「二%」を「二%」に改め、同号の次に次の一号を加える。 四八・一四 便せん、封筒及び通信用カード並びにこれらを紙製又は板紙製の箱、袋その他の容器に詰め合わせたもの 別表第一第四八・一五号の次に次の一号を加える。 四八・一六 紙製又は板紙製の箱、袋その他の包装容器 二 その他のもの 一三%	別表第一第五九・〇四号中「五」その他のもの 二 第五七・〇三号に掲げる紡織用繊維製又はマニラ麻製のもの 五 その他のもの 一〇% 五% に改める。	別表第一第五九・〇五号及び第五九・〇六号中「黄麻製」を「第五七・〇三号に掲げる紡織用繊維製」に改める。 別表第一第六二・〇一を次のように改める。 六二・〇一 ひざ掛け及び毛布 (1) 綿製のもの (2) その他のもの 一四% 一〇%	別表第一第六四・〇五号中「一 革製のもの及び毛皮を用いたもの」を「政令で定める日から昭和四十七年三月三十一日までに輸入されるもの」 二五%
--	---	---	--	---	---	---

一 革製のものと及び毛皮を用いたもの 二五% に改める。

別表第一第六七・〇二号を次のように改める。

六七・〇二 人造の花、葉及び果実並びにこれらの部分品及び製品のうち
人造プラスチック製のものの以外のも

一〇%

別表第一第六八・〇二号中

一 大理石（みがいたものに限る。）及び大理石製品
(1) 大理石の板（みがいたものに限る。）
(2) その他のもの

六・二五%
七・五%

一 大理石（みがいたものに限る。）及び大理石製品
六・二五% に改める。

別表第一第七〇・一三号の次に次の一号を加える。

七〇・一四 ガラス製の照明器具、信号用品及び光学用品（光学的に研摩したもの及び光学ガラス製のものを除く。）

一〇%

別表第一第七三・一五号を削る。

別表第一第七三・三四号の次に次の一号を加える。

七三・三五 鉄鋼製のばね及びばね板

七・五%

一 自動車用のシャシばね及びそのばね板

別表第一第七三・四〇号及び第七四・〇一号を次のように改める。
七三・四〇 その他の鉄鋼製品
七四・〇一 銅のマット、塊（精製してあるかどうかを問わない。）及びびくす

七・五%

二 塊（一に掲げるものを除く。）
(一) 製錬用のもの（銅の含有量が全重量の九九・八%以下のものに限る。）
(1) 課税価格が一キログラムにつき三五一円以下のもの
(2) 課税価格が一キログラムにつき三五一円をこえ、三七五円以下のもの

(一) 課税価格が一キログラムにつき三七五円をこえるもの
(二) その他のもの

(1) 亜鉛の含有量が全重量の二五%以下で、鉛の含有量が全重量の一%以上のもの

一キログラムにつき二四円

(3) 課税価格が一キログラムにつき三七五円をこえるもの

一キログラムにつき、課税価格と三七五円との差額

(1) 亜鉛の含有量が全重量の二五%以下で、鉛の含有量が全重量の一%以上のもの

無税

(2) その他のもの

(1) 課税価格が一キログラムにつき三六一円以下のもの

一キログラムにつき二四円

(ii) 課税価格が一キログラムにつき三六一円をこえ、三八五円以下のもの

一キログラムにつき、課税価格と三八五円との差額

(iii) 課税価格が一キログラムにつき三八五円をこえるもの

無税

(1) 銅（合金を除く。）のもの
三
くす

(i) 課税価格が一キログラムにつき三五六円一〇銭以下のもの

二・五%

(ii) 課税価格が一キログラムにつき三五六円一〇銭をこえ、三六五円以下のもの

一キログラムにつき、課税価格と三六五円との差額

(iii) 課税価格が一キログラムにつき三六五円をこえるもの

無税

(2) 銅合金のもの

無税

別表第一第七六・〇一号の次に次の一号を加える。
七六・〇三 アルミニウムの板及び帯のうち
大型のコンテナ（政令で定める規格のものに限る。）の屋根板として用いられるもの（幅が二・三メートル以上のものに限る。）

無税

別表第一第七七・〇一号中「二八六円九五銭」を「二七八円二六銭」に、「三三〇円」を「三三〇円」に改める。

別表第一第七八・〇一号及び第七九・〇一号を次のように改める。
七八・〇一 鉛の塊（銀を含有するものを含む。）及びびくす

一 塊

(一) 鉛（合金を除く。）のもの

B その他のもの

(1) 課税価格が一キログラムにつき九七円以下のもの

一キログラムにつき八円

(2) 課税価格が一キログラムにつき九七円をこ

え、一〇五円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と一〇五円との差額
七九・〇一	(3) 課税価格が一キログラムにつき一〇五円をこえるもの 無税
亜鉛の塊及びくず	
一塊	
(一) 亜鉛(合金を除く)のもの	
A 亜鉛の含有量が全重量の九七%をこえるもの	
(1) 課税価格が一キログラムにつき一〇七円以下のもの	一キログラムにつき八円
(2) 課税価格が一キログラムにつき一〇七円をこえ、一一五円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と一一五円との差額
(3) 課税価格が一キログラムにつき一一五円をこえるもの	無税
別表第一第八二・〇四号中「フレームに取り付けたを」を「フレーム付きの」に改める。	
別表第一第八三・〇一号中「(完成したかぎであるかどうかを問わない)。」を削る。	
別表第一第八三・〇二号を次のように改める。	
八三・〇二	卑金属製の取付具(ドアクロージャーを含むものとし、家具、戸、階段、窓、日よけ、車体、馬具、トランク、小箱その他これらに類する物品に使用するのに適するものに限る。)及び帽子掛け、ブラケットその他これらに類する支持具 一 貴金属をめつきましたもの 二 その他のもの 二〇% 一〇%
別表第一第八三・一二号の次に次の一号を加える。	
八三・一五	卑金属製又は金属炭化物製の線、棒、管、板、電極その他これらに類する物品(金属又は金属炭化物のはんだ付け、ろう付け、溶接又は融着に用いるもので、フラックスを被覆し又はしんに充てんしたものに限る。)並びに卑金属粉を凝結して製造した金属吹付け用の線及び棒 七・五%
別表第一第八四・〇六号の次に次の三号を加える。	

八四・一〇	液体ポンプ(原動機付きのものを含むものとし、計器付きのものであるかどうかを問わない。)及びバケット式、チェーン式、スクリーン式、バンド式その他これらに類する構造の液体エレベーター 一 液体ポンプ及びその部分品 (二) 部分品 (三) エアコンディショナー(動力駆動式のファン並びに空気の温度及び湿度を変化させる機構を自蔵するものに限る。)	七・五%
八四・一二	一 自動車用のもの 二 その他のもの	一〇% 一〇%
八四・一五	冷蔵庫(冷凍機構を自蔵するものに限る。)及び冷凍機構を有する機械(電気式のものであるかどうかを問わない。)	五%
別表第一第八四・三四号の次に次の一号を加える。		
八四・三八	ドビー機、ジャカード機、自動停止機、シャトル交換機その他第八四・三七号の機械の補助機械並びにスピンドル、スピンドルフライヤー、針布、コーム、ノズル、シャトル、ヘルド、ヘルドリフター、メリヤス針その他この号の機械又は第八四・三六号若しくは第八四・三七号に該当する機械に原則としてもつばら使用する部分品及び附属品 二 その他のもの	七・五%
別表第一第八四・四〇号の次に次の一号を加える。		
八四・四一	一 ミシン、ミシン用に特につけた家具及びミシン針 (二) その他のもの (三) ミシン(その頭部を含む。)	七・五%
別表第一第八四・四五号を次のように改める。		
八四・四五	金属又は金属炭化物の加工機械(第八四・四九号又は第八四・五〇号に該当するものを除く。) 一 工作機械 (一) 旋盤 A 普通旋盤(ベッド上の振りが一、〇〇〇ミリメートル以上のものに限る。) B 数値制御式のもの (2) その他のもの 二 自動ならい旋盤(ベッド上の振りが六〇〇ミリメートルに満たないものに限る。) (1) 数値制御式のもの	一三・五% 一一% 一三・五%

		(2) その他のもの	一一%
		C 単軸自動旋盤（棒材用のものに限る。）	
		(1) 数値制御式のもの	一三・五%
		(2) その他のもの	一一%
		D 立旋盤（テーブルの直径が二、〇〇〇ミリメートル以上のものに限る。）	
		(1) 数値制御式のもの	一三・五%
		(2) その他のもの	一一%
		E その他のもの	
		(1) 多軸自動旋盤（六軸以下の棒材用のもので数値制御式のものを除く。）	九%
		(2) その他のもの	
		(i) 数値制御式のもの	一三・五%
		(ii) その他のもの	
		1 自動ならい旋盤	一一%
		2 その他のもの	六・五%
		(二) ボール盤及び中ぐり盤	
		A 横中ぐり盤（中ぐり主軸の直径が二〇〇ミリメートルに満たないものに限る。）	
		(1) 数値制御式のもの	一三・五%
		(2) その他のもの	一一%
		B 治具中ぐり盤（立型のものに限る。）	
		(1) 数値制御式のもの	一三・五%
		(2) その他のもの	一一%
		C その他のもの	
		(1) 数値制御式のもの	一三・五%
		(2) その他のもの	六・五%
		(i) ボール盤	一一%
		(ii) その他のもの	
		(三) フライス盤	
		A 万能工具フライス盤	
		(1) 数値制御式のもの	一三・五%
		(2) その他のもの	一一%
		B ならいフライス盤（形彫り盤を含み、フライス軸が二本以下のものうち加工面積が一平方メートルに満たないものに限るものとし、ならい操作を手動式又はカム式の機構により行なうものを除く。）	
		(1) 数値制御式のもの	一三・五%
		(2) その他のもの	一一%

		(1) 数値制御式のもの	一三・五%
		(2) その他のもの	一一%
		C プラノミラー（テーブルの幅が二、〇〇〇ミリメートル以下のものに限る。）	
		(1) 数値制御式のもの	一三・五%
		(2) その他のもの	一一%
		D その他のもの	
		(1) ならいフライス盤（形彫り盤を含み、フライス軸が二本以上のもの及び加工面積が一・五平方メートル以上のものに限るものとし、ならい操作をカム式機構により行なうものを除く。）	九%
		(2) その他のもの	
		(i) 数値制御式のもの	一三・五%
		(ii) その他のもの	
		1 ならいフライス盤（形彫り盤を含み、フライス軸が二本以下のものうち加工面積が一・五平方メートルに満たないものに限る。）及びプラノミラー	一一%
		2 その他のもの	六・五%
		(四) 平削盤	
		A テーブルの幅が二、〇〇〇ミリメートル以下のもの	
		(1) 数値制御式のもの	一三・五%
		(2) その他のもの	一一%
		B その他のもの	
		(1) 数値制御式のもの	一三・五%
		(2) その他のもの	一一%
		(五) 研削盤	
		A 内面研削盤（研削することができる内径が二〇〇ミリメートルに満たないものに限るものとし、センタースレス式のものを除く。）	
		(1) 数値制御式のもの	一三・五%
		(2) その他のもの	一一%
		B 平面研削盤（立型ロータリーテーブル式のもの及び研削することができる長さが二、〇〇〇ミリメートルに満たない長テーブル式のものに限る。）	
		(1) 数値制御式のもの	一三・五%
		(2) その他のもの	一一%

(1) 数値制御式のもの (2) その他のもの C その他のもの	一三・五% 一一%
(1) 平面研削盤（研削することができる長さが三、〇〇〇ミリメートルをこえるものに限るものとし、ロータリーテーブル式のものを除く。）及びねじ研削盤 (2) その他のもの (i) 数値制御式のもの (ii) その他のもの	九% 一三・五%
1 平面研削盤（研削することができる長さが二、〇〇〇ミリメートル以上で三、〇〇〇ミリメートル以下のものに限る。）及び内面研削盤（研削することができる内径が二〇〇ミリメートル以上のものに限る。） 2 その他のもの (i) 歯切盤及び歯車仕上機械 A 単軸ホブ盤（立型のもので、テーブルの直径が七〇〇ミリメートル以上のものに限る。） (1) 数値制御式のもの (2) その他のもの B その他のもの	一一% 六・五% 一三・五% 一一%
(1) 平面車形削盤（ピニオン工具型のもので加工することができる直径が九〇〇ミリメートル以上のもの及びラック工具型のもので加工することができる直径が一、二〇〇ミリメートル以上のもの以外のもののうち数値制御式のものを除く。）及び平面車研削盤 (2) その他のもの (i) 数値制御式のもの (ii) その他のもの (iii) その他のもの A プロチ盤（引張力が三〇重量トンに満たないものに限る。） (1) 数値制御式のもの (2) その他のもの B ホーニング盤（円筒形の内面の加工用のもの	九% 一三・五% 六・五% 一三・五% 一一%
別表第一第八四・五二号から第八四・五四号まで及び第八四・五九号を次のように改める。 八四・五二 計算機及び会計機、金銭登録機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械 一 電子式デジタル計算機械 (1) 計算機本体 (2) その他のもの (i) 磁気インキ式文字読取機、光学式文字読取機、磁気円板式記憶機（記憶容量が一億字以上のものに限る。）及び磁気カード式記憶機並びにこれらに使用する制御機 (ii) その他のもの C その他のもの (1) 数値制御式のもの (2) その他のもの (i) プロチ盤 (ii) その他のもの	一三・五% 一一% 一三・五% 一一% 六・五%
八四・五三 自動データ処理機械及びこれを構成する機器並びにデータ転記用機械（データをデータ媒体に符号化して転記するものに限る。）データ処理機械（符号化したデータを処理するものに限る。）及び磁気式又は光学式の読取機（他の号に該当するものを除く。） 一 電子式デジタル自動データ処理機械（アナログ演算要素を有するものを含む。）及びこれを構成する機器（電源用機器及びアナログ信号によるデータのみを受け入れ又は送り出す機器を除く。）並びに磁気テープコンバーター、磁気テーププリンター及びこれらを構成する機器並びに第八四・五二号の一に掲げる計算機械を構成する補助機械 (1) 中央処理装置 (2) その他のもの (i) 磁気インキ式文字読取機、光学式文字読取機、磁気円板式記憶機（記憶容量が一億字以上のものに限る。）及び磁気カード式記憶機並びにこれらに使用する制御機 (ii) その他のもの	一五% 二二・五% 一三・五% 一五% 二二・五%

八四・五四	その他の事務用機器（たとえば、謄写機、あて名印刷機、貨幣分類機、貨幣計数包装機、鉛筆削り機、あな掛け機及びトシ機）	七・五%
八四・五九	機械類（独立の機能を有するものに限るものとし、この類の他の号に該当するものを除く。） 七 その他の機械類及びその部分品 (一) 機械類	七・五%

別表第一第八四・五九号の次に次の一号を加える。

八四・六一	コック、弁その他これらに類する物品（減圧弁及び温度制御式弁を含むものとし、管、かん胴、タンクその他これらに類する物品に用いるものに限る。） (1) 鉄鋼製の高温高圧弁（温度五三〇度以上における定格圧力が二四キログラム毎平方センチメートルをこえるもの又は温度三七〇度以上における定格圧力が一七五キログラム毎平方センチメートルをこえるものに限る。）及び減圧弁、自動調整弁その他これらに類する機械式弁 (2) その他のもの	一五% 七・五%
-------	--	-------------

別表第一第八五・〇一号を次のように改める。

八五・〇一	発電機、電動機、回転式又は静止式のコンバーター、トランスフォーマー、整流機器及びインダクター	七・五%
二 電動機	(一) その他のもの 三 トランスフォーマー (二) 容量が二〇〇キロボルトアンペアに満たないもの	七・五%
四 整流機器	(一) シリコン整流機器 (二) その他のもの	七・五% 七・五%

別表第一第八五・〇三号の次に次の四号を加える。

八五・〇六	家庭用電気機器（電動装置を自蔵するものに限る。） 一 真空掃除機、床みがき機、食物用グラインダー、食物用ミキサー、果汁しぼり機、ファン及びこれらの部分品 (一) ファン (二) その他のもの 二 その他のもの	五% 五% 五%
-------	--	----------------

八五・〇七	かみそり及びバリカン（電動装置を自蔵するものに限る。）	五%
八五・〇八	内燃機関の始動用又は点火用の電気機器（磁石発電機、点火コイル、始動電動機及び点火プラグを含む。）並びに内燃機関に附属する発電機及び開閉器 二 点火プラグ	七・五%
八五・〇九	電気式の照明用又は信号用の機器、ウインドスクリーンワイパー、除霜機及び除霧機（自転車用又は自動車用のものに限る。） 一 自動車用のもの（第八七・〇九号又は第八七・一〇号に掲げる車両に用いるものを除く。）	七・五%

別表第一第八五・一〇号の次に次の二号を加える。

八五・一一	電気式の瞬間湯わかし器、貯蔵式湯わかし器、浸せき式液体加熱器、土壌加熱器及びスペースヒーター並びに電気式のヘアドライヤー、ヘアーカラー、カール用こてその他の調整用機器並びに電気アイロン、家庭用電熱器及び電熱用抵抗体（カーボン製の抵抗体を除く。） 無線電信用又は無線電話用の送信機器及び受信機器並びにラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器及び受信機器（録音機又は音声再生機を自蔵するものを含む。）並びにテレビジョンカメラ、航行用無線機器、レーダー及び無線遠隔制御機器 一 ラジオ受信機（シャシを含む。） 二 テレビジョン受像機（シャシを含む。）	五% 五%
-------	---	----------

別表第一第八五・一二号を削り、同表第八五・二〇号の次に次の五号を加える。

八六・〇八	コンテナー（一以上の輸送方式による運送を行なうために特に設計され、かつ、装備されているものに限る。）のうち 解体用のもの (1) アルミニウム製のもの (2) その他のもの	二・五% 無税
八七・〇一	トラクター（動力取出し機構、ウインチ又はプーリーを有するものを含むものとし、第八七・〇七号に該当するものを除く。） 一 車輪式のもの	一〇%
八七・〇二	乗用自動車及び貨物自動車（スポーツ用自動車及びトリーパーを含むものとし、第八七・〇九号に該当するものを除く。）	

九〇・〇九	投影機、写真引伸機及び写真縮小機（映画用のものを除く。）	五%
九〇・一〇	一 投影機並びにその部分品及び附属品 二 その他のもの	五% 五%
九〇・一一	写真用又は映画用の感光材料の現像、焼付けその他の処理に用いる機器（この類の他の号に該当するものを除く）、感光式複写機（光学的機構を有するか、又は密着式のものであるかどうかを問わない）、感熱式複写機及び映写用スクリーン	五%
九〇・一二	一 現像、焼付けその他の処理に用いる機器並びにその部分品及び附属品 二 その他のもの	五% 五%
九〇・一四	土地測量機器（写真測量用のものを含む）、水路測量機器、航行用計測機器、気象観測機器、水理計測機器、地球物理学用機器、ら針盤及び測距儀のうち 測距儀並びにその部分品及び附属品以外のもの	五%
別表第一第九〇・一七号を次のように改める。		
九〇・一七	医療用又は獣医用の機器（電気式のものを含む。）	七・五%
別表第一第九〇・一七号の次に次の二号を加える。		
九〇・一八	機械療法用機器、マッサージ用機器及び心理学的適性検査用機器並びに人工呼吸器、オゾン吸入器、酸素吸入器、エアゾール治療器その他これらに類する治療用機器及び呼吸用機器（ガスマスクその他これに類するマスクを含む。）	七・五%
九〇・二〇	エックス線又は放射性物質の放射線を用いる機器（写真用又は医療用のものを含む）並びにエックス線発生機、エックス線管、エックス線用のスクリーン、高電圧発生機及び制御器並びにエックス線検査用又はエックス線処置用の机、いすその他これらに類する物品 一 放射性物質の放射線を用いる機器並びにその部分品及び附属品 二 その他のもの	七・五% 七・五%
別表第一第九〇・二二号の次に次の一号を加える。		
九〇・二八	電気式機器（測定用、検査用、分析用又は自動調整用のものに限る。） 一 この類の注5(a)に定めるもの	七・五%

別表第一第九一・〇一号中 一 課税価格が一個につき六、〇〇〇円以下のものうち
ストップウォッチ以外のもの 一五%
を

一 課税価格が一個につき六、〇〇〇円以下のもの
二 その他のもの 七・五% に改める。
一〇%

別表第一第九一・〇七号を次のように改める。

九一・〇七 ウォッチムーブメント(ストップウォッチムーブメントを含むものとし、組み立てたものに限る。)のうち
課税価格が一個につき五、〇〇〇円以下のもの(ストップウォッチムーブメントを除く。) 一五%
を

別表第一第九二・〇八号の次に次の一号を加える。

九二・一一 蓄音機、ディクテーティングマシンその他の録音機及び音声再生機(レコードプレーヤー及びテープデッキを含むものとし、サウンドヘッドを有するかどうかを問わない。)並びにテレビジョンの映像及び音声の磁気式の記録機及び再生機 五%

別表第二第二〇二・〇六号を削り、第〇五・〇七号の前に次のように加える。

〇四・〇七 食用の動物性生産品(他の号に該当するものを除く。) 七・五%
一 なまこ、くらげ及びうにのうち

別表第二第二五・〇二号中「溶出しない脂肪を」脂肪(溶出し又は溶剤により抽出しないものに限る。)]に、「製造した」を「溶出又は溶剤抽出によつて得た」に改める。

別表第二第二六・〇二号を削る。

別表第二第二六・〇三号中「及びミートジュース」を、「ミートジュース及び魚エキス」に改める。

別表第二第二〇二・〇二号中 一 砂糖を加えたもの 一七・五%
を

一 砂糖を加えたものうち
豆(さや付きのものを除く。)以外のもの 一七・五% に、「グリーンピース」を「豆(さや付きのものを除く。)]に改める。

別表第二第二一・〇五号中「を含む。)]の下に「並びに均質混合調製食料品」を加える。

別表第二第二一・〇七号中 (二) その他のものうち
ピーナツバター 二〇%
ヤングコーンコブ(かん詰、びん詰又はつば詰のものに限る。) 二二・五%
ひじき 一〇%
を

(二) その他のもの

A 第〇四・〇七号に掲げる物品のものうち
なまこ、くらげ又はうにのもの 一〇%
を

B その他のものうち
ピーナツバター 二〇%
ヤングコーンコブ(かん詰、びん詰又はつば詰のものに限る。) 二二・五%
ひじき 一〇%
に改める。

別表第二第二二・〇九号の(一)の(四)中「エチルアルコール」の下に「(別表第一第二二・〇九号の(一)の(1)の税率の適用を受けるものを除く。)]を、「ラム」の下に「及び別表第一第二二・〇九号の(一)の(1)の税率の適用を受けるものを除く。)]を加える。

別表第三第五七・〇六号中「黄麻糸」を「第五七・〇三号の黄麻その他の紡織用製皮繊維の糸」に改める。

別表第三第五七・〇一〇号中「黄麻織物」を「第五七・〇三号の黄麻その他の紡織用製皮繊維の織物」に改める。

附則

1 この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。ただし、第一条中國税定率法第四条及び第十條の改正規定は、昭和四十七年十月一日までの間において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行前に改正前の關稅暫定措置法第六條の規定により關稅の免除を受けた物品については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。
第二十四條の表東京關稅關の項管轄區域の欄中「成田市」の下に「市川市(大蔵大臣が定める地域に限る。)]を加える。

5 輸入品に対する内國消費稅の徵收等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第八條第一項第三号中「第四号」を「第六号」に改め、「取得する者」の下に「(政令で定める者を除く。)]を加え、同項第六号中「還付を受けるべき者」の下に「(内國消費稅が納付されていなくことを知らないで当該物品を所持することとなつたと認められる者を除く。)]を加える。

第十三條第三項中「第十七條第三項若しくは第四項」を「第十七條第四項若しくは第五項」に改め、同条に次の一項を加える。

4 關稅定率法第二十條の三(關稅の輕減、免除等を受けた物品の転用)の規定は、第一項第二号、第三号又は第四号の規定により内國消費稅の免除を受けた物品について準用する。
第十五條第一項ただし書中「内國消費稅の輕減」の下に「(數量を課稅標準とする内國消費稅に係るものを除く。)]を加える。

二月十日日本委員会に左の案件を付託された。

一、個人企業税制に関する請願(第二一六号)
(第三〇号)(第三一〇号)(第三二七号)(第三二九号)

第二一六号 昭和四十七年二月二十九日受理

個人企業税制に関する請願(三三三)

請願者 静岡県富士市御幸町二ノ一四富士

商工会議所内吉原地区青色申告会

内、稲葉真風外二名

紹介議員 栗原 祐幸君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三二〇号 昭和四十七年二月三十一日受理

個人企業税制に関する請願

請願者 愛媛県宇和島市丸ノ内一ノ三〇二

四宇和島市青色申告会内 中川敏

行

紹介議員 増原 恵吉君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三二二号 昭和四十七年二月三十一日受理

個人企業税制に関する請願

請願者 秋田県横手市大町七ノ一八横手平

鹿青色申告連合会内 高坂小四郎

紹介議員 山崎 五郎君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二七四号 昭和四十七年二月二日受理

個人企業税制に関する請願

請願者 東京都目黒区中目黒五ノ二八ノ八

目黒青色申告会内 松崎一郎

紹介議員 西村 尚治君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二九二号 昭和四十七年二月三日受理

個人企業税制に関する請願

請願者 名古屋市中区広見町二ノ一四愛

知県青色申告会連合会内 荒川良

中 紹介議員 成瀬 權治君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

二月十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律(昭和四十一年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 前項の規定により出資することが出来る金額のほか、政府は、銀行に対し、同項の合衆国ドルによる三億ドルに相当する金額の範囲内において、本邦通貨により出資することが出来る。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

二月十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、石炭対策特別会計法の一部を改正する法律案

石炭対策特別会計法の一部を改正する法律案

石炭対策特別会計法(昭和四十二年法律第十二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

石炭及び石油対策特別会計法

第一条第一項中「石炭対策」の下に「及び石油対策」を加え、同条第二項第一号中「この項」を「この条」に改め、同条第五号中「附帯事務等」を「石炭対策に係る附帯事務等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 この法律において「石油対策」とは、石油及び可燃性天然ガスの安定的かつ低廉な供給の確保を図ることの緊要性にかんがみ、これらの資源の開発の促進及び石油の備蓄の増強のための施策並びに石油の流通の合理化のために通商産業大臣が行なう施策に関する財政上の措置であつて、次に掲げるものをいう。

一 石油開発公団に対する出資
二 石油及び可燃性天然ガス資源開発法(昭和二十七年法律第百六十二号)に基づき、又は予算の範囲内において行なう補助で次の事業に係るもの
イ 石油及び可燃性天然ガスの探鉱及びこれに必要な地質構造の調査
ロ 石油及び可燃性天然ガス資源の開発に係る技術の振興を図るために行なう事業
三 石油開発公団法(昭和四十二年法律第九十九号)附則第九條の二の規定に基づき行なう事業に係る補助
四 石油の流通の合理化を図るための調査に係る予算の範囲内において行なう補助
五 前各号に掲げる措置に附帯し、又は密接に関連する財政上の措置で政令で定めるもの(以下「石油対策に係る附帯事務等」に関する措置」という。)

第二条第二項中「については、」の下に「石炭勘定又は石油勘定及び」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(勘定区分)
第二条の二 この会計は、石炭勘定及び石油勘定に区分する。

第三条の見出しを「(石炭勘定の歳入及び歳出)」に改め、同条第一項中「この会計」を「石炭勘定」

に改め、同項第一号中「次条」を「第四条」に改め、同項第三号中「附帯事務等」を「石炭対策に係る附帯事務等」に改め、同条第二項中「この会計」を「石炭勘定」に改め、同項第一号中「この項」の下に「及び次条」を加え、同項第七号中「附帯事務等」を「石炭対策に係る附帯事務等」に改め、同項第九号中「事務取扱費」を「石炭対策に係る事務取扱費」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(石油勘定の歳入及び歳出)
第三条の二 石油勘定においては、次に掲げる収入及び附屬雑収入をもつてその歳入とする。
一 次条の規定により石油対策に要する費用の財源に充てられる国税収入
二 石油開発公団法第二十四條第三項の規定による納付金であつて、この勘定に帰属するもの
三 石油及び可燃性天然ガス資源開発法第十九條第一項の規定による納付金であつて、この勘定から支出した補助金に係るもの
四 石油対策に係る附帯事務等に関する措置に基づく収入金
2 石油勘定においては、次に掲げる費用及び附屬諸費をもつてその歳出とする。
一 第一条第三項第一号の出資金
二 第一条第三項第二号から第四号までの補助金
三 石油対策に係る附帯事務等に関する措置に要する費用
四 第十二條第一項の規定による一時借入金金の利子
五 石油対策に係る事務取扱費

第四条中「この条において」を削り、「国税収入のうち、次に掲げる金額に相当するものは、石炭対策」を「国税の毎年度の収納額から当該年度におけるその国税についての還付すべき金額と払い戻すべき金額として政令で定めるところにより算定した額との合計額を控除した金額に相当する国税収入は、石炭対策及び石油対策」に、「この

に改め、同項第一号中「次条」を「第四条」に改め、同項第三号中「附帯事務等」を「石炭対策に係る附帯事務等」に改め、同条第二項中「この会計」を「石炭勘定」に改め、同項第一号中「この項」の下に「及び次条」を加え、同項第七号中「附帯事務等」を「石炭対策に係る附帯事務等」に改め、同項第九号中「事務取扱費」を「石炭対策に係る事務取扱費」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(石油勘定の歳入及び歳出)
第三条の二 石油勘定においては、次に掲げる収入及び附屬雑収入をもつてその歳入とする。
一 次条の規定により石油対策に要する費用の財源に充てられる国税収入
二 石油開発公団法第二十四條第三項の規定による納付金であつて、この勘定に帰属するもの
三 石油及び可燃性天然ガス資源開発法第十九條第一項の規定による納付金であつて、この勘定から支出した補助金に係るもの
四 石油対策に係る附帯事務等に関する措置に基づく収入金
2 石油勘定においては、次に掲げる費用及び附屬諸費をもつてその歳出とする。
一 第一条第三項第一号の出資金
二 第一条第三項第二号から第四号までの補助金
三 石油対策に係る附帯事務等に関する措置に要する費用
四 第十二條第一項の規定による一時借入金金の利子
五 石油対策に係る事務取扱費

第四条中「この条において」を削り、「国税収入のうち、次に掲げる金額に相当するものは、石炭対策」を「国税の毎年度の収納額から当該年度におけるその国税についての還付すべき金額と払い戻すべき金額として政令で定めるところにより算定した額との合計額を控除した金額に相当する国税収入は、石炭対策及び石油対策」に、「この

に改め、同項第一号中「次条」を「第四条」に改め、同項第三号中「附帯事務等」を「石炭対策に係る附帯事務等」に改め、同条第二項中「この会計」を「石炭勘定」に改め、同項第一号中「この項」の下に「及び次条」を加え、同項第七号中「附帯事務等」を「石炭対策に係る附帯事務等」に改め、同項第九号中「事務取扱費」を「石炭対策に係る事務取扱費」に改め、同条の次に次の一条を加える。

会計をこれらの対策に必要な費用を勘案して、予算で定めるところにより、石炭勘定及び石油勘定に改め、各号を削る。

第六条中「歳入歳出予算は」の下に「石炭勘定及び石油勘定に区分し、各勘定において」を加える。

第八条中「この会計」を「各勘定」に改め、「これを」の下に「当該各勘定の」を加える。

第十二条第一項中「この会計において」を「各勘定において」に改め、同条第三項中「ただし」の下に「石炭勘定において」を加える。

第十五条第一項中「この会計」を「各勘定」に改める。

附則第二項中「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改める。

附則第六項中「この会計から」を「この会計の石炭勘定から」に改める。

附則第八項を次のように改める。

8 昭和四十七年度に限り、同年度の石炭勘定の当初予算に見込まれた石炭鉱業合理化臨時措置法第三十五条の規定に基づく石炭鉱山整理促進交付金及び同法第三十五条の十一の規定に基づく支払金の財源として石炭鉱業合理化事業団に交付する補助金並びに炭鉱離職者臨時措置法第十六条の規定に基づき炭鉱離職者に支給する就職促進手当（以下「炭鉱整理促進費補助金等」という。）の額が、同年度における炭鉱整理促進費補助金等の交付又は支給に要する経費の額に不足するときは、当該不足する金額を限度として、同勘定の負担において、借入金をする事ができる。

附則第九項中「附則第七項」を「前二項」に改める。

附則第十項中「附則第七項」の下に「及び第八項」を加える。

附則第十一項中「附則第七項」の下に「及び第八項」を、「毎会計年度」の下に「この会計の石炭勘定から」を加える。

附則第十二項中「歳入と」の下に「附則第八項の規定による借入金、昭和四十七年度における石炭勘定の歳入と」を、「並びに附則第七項の下に「及び第八項」を加え、「この会計の歳出」を「同勘定の歳出」に改める。

附則第十三項を次のように改める。

13 昭和四十七年度及び昭和四十八年度においては、第四条の規定により石炭勘定及び石油勘定の歳入に組み入れる関税収入の額は、同条の規定にかかわらず、石炭勘定にあつては第一号及び第二号に掲げる金額、石油勘定にあつては第三号に掲げる金額に相当する額とする。

一 原油及び関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の第二七・一〇号の（四）に掲げる製油の原料として使用される重油等に係る関税収入にあつては、その関税の毎年度の収納額から、当該年度におけるその関税についての還付すべき金額（同法第七條の五第一項の規定により還付すべき金額を除く。）と払い戻すべき金額として政令で定めるところにより算定した額との合計額を控除した金額の六百四十分の五百三十に相当する額

二 重油等（前号に規定するものを除く。）に係る関税収入のうち、関税暫定措置法別表第一の第二七・一〇号の（四）のAの（2）に掲げる重油等に係るものにあつてはその全額、同号の（四）のBの（2）に掲げる重油等に係るものにあつてはその七百三十分の三百二十に相当する額、同号の（四）のCの（2）に掲げる重油等に係るものにあつてはその六百六十分の二百九十に相当する額

三 第四条の関税収入の額から前二号に掲げる金額を控除した金額

附則

この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。

改正後の石炭及び石油対策特別会計法の規定

は、昭和四十七年度の予算から適用し、昭和四十六年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に關しては、なお従前の例による。この場合において、石炭対策特別会計（以下「旧会計」という。）の昭和四十七年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、石炭及び石油対策特別会計（以下「新会計」という。）の石炭勘定の歳入に繰り入れるものとする。

3 この法律の施行の際旧会計に所屬する権利義務は、政令で定めるところにより、新会計の石炭勘定に歸屬するものとする。

4 旧会計の昭和四十六年度の歳出予算の経費の金額のうち改正前の第十五条第一項の規定による繰越しを必要とするものは、新会計の石炭勘定に繰り越して使用することができる。

5 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に關する法律（昭和二十五年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「地震再保険特別会計」の下に「石炭及び石油対策特別会計」を加える。

6 国稅收入金整理資金に關する法律（昭和二十九年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「石炭対策特別会計」を「石炭及び石油対策特別会計」に改める。

7 石炭鉱業整理臨時措置法（昭和三十八年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「石炭対策特別会計法」を「石炭及び石油対策特別会計法」に改める。

8 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第八号中「石炭対策特別会計」を「石炭及び石油対策特別会計」に改め、同条第二項中「第八号」を「第七号」に改め、「亜炭に關すること」の下に「同項第八号に掲げる事務のうち石炭勘定に係ること」を加える。

9 労働省設置法（昭和二十四年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第十條第一項第四号の三中「石炭対策特別会計」を「石炭及び石油対策特別会計の石炭勘定」に改める。

二月十八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、通行税法の一部を改正する法律案

通行税法の一部を改正する法律案

通行税法（昭和十五年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「一人一回二付千六百円ヲ超ユルモノニ限ル」を「一般ノ乗客ノ通常利用スル寝台ニ係ル料金トシテ命令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク」に改める。

附則第四項中「急行料金若ハ準急行料金」を「若ハ急行料金」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の通行税法の規定は、この法律の施行の日以後に領収する旅客運賃等（同法第二条に規定する旅客運賃、特別急行料金、急行料金、準急行料金、寝台料金又は特別車両料金等をいう。以下同じ。）に係る通行税について適用し、同日前に領収した旅客運賃等に係る通行税については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる通行税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

二月十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、減税に關する請願（第三三五号）

一、個人企業税制に關する請願（第三五二号）

